

平成 25 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出
予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 錄

自 平成 25 年 3 月 11 日
至 平成 25 年 3 月 14 日

飯 館 村 議 会

平成25年3月11日

平成25年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

平成25年3月11日、飯舘村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（11名）

志賀 豊君	伊東 利君	松下 義喜君
飯樋 善二郎君	北原 経君	北山 文子君
佐野 幸正君	菅野 義人君	大和田 和夫君
大谷 友孝君	佐藤 八郎君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長 菅野 典雄	副村長 門馬 伸市
総務課長 中井田 榮	復興対策課長 中川 喜昭
住民課長 濱名 光男	生活支援対策課長 佐藤 周一
健康福祉課長 藤井 一彦	会計管理者 齊藤 修一
教育長 廣瀬 要人	教育課長 愛澤 伸一
農委局長 齊藤 修一	選挙管理委員会書記 中井田 榮

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野 誠 書記 山田 郁子

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（志賀 肇君） おはようございます。

本日の出席委員は11名です。

ただいまから平成25年度会計予算審査特別委員会を開催します。

(午前9時02分)

委員長（志賀 肇君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本特別委員会は、去る3月5日の本会議において付託をされました平成25年度飯館村一般会計のほか5つの特別会計、計6会計の予算について本日から審議を行います。図らずも、私こと委員長を仰せつかりました。よろしくお願ひいたします。なお、副委員長に伊東 利委員が選任されました。まことに重責でありますので、懸命に務めたいと思っております。どうか委員各位におかれましては、予算審査の意義に強い思いを持って審査に臨んでいただきますよう切にお願いを申し上げます。

昨年の東日本大震災並びに原発事故により日本の産業、経済、そして私たちの生活の基盤も大きく揺らぎ、村民にとってかつてない厳しい2年でありました。村民は今なお原発事故による放射能への不安を抱えておりますが、一日も早く普通の生活を取り戻せるよう、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないと思っております。

これからは村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。

そのような中で平成25年度の予算審査特別委員会でありますから、特に気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければなりません。村民の健康管理はもとより、「安全で・安心して」避難生活と、一步進んだ復興に向け取り組みできる事業を確保しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、平成25年度で実施する事務事業に充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであり、ご承知のようにこの予算は今後の村政を左右する歳入歳出予算であります。

村としては、村民の安全・安心が大事と捉えた予算の策定をしているものと思われますが、本委員会としては村民の安全・安心につながる予算であって、村民の心の復興にもつながる事業または内容となっているかなどそれらを確認する重要な委員会であります。

村長を初めの各課長の皆さんにおかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますようご協力を願います。

なお、議事進行については特段のご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第12号「平成25年度飯館村一般会計予算」、議案第13号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第14号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第15号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第16号「平成25年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第17号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査委員会は本日及び12日と14日の3日間であります。この後一旦休憩して、各課長等から担当する事務及び事業に係る予算等について説明を求め、2日目及び3日目は、議案第12号から議案第17号までの質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（志賀 翼君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、事前にお願いいたしますが、説明の時間は限られていますので、各課長の説明に当たっては新規事業や要点について特に説明をしていただき、若干の質疑時間を持ちたいと思っておりますので、配付の時間割表によって進めてまいりたいと思いますので、予定時間前に終えられるようご協力願います。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 翼君） ここで休憩します。

説明員の皆様には一旦退席を願います。

(午前9時06分)

平成 25 年 3 月 12 日

平成 25 年度飯館村予算審査特別委員会記録（第 2 号）

()

()

平成25年3月12日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時01分より開催された。

◎出席委員（11名）

志賀 豪君	伊東 利君	松下 義喜君
飯樋 善二郎君	北原 経君	北山 文子君
佐野 幸正君	菅野 義人君	大和田 和夫君
大谷 友孝君	佐藤 八郎君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長 菅野典雄	副村長 門馬伸市
総務課長 中井田 榮	復興対策課長 中川喜昭
住民課長 濱名光男	生活支援対策課長 佐藤周一
健康福祉課長 藤井一彦	会計管理者 齊藤修一
教育長 廣瀬要人	教育課長 愛澤伸一
農委会长 菅野宗夫	農委局長 齊藤修一
選挙管理委員会書記長 中井田 榮	

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 但野 誠 書記 山田郁子

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（志賀 肇君） おはようございます。

本日の出席委員は11名であります。予算審査特別委員会を再開をします。

（午前9時01分）

委員長（志賀 肇君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成25年度飯館村一般会計並びに各特別会計の予算にかかるものであります。

この際、避難を強いられている村民のことを念頭に置き、安全・安心して避難生活ができる、何よりも村民に役立つ、効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただき、特に議事進行上、議題外にならないようご承知お願いをいたします。 ()

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、質問の際は、予算書のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。答弁者におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

以上申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第12号から議案第17号までの6議案について、一括して審議を行います。

これより審議を許します。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨日、予算説明の中で誤った答弁をした部分がございましたので訂正をお願いしたいと思います。

45ページでありますが、きのう説明後に質問を受けた内容の答弁でありまして、まず村道除雪対策費下の欄でありますが、その12役務費ロータリー除雪車損害保険料、これについては昨年度なかったなというご質問をいただきました。 ()

私、トラクターの部分の説明をしましたが、確認をしましたらこのロータリー除雪車というものは歩道用の除雪機ということで保険料が2年に1回掛けるようになっているということで、一応歩道用の除雪機、平成24年度で切れるということでありまして平成25年度に掛けるということでの計上、2カ年の期間をやるということです。よりまして、道路維持費の役務費、自動車損害等というのがトラクターの保険料ということです。

備品購入費ホイールローダーですね。契約満了、リースが満了になるということで購入という説明をさせていただきました。その際の保険料はどうなるのかという部分であります。これについてはホイールローダーは年間借り上げという状況になっておりまして、一応リース業者のほうで車検を受けておりまして、これが平成24年10月に車検を受けているということで2年間その期間があるということで、25年度については保険を掛ける必要がないということになっております。以上であります。

委員長（志賀 肇君） 質疑を求めます。

委員（菅野義人君） おはようございます。

平成25年度一般会計予算48億7,000万円、復興に向けてよい花が咲くと銘打った予算だと説明を受けました。本当によい花が咲くのかどうか、そうするためににはどのような問題点があるのかということについて議論をするのがこの予算委員会だろうと私は思っています。よろしくお願ひします。

最初に、予算の概要について、ナンバー5、2ページについてお伺いをしていきます。

平成25年度一般会計ということでこの今年度予算というのは繰入金を非常に多く投入した積極的な財政運営だという説明を受けております。17番繰入金のうち6億4,889万円のうち、4億5,000万円が財政調整基金からの繰り入れだということですが、特に多額の財政調整基金を投入しての予算編成のねらいあるいは効果をどのように考えているのか、そこについてまず1点お伺いをします。

総務課長（中井田榮君） 予算の概要でもご説明しましたように村長の提案理由にありますように、とにかくことは復興・復旧ということで、平成24年度はどちらかというと避難をして緊急、やむを得ず緊急支援的な予算措置になって、どちらかというと民生費とか衛生費とか労働費とかふえた予算でありましたけれども、ことは提案理由にありますように復興計画の5つの柱、それをとにかく事業推進しながら村民の一人一人に寄り添うような復旧復興の予算にしていきたいということでことしの予算につきましては昇口舗装も含め総務費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、ということで昨年とはまた違った予算の形態になっているのかなと思っております。

そういう意味で、各課で国県補助のなるべく一般財源を使わない形で国県補助をとりにいって、さらにはこのような地方交付税をかたく見ながら入れて、さらに不足財源分については今ほどご質問のあった繰入金として財政調整基金、貯金ですけれども、それを去年でありますと2億5,000万円でありますましたが、さらに2億円を取り崩しながら4億5,000万円でありますけれども、財政調整基金を取り入れながら復興復旧の従前事業を積極的に進めるための財政運営としたわけでございます。

委員（菅野義人君） なるべく国県の補助を使わないようにということで、国県の補助を活用してということでお話がありました。財政構造から見ますと、いわゆる村税等が免税措置もありまして従来の半分程度の収入しかない。そういう中では、国県の事業を使いながら一方では財政調整基金を活用しながらやっていく。この考え方方は私は村としてはかなり戦略的に練ったお金の使い方を意識しなくちゃいけないだろうと思うんです。被災状況がこれから続くということもあって、繰入金に相当する財政調整基金は非常に貴重なものである。その戦略からいいますと、私は一つは今まだ除染が十分に行われていない中でこの戦略を立てることは、ある一方ではかなりの不用残が発生するおそれがあるのでないか。このように私は思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田榮君） ご承知のとおり、当初予算つくるに当たりましてはそれぞれの国県補助を使いながらなるべく一般財源を使わない、さらには不足財源分については今ほどご説明しましたように財政調整基金を使いながら進めていく、さらに国の予算がまだ決まつ

ていないということもあって、不透明なところもございます。大体国の予算、5月ころに決まるのではないかということになっておりますので、今の時点で、とにかく各課充てられる国県補助については確実なものを上げさせていただいた。さらには、どうしても復興復旧のために5つの柱を進めなくちゃいけないということで、どうしても充てなくてはいけないその事業については今ほどの基金を使いながらとりあえず事業を推進しながら、さらに年度途中で昨年もそうありますけれども、補正を組みながらついたものについてはさらに財源の手当てをしながら進めていくという形で、ことしも平成25年度もそういう財政運営を手がたく進めていきたいと考えております。

委員（菅野義人君） 議論の方向が私一緒だと思っております。いわゆるどうしても充てなくてはいけない事業、今回の4億5,000万円の財政調整基金の投入の陰には予算措置として1億5,000万円の生活道路整備補助金がある。そうしますと実質的に昨年度予算から見ますと財政調整基金は2億円が多いんですが、そのうち1億5,000万円が生活道路整備補助金のほうに予定されている。この生活道路整備補助金が、今年度にどうしても充てなくてはいけない事業と私は位置づけられるのかどうか。先ほどの除染の行く末から見ますと、生活道路整備補助金、いわゆ昇口補助は、舗装は除染後に実施を予定している事業だと私は聞いておりますが、もっと優先すべき事業というものはあったのではないかという認識を持っているんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田榮君） ご承知のとおり、全員協議会のときにも説明をさせていただきましたけれども、実は東日本大震災の特別会計、概算で福島の復興再生の加速化で651億円ついております。その中で平成24年度の大型補正で208億円ついているわけでありますけれども、その12市町村の該当する事業として50事業、18億円出させていただきましたけれども、あそこの中の29番、30番の中で昇口舗装ともう1つはモニタリング、除染前と除染後の、それをセットにした帰還加速事業として捉えることによって、時間軸とともに復興計画は村に帰るという計画を立てているわけでありますから、そういう意味では1つでも2つでも村民の帰村を促すという意味では、今回昇口舗装を当初予算に上げさせていただいた。

そのほかの50事業のあるうちほとんどの部分はまだ当初予算に上げていないわけでありますけれども、今後3月に一応は原案は国のほうに上げているわけでありますけれども、18億円をつければ申請してつくことができれば補正のほうでまた帰還加速化事業ということで補正の議案を出しながら事業を推進していくという形をとりたいと考えています。

委員（菅野義人君） 今説明がありました50事業というのは、ある意味では国が現時点の被災状況を加味して帰還加速化事業ということで政策を打ち出した事業でございます。そういう点では、その事業を利用しながらというのは正しい判断につながる。ただ、今の飯舘村の除染がなかなか進まない状況の中で。国の帰還加速化事業にそのまま乗るというのは私は問題があるのではないか。むしろ、今お話のあった除染を加速化するための事業あるいはモニタリングを強化する。この辺あたりが本来村の戦略としてはもっと重点を置くべきではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田榮君） ご指摘のとおり、そういう考え方も一方ではあるのかなと思っていま

す。しかしながらこれから時間軸とともに村民に村に帰っていただくということを考えれば、幾らなりとも村に帰ってこういう生活をしたいというある程度のめどといふんですか、そういうのをつけなくちゃいけないということを考えておりますので、そういう意味では今回一番はやはり放射能で汚された村でありますから、自分のうちに帰ったのはいいんだけれども、自分のうちの線量は幾らになっているのか、周りの線量は幾らになっているのか。それを見ながらさらに昇口舗装することによって線量を下げる。そういうことをセットでやることによって帰還が促されるのかなと思います。

先ほどの、財政的なことでありますけれども、2億円は財調のほうから取り崩しをさせてもらって今回の当初予算に上げさせていただいたわけでありますけれども、その208億円の12市町村の加速化事業に該当すれば国県の、国の補助金がもらえるということで2億円も取り崩さなくても済むような形にしたいということもあって、さらに国に要望を強めながら加速化事業がとれるような形を議会とともに進めていければと考えております。

委員（菅野義人君） もちろん、そのような見通しの中で財政措置をして予算を組んだというのは十分理解はできるんです。この辺の認識が少し違う部分は、今村が戦略的に行わなくちゃいけないことは、もちろん国の事業を先取りするという部分があつていい。それはそれでいい。だけども、国の事業ではなかなか出ないが、村にとって必要だという事業をどういうふうに役場、行政が判断するか。ここが私は復興を望む村民と村との考え方のずれがあるんじゃないかなと認識しているわけなんです。

現実的には、去年の暮れのアンケート、一般質問でしたが、帰還を迷っている方が約半分いるんです。その半分の人のためにいわゆる昇口舗装事業が後押しになるかどうか、あるいはもっと必要なことがあるのではないか。それは国の財政では期待できないんだけども、村としてはやらなくちゃいけない。その部分についての検討が、私はまだ少ないんじゃないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田榮君） そういう見方もきっとしていかなくてはいけないんだろうなと思うわけでありますけれども、先ほども言ったテレビの中でも識者が言っているのは、平成24年度というのはどちらかというと原発があって、緊急避難があって、緊急に対策を講じなくてはいけないということがあって、どちらかというと行政主導の流れにあったのかなと思います。飯館村の場合は避難の中でも一番遅い市町村でありますて、6月の22日だとは言うけれども、最終的に避難したのはお盆過ぎの時期だったのかなと思います。そこから、少ない時間の中で議会ともども要望を上げながら復興計画をつくりながらここまで来たのかなと思います。

そういう意味では予算の中身を見てもらってもですけれども、昨年は民生費とか労働費とか多かったわけでありますけれども、ことしほ農林水産、商工、教育という形でとにかく復旧復興に向けて、復興計画でいう村民一人一人の寄り添うような形、さらには復旧復興に向けていけるような予算になっているのではないかと思います。

確かに、委員さんがおただしのとおり、不足の部分、これから村民の意見を聞きながらさらにどういう形で入って復旧復興をすればいいのか、その辺は十分に話し合ってやる必要があると感じております。

委員（菅野義人君） 恐らく、向かっている方向は一緒なんだろうなと私思つうんです。

たびたび、議会等の一般質問の中でも今の復興計画が本当に村民の意思を反映するものかどうかという議論が出されております。一方では、村としては村の財源を有効に活用していくという姿勢が必要だ。その温度差を埋めるのは私は自主財源なんだろうと。到底国に要望しても村独自の必要なものというのではなく認められない。それを埋めるのが自主財源だと。

先ほどの総務課長の話ですと、昇口舗装については行く行くは国の加速化事業の中で対応があるかもしれない。大体国ではそういう方向になっているとするならば、むしろここで財政調整基金を多額に投入してこの事業をつくるというよりは私はそのすき間を埋める事業をどうするかという視点が、この予算の中には反映されないとよい花は咲かないんではないかと思っているんです。

一方ではそういう考え方もあるとお認めになるのであれば、私はその手立てを平成25年度予算の中でどうしていくのか、その辺の検討が必要なんだろうと私は思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今回、少しでも原発に遭ったことによって我々は大変な思いをさせられているわけであります。それについてありとあらゆる形で国あるいは東京電力と向き合わせていただいているわけでありますけれども、そのところをどうやっていくかというのが一つあるだろうと思います。一方で、それだけでいいのか、やはり被害に遭わなければできなかつたことも幾つかやっていく必要があるのではないかということで、考えさせていただいたところであります。

したがって、生活道路の舗装が帰村につながるかつながらないか、私は幾らかなりともつながると思いますし、たとえつながらなくともあとあとそれぞれの家庭において場合によつては村においての負担減になると、このように思つてはいるところであります。

それはそれで、すき間を埋める事業という話でありますけれども、すき間を埋める事業というのは一体何なのか。いろいろあるんだろうとは思いますけれども、今のところ、やはりソフト的な事業が中心になるんだろう、あるいは村民の健康をどう守っていくかというところなんだろうなと思っています。決して、あるいは将来若い人たちへの対応というところだろうな、教育と、こういうところなんではないかなと思っています。

それなりに、あれもこれもというわけにはいきませんし、我々も毎日の仕事の中でもつとこういうことが考えられればよかったですなということもないわけではないだろうと思いますが、健康のほうもできるだけしっかりと検査を受けてもらうとかあるいは住民に対しての心と体のストレスといいますか、そういうものの対応を人的にもしっかりとやっていかなければならないというところも、雇用なりなんなりあるいは裁量の中でも準備をしてきてはいるところであります。

教育のほうもこれからでありますけれども、いろいろなところで学力が落ちているあるいはなかなか習慣がこういう変化した生活の中で大変だと、こういうのもあちこちで言われているところでありますから、そこをどういうふうにやっていくかあるいは先ほども言いましたように災害に遭わなければ得られなかつたこと、例えば何でいいですか、かなり

多くの人たちの善意が飯館村にあったわけであります。これは多分、私はこれまでの村が精いっぱい自主自立の動きをやってきたのにこういう目に遭ってしまったという思いでの飯館村に対する温かい心だらうと思いますから、そういうものをどういうふうに我々大人たちも含めて子供たちに伝えていくかなどというのも大切なことだらうと思います。

ですから、そういうものにそれなりに事業は組んでいるつもりでありますけれども、まだまだないわけではないと思っています。毎日の対応に追われながらやっていますと、若干深く考えるというところも足らなかつたかなという思いもありますので、今後いろいろ議会も数が多いわけですから、提案させていただいたり、あるいはご意見をいただきながらやっていければと、このように思っています。

また、一番は村民が申しているのは除染であり、あるいは賠償なんだろうなと思いますから、そこでなかなか国に言ってもわからないというか理解されないとこに自主財源を使うべきだと、こういうことだらうと思っていますので、除染についても賠償についても対応はしていかなければならぬ。多分それはある意味では人的なところ、こういうことではないかなと思っていますので、今回には幾らか上がったところとまだまだ足らないところがあるだらうと思っていますので、隨時今お話し、質問いただいたところに沿うように考えていきたいと思っております。以上であります。

委員（菅野義人君） 大分話が抽象的になってきますと、ぼけてきますので、私、議会でのやりとりなんかを聞いて村長はお感じになっていると思いますが、やはり今の最大のテーマは除染をどのように進めていくか。ある意味では除染の説明会をやって各地区からさまざまな問題が出ている。それに対して村がどのように整理をして、国との交渉の結果少しでも効果のある除染をやってもらうようにするのかという、その道筋を示していく、私はそのため単に除染の説明会を行うだけではなくもっと具体的な村としての取り組みが必要なんだろうと。

当然、村長の所信表明の中にもありました。村としては国に対してより効果の上がる除染を要求していくんだから、村民は理解の上同意してくださいというお話がありました。多くの村民はそれに対してなかなか理解を、わかることができない。非常に不安を除染に関して持っている。その上で除染の説明会をやって同意を求める。私はそれでは村民に対して十分に説明責任を果たしているとは思えないんです。何が問題なのかということをやはり村として掘り下げていく。あるいは場合によっては村民にあるデータを示しながら理解を求めていく。この作業がないと、私は平成25年度のかなりの部分が絵に描いた餅になってしまふんでないかという懸念をしております。

私はですから、すき間を埋めるというよりはもっと優先してやるべきことが村の施策にはあるんではないかという点で申し上げたので、再度その辺はあとから除染の問題についてはいろいろ議論が出てくると思いますが、再度ご見解を求めてお願いをしたいと思います

村長（菅野典雄君） 一つはやはり、除染は今いろいろなご質問をいただきましたけれども、相手は国があるわけでありますので、そこをどう我々の思いを伝えていくかということが必要だらうと。そして今質問があったのは、それはそれとしてもっとそこを埋めるものが村に必要ではないかという話であります。

どういう形なのか、例えば今我々はガンマカメラなんかを使いながら少しでも安心ができるようにしなければならないのではないかとか、手抜きがされるのをどうやって防ぐのかとかあるいは除染のデータをどう住民に正確に出すのかとか、あるいはデータのいわゆる数字なりなんなりが我々にとってどういう影響があるのかとか、そういうものを出していくことが除染の同意をもらったりなんなりに進めることではないのかなど。あるいは仮々置き場とか仮置き場に対するもう少し例えば周りに若干の塀を置くとか、いろいろなことが考えられるだろうとは思っておりますので、もう一度除染やらないことには前には進めませんので、国に求めるもの、そしてなかなかできないところを村がどれだけできるかもう一度考えてはみる必要があるとこのようには思っているところでありますと、今お話しした以外にもありましたらお考えを聞かせていただければと、このように思っています。以上であります。

委員（菅野義人君） 除染に関してましてはまた後ほど議論する機会があると思いますので、質問を変えます。

説明資料ナンバー6の3ページ、行政区に関する経費で今年度も村の予算として行政区の庶務会計さん、班長さん、それぞれ予算措置をしております。たしか、去年は同じような措置をして村として行政区の活動を支えていくんだというお話でございました。

村として区長さん、副区長さんあるいは行政区の交付金は別として班長さんまで予算措置をする、この考え方なんですね。ねらいについてはどのように事業効果を狙っているのかお伺いいたします。

総務課長（中井田榮君） 行政区に関する経費でありますけれども、班長さんまでということで予算措置をさせていただいております。ご承知のとおり、行政区は区長さんがいて副区長さんがいて、庶務会計、班長さんということで、行政区は組織がきちっとしていて行政区長がいろんな伝達をすれば班長さんがそれぞれの班に、連絡事項にしても何にしても回していただけるということが避難前はきちんとありました。こうやって散り散りばらばらに避難をしている中で、やはり20行政区は残しながらさらに帰村に向けて復旧復興していくという意味では、これから本格的な除染も始まる、さらには復興の事業も始まるということを考えると、やはり行政区長からそれぞれの末端まで連絡事項が行き渡るような形を維持していきたいという考え方もありますと、さらにはつながりもそれぞれ班長さんがいてこういうふうにつながっているんですよという形を、避難中ではありますけれども、そういう形をきちんと残していきたいという部分もあって、昨年に引き続きことしも予算措置をさせていただいたところでございます。

委員（菅野義人君） 確かに、避難前は各行政区の中では意思伝達の方法あるいは意思を集約する方法として班長さんの役割は非常に大きなものがありました。ましてや、避難している状況の中だと地域的な地縁的なつながりがない。そういう中で班長さんに従来のつながりを期待しているというお話でありますので、私はちょっとその視点が非常に不明確だと思っているんですが、もちろんそういう体制でやっておられる行政区もあれば、それとは違う体制でこの避難生活を対応している行政区もある。その辺は班長さんという位置づけではなくて行政区の裁量に委ねるという部分が含まれているのかどうか、お伺いします。

総務課長（中井田榮君） 班長さんにつきましてはそれぞれの行政区で動きが違うんだろうなと思います。従来の視点で何でもかんでもやるという考えは持っていないわけありますけれども、ただこれからいろんな事業を進める、除染も進めるに当たって区長さんだけでは、副区長さんだけではできないという部分もあります。末端、やはり動きながら進めないといけない部分もあるかなと思いますので、ただこのお金につきましては交付金につきましては、行政区に出し方についてはお任せをするということでとにかく交付金として出す。使い方については行政区に基づいて使っていただくということに行政区長会でも説明をしておりますので、使い方についてはそれぞれ行政区によって使っていただければいいのかなと考えております。

委員（菅野義人君） これも先ほどのすき間を埋める部分の一つと私考えているんですが、一般質問でも行政区としての意見集約をどのようにしていくのか、私はそこに村としてスポットライトを当てるべきだというお話をさせていただきました。単につながりを持つとか単にきずなを持続していくというのではなくて、私は復興に向けてこういう予算をどう活用するのかという視点をきっちり位置づけをすべきだと思っています。ですから、単に役員に対して交付金を、お金を出すというのではなくて、村として行政区のまとまりを持ちながら意見集約を一方では期待するという視点がこの予算に含まれるべきだと思っていますが、状況によってはなかなか難しい行政区もありますが、私はそこまでは期待すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） こういうかつてない大変なときでありますから、どのように住民の皆さん方にお力添えををいただくかというのは非常に難しい話ではあるなとは思っています。よく我々行政なり使う言葉に、自助共助公助という言葉があります。この前にも私お話ししましたけれども、本来自助があって、それでどうしようもないものを共助が、最終的に公の助けと、こういうことになるわけあります。

飯館村はどちらかというとできるだけ公助というのは水を差すというところで自助でやってきた村だと、私はこう思っているところであります。その考え方方は今住民の中にも生きている、このように思っていますが、今年度は特に除染がかかわってくると、こう考えますと復興への一丁目一番地であります除染にどれだけそれぞれの地区の住民の方あるいは役員の方がかかわっていただけるかというのが、非常に重要だと思っていたところであります。

したがって、その中でももちろん村全体としての予算もとらなければなりませんけれども、幸いに飯館村は以前区長さんを先頭にといいますか、筆頭にしっかりととした組織ができていますから、そこの辺で少しでもこれから復興といいますか、特に除染についてご協力をいただければと、こんなところで出させていただいているのも内容には含まれている。ただ、使い方はそれぞれ各行政区にお任せするのが、自主性にお任せするのが公助よりも自助、そこを旨とするというところでの復興というふうに、正しいやり方ではないかと思っておりますので、ご質問の内容はそのとおりだと思っているところであります。

委員長（志賀毅君） 資料が届いておりますので、これから資料の配付をさせていただきます。

委員（佐藤八郎君） 今年度の提案理由ずっと見せてもらって、既に除染放射能の危険性はなく安全・安心に帰還できるんだという全体予算だと見えますけれども、先ほど議人委員からもあったように村民の日々の暮らし、寄り添って声を聞く中ではそういう意向にはなっていないです。いかに被害を受けた村民の暮らしと行政の執行の考え方がズレているかがいま見られる予算だなと基本的には思いました。

順を追って何点か質問いたしますけれども、まず最初に除染についてでありますけれども、昨年予算のときに村長が言った除染実施の基本的な考え方。村内全域の除染、実施に当たっては帰村後のコミュニティーも大事なんだから行政区単位として進めながら水系の上流から下流へと実施していく。これはそのとおりでありますか、今も。どうでしょう。

村長（菅野典雄君）あのときお話ししたと私は思っていますけれども、いわゆる国が示した除染の計画は準備区域、線量の低いところはすぐにでも除染をして帰ってください。高いところは当分帰れませんからずっと後回しにさせてくださいというのに、我々は承服はできないので、村独自の除染計画をつくらせていただいた。そこで理屈が合わないとダメですので、西のほうから東のほうにという話をしたわけであります。

かなりあちこちの、何ていいますか、有識者から飯舘村の言うことはある意味では全くごもっともだという論評も2つ3つ、私読んだことがあります。ただ、それはあくまでも何せちょっと早いところだけ先に帰るとか高いところは後回しだという話は、村としては承服できないというためのつくった計画書でありますので、その結果今現実にはそうはいっていいない、あるいはそれぞれの行政区の事情がある。それをできるだけ我々もその行政区の思いに沿うということになりますと、残念ながら上流からずっと順繰りといかない。これは了解が全てはいいですよということになればその手順でありますけれども、それぞれの行政区にはそれぞれの行政区の思いがあるわけですから、（「余り長く」の声あり）そこを大切にしていくと、こういうことであります。

委員（佐藤八郎君） 端的に答えてもらっていいです。確認してことしの姿勢を伺うんでありますから。

二枚橋を起点として同心円状態に西側から先行して東側地域に広げていき、平成25年度には全行政区の除染を完了する工程表を村独自に策定する、村長が言われるよう村としてつくったわけであります。今の時点での見直しなり考え方をお示し願いたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染計画でございますが、先ほどご議論いただいたように平成24年度において国が除染計画を策定するという部分がありまして、ただ、問題としては先ほど村長が答弁した内容の部分があるということで、村としては独自の除染計画書、工程表という形で今八郎委員がお話ししましたような二枚橋を起点とした部分で上流から下流という部分であります。一応そういう考えを國も理解をしていただいて國の除染計画に帰還困難区域一部を除いてそのような計画でいくということで平成24年度には西半分、平成25年度には東半分という形でございます。

ただ、現状ではそのような状況になっていない部分もありますので、見直しが必要と考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 当然これは村がやる除染というより國が責任持って除染をやるというこ

とでスタートしていますし、それは加害者の国がやるのが当然でありますから、それによって計画がされてそれがどうも村の意向に合わないということで村独自に計画をつくった。しかしながら、国のやってきたこと、この2年の中で課長もわかるように当然見直しなり村としての除染計画そのものも考え方をきちんとしないとだめなんではないかと。一丁目一番と言いながら、その見直しなり考え方方がこの今後どこに具体的に示されているか見えないんですけれども、一丁目一番一番、除染が除染がと言うんですけども、やってることが帰村と国が言う先ほど議員からあったような乗っかった事業推進のみに走っていいのかどうか。もう一度この時点での見直しと考え方をきちんと除染について伺いたいと思います。

() 復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどお話ししましたように、委員おただしのとおり、見直しが必要と考えております。先ほど国の責任でということがありまして、村としての考えも内々で話してますが、基本的にはそういう考え方を伝えながら国がその方針を出していただいた中で初めて計画の見直しになるという部分であります。平成24年度に半分という部分が進まない中で、今現在国とはそういう計画の見直しをすべきということで協議をしているということでありまして、その計画が国が了解をする中で見直しをするという段階で初めて表に出せる話なのかなと考えている次第であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） ゼひ、国が示した時点できちんと村民被害者に理解される具体的な工程なり期限なりを示すというのが基本的な提案でありますので、村の、お願いしたいと思います。

損害賠償についても伺っておきますけれども、納得のいかない村民が多いことから国や紛争審査会の改善指導するよう要望するということで、どのように対応されて今まで来てこれからどう対応しようとしているのか。被害を受けた村民とどうその部分での支援をしようというのがことしの執行なのか伺うものであります。

() 村長（菅野典雄君） 損害賠償については、基準があつて一定程度の基準に基づいて賠償が今行われております。ただ、村としては賠償の種類もいろいろありますけれども、特に財物の賠償については余りにも現場と考えている国の基準が差があるということで、ずっと一貫して差の縮まるような対策をということで求めてきました。若干は村の要請に沿った内容には変わってはきてますけれども、まだまだ不十分な面があります。当然請求の方法についても問題あり、であります。

それで、村としては村民にも賠償の件についても今まで何回となくわかり易くお知らせをしてきたつもりであります。不十分だとは思いますけれども、そのような内容でお知らせをしてきました。それで、問題は請求をしていない方がかなりの人数に上っているということも今回わかりました。ですので、未請求者に対する請求ですね、その辺のところを丁寧に早くやっていく必要があるのかなと、こんなふうに思っています。いずれにしても大切な賠償でありますので、村民の立場に立った賠償が行われるように引き続き国には要請をしてまいりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 先ほど私が質問したことは、平成24年の中で村長がこの1年やろうとしていることを書いてあるものをそのまま言ったんです。その上に立って1年やってみて、

ことしはどういう方向で村民のそういった要求にきちんと答えようとするのかの方針を具体的に示していただきたい。

副村長（門馬伸市君） 去年もできるだけ村ができる範囲内で村民の賠償の支援をしてまいりました。ただ、十分とはいえない部分も理解しております。ですから、ことしは先ほどの未請求者も含めてあるいは賠償の請求の方法等についても窓口体制、十分とは思いませんけれども、できるだけ村民の方が請求しやすいような環境ということで村の体制もとっておりますし、東電にもその都度賠償の書類ごとに村に要請をして相談に当たっていただいております。ですから、昨年以上に取り組みとしては村民の立場で対応はしているつもりですけれども、先ほども申し上げましたようにまだ十分だとは思っていませんので、これからもできるだけ賠償がスムーズに請求できるようあるいは納得できるような体制をとっていくことにしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 損害賠償に納得いかない村民が多いということで、紛争センターに紛争審査会を開廷する要望をしていくんだと。去年要望して、その要望書のことはどういう現状にあってそのことをことしはどうやろうとしているんですか。（）

副村長（門馬伸市君） 村としてADR紛争解決センターにという話はしておりません。村民の中で精神的な損害とかそういう部分で納得いかない人が今そちらのほうに申請をしているのは知っていますけれども、村として国東電に求めているのは、賠償の中身の問題が例えば先ほども申し上げました財物の賠償の古い建物の件とか、そういうものでは村としては要望をしておりますけれども、紛争解決センターに村が申し立てをしているということはありません。

委員（佐藤八郎君） そうしますと平成24年3月の提案理由にそう書いておきながら要望することは紛争審査会にしなかった。したがって、その対応なりことしそれらに向けて何かということにならないという答弁なので、じゃあ村民は賠償を拒否された項目について村が取りまとめて紛争解決センターを介して損害賠償再請求を進めるということも去年やると提案理由でちゃんと書いて説明があったから、その部分はどうなって、ことしはどこにどう力を入れようとしているんですか。（）

副村長（門馬伸市君） ちょっと私も確認していないのであれなんですけれども、村民が拒否された部分を紛争解決センターに村が申し立てをするという提案理由、確認させてください。そこまで踏み込んだ提案理由と私も理解していませんでしたが。去年の平成24年度の。

④休憩の宣告

委員長（志賀 肇君） 暫時休憩します。

（午前9時59分）

⑤再開の宣言

委員長（志賀 肇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時03分）

村長（菅野典雄君） なかなか賠償問題非常に難しいわかりにくいあるいは我々の意図するところではない、そういうことがありましてかなりの回数を飯舘村としてはエネルギー庁とはやっているわけでありますけれども、ある程度いろいろなことが進んできております。

まだまだこういう私らとしては納得できないものがあるんですが、そこで今考えているのは先ほども村長のほうから、東京電力が何でいいですか、何かお手伝いできいかという話で除染でも何でもという話で、そんな話じゃないだろうと、我々がこれほど困っているんだからその相談にと、こういうことで今一時的に週2日来ていただいているんですが、これも相談する相手が同じ対する相手でいいのかという話も十分わからないわけではないなという気もします。そういうことに非常にたけた方がいれば1人でも2人でも村でお願いをしてその除染、賠償のご相談に乗らせていただきたい、こんなふうに思っているところであります。まだ予算的には緊急雇用くらいでしたら対応できるんですが、これとしてここだという予算は上げておりませんが、今生懸命そういうことができる方がいないかどうかということで探していましたり、探す必要はあるなど、こんなふうに思っているところであります。

() 村も生活支援課というのが精いっぱいやっているところでありますけれども、なかなかそこまでには至らないというところがあります。それぞれ課題がいっぱいありますので、やはり選任の賠償についての相談窓口というのが必要なんだろうなど、このように思っていますので、もうしばらく人探しをさせていただければとこのように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 私は被害を受けてからずっと要求してきました。専門の窓口をつくってやらないともう追っかけになって後追いになって必ず住民の中から自主的にそういう裁判なり紛争センター申し立てなり起きるということで、そういう結果に長泥、蕨平、初め住民組織の何団体、そういう動きになっていますけれども、そういうことを踏まえていけば除染イコールではないですけれども、損害賠償というのは大きな、放射性物質によって被害を受けた村民にとっては大きなこれから的生活の礎です。もう一度どんなことをきちんとするのか伺います。

() 村長（菅野典雄君） 今申し上げさせていただいたとおり、しっかりとやはり我々は賠償につきにも対応していかなければいけないなと思っていますが、事が事だけに非常に内容をしっかりと把握した人ではないとなかなか的確な話にはならなくて、かえってどうもわからないとかあの程度やっているのかという話では困るということなので、その辺の体制が人材的にどうできるのかなかなか今までやってはきたんですが、探してはきたんですが、なかなかまだ見つからないというところでありますので、その辺、少しでも努力はしてみたいと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） どんな方を探してきたんですか。そして、どんな体制と考えて、今の生活支援課の中に選任、臨時職員かどうかわかりませんけれども、置くということになるのかある一定の弁護士、専門家の配置なのか、どういうことを目指して探してきたんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 弁護士さんはこれまで社会福祉協議会か何かでいろいろな対応をかなりの回数やってきているところであります。それは全般的な相談ということになりますから、賠償についてということになりますと、賠償の仕組みなりなんなりをある程度知っていていただくという方が果たしてこれはどうなのかというところであります。一番いいの

は役場の中にそういう1人なり2人なりの対応ができれば全くいいわけありますけれども、今そこまでのスタッフの余裕はないというところでありますので、何かそれを補う方法はないのかということです」といふことになります。

委員（佐藤八郎君） 賠償の仕組みは職員、大体の人は知っているでしょう。ただ、村民全体のしていること、拒否されていること、あとは先ほど副村長が言った申請していない人、そういう人たちの支援を行政が本気になってやるかどうかにかかっているんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 少なくとも、皆さんから言わせれば、まだまだ足りない、何やっているんだという思いがあるかもしれませんけれども、私たちとしてはかなり今の体制の中では住民のために賠償をやらせていただいている、皆さんから言えば足りないかもしれませんけれども、これまでにも2回それぞれ電話やなんかでまだ出していない人がいませんかという話をそれぞれ職員が仕事終わってから、相手も夜でないとわかりませんから残ってそういうのをやっていただいているわけでありますし、また相談にもその都度その都度乗らせてはいただいているんですが、なかなか全てというわけにはいかない。ですから、やはりもっとその辺は充実していかなければならぬという認識は十分持っていますので、これから大体特に賠償については本番に入るということでありましょうから、財物賠償については本番に入ると、こういうことでありますから、本年度できるだけその辺を本気になって考えて、今まで本気でありますけれども、より充実する方法を考えていきたい、このように思っています。

委員（佐藤八郎君） 本年も甲状腺検査を推進するということでありますけれども、昨年の結果、幸いにといいますかC判定までということにはならなかつたんですけども、この現時点でのホールボディーだけの検査に頼ることでことしもいくのか、血液検査、尿検査など、そういう部分まで施策として対応されるのかどうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 济みませんでした。

甲状腺検査につきましては、今ほとんどの方がA1というかA判定とそれからA2判定ということでございますけれども、A2判定になられた方でどうしても心配な方につきましてはあづま脳神経外科のほうで血液検査を、これは診療報酬というか普通の病院としてかかってもらうということで、検査を実施をしていただいているところでございます。今のところ、特に血液検査による異常が認められたという方はいらっしゃらないということになります。ですから、村としてやってはおりませんけれどもそれぞれかかった方で心配な方については現在医療費が免除ということもございますので、その病院にかかる一環の中で検査をしていただいているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、Aでもそういうことで心配な方は自由にやってもら正在るので、その流れでことしもということになりますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今年度につきましても医療費が無料ということもございますので、心配な方については血液検査もやっていただくということで引き続きやってまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 全村民被害者にそのことは周知をきちんとするんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君）　これはまず、周知については甲状腺検査を受けてくださいということで、これは直接対象の方にはご通知をさせていただいている。今は20歳までの方が受けられるということでございますので、ただそれで実際A2とかBが出たといった方についてはそこでご相談をしてということですので、A1の判定の方については異常が全くないということなので検査はしておりませんので、そういう流れの中で対応してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　流れがわかったのでそういうことで心配な方はやってほしいとわかるようにお知らせ版なり広報にちゃんと載せるんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君）　それは広報等でタブレットでお知らせをするようにいたしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　回す。

委員長（志賀　毅君）　ほかにありませんか。

⑤休憩の宣告

委員長（志賀　毅君）　暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

（午前10時16分）

⑥再開の宣告

委員長（志賀　毅君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

委員（飯樋善二郎君）　ただいま2人の委員からそれぞれことしの予算についてお話をありました。菅野委員からは繰入金のことで話がありましたが、まさに私もそのことについて昇口舗装。今現在、非常にこういう状況でのタイミングの悪さ、これは私も非常に、住民からも話がありましたけれども、なぜ今この時点で昇口舗装が必要なのかという意見が多くありました。しかしながら、そのことについて私は住民に対して今現時点ではこのことについて除染終了後の話で、今そのための準備のための記録をとっているんだという話をしました。しかしながら、今年度の予算ですから、この話が果たして住民に理解されるのかどうか非常に疑問な点があります。

何点か関連で確認を兼ねて質問をさせていただきますが、まずは除染関係の話、一般質問でもさせていただきました。今年度非常に菅野委員からもご指摘がありましたように除染の課題が多く残っているという話をさせていただきましたけれども、今回も私どもが要望した回答書が来ています。しかしながら、何一つとして明確な回答もありませんし、前進した部分もありません。

こういったことでことしの除染に関する予算48ページ、いろいろ予算がとっていますけれども、放射線測定の緊急雇用創出事業3人で925万1,000円、継続してやるという話でした。村で測定しているデータ、生かされているのかどうか、まずは伺います。

復興対策課長（中川喜昭君）　放射線測定の部分のおただしであります、この事業につきましては平成23年から実施しております。避難した当時それぞれ個人でなかなか線量計を持つことができなかったという時期がございまして、そのためにまずは仮設住宅等の避難し

たところの線量がどうなっているのかとか、あとは一時出入りが許可されている自宅に、地域においてもどの程度あるのかという部分が、村民の方々から測定の要望等がありまして、そのような形で実施してきたところでございます。そういうことで、平成24年度も行なってきている中で、それぞれの行政区のポイントをきちんと決めまして空間線量の数値を出すということで、それぞれどのような動きをしているかという部分ではそれぞれの地域なり今避難している仮設等の部分での数値を見るということではある程度安心といいますか、線量に対しての部分はございますけれども、数値を見る部分ではどのくらいあるという部分が認識されるという部分での効果はあるものと思っております。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 今、課長の説明ですと効果はあるという話ですけれども、今まで住民が感じていること、きのうはテレビでもやっていました。非常に国が公表する線量と飯舘村の実測している数字が違うというのは相変わらず続けてやっています。このことの認識はどう捉えているのかもう一度お伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしがあった件につきましては、今までの除染説明会の中でも議論されているところでありますし、区長会等でも同じような質問を出されている状況でございます。まずは一番問題視されているのがそれぞれの地区にありますモニタリングポストの部分が、自分たちが線量をはかる上で差があるという部分でございます。その対応につきましては原子力対策本部にその内容等ただしまして結果を待っていたところでありますけれども、なかなかすぐ結果が出ずにという部分でございます。

まずは、国でそういう要望をしたところ、それぞれのモニタリングポストにある蓄電池とかそういうもので遮蔽されているのではないかと、そういうことでそれらの場所を内部で移動してできるだけ遮蔽が、線量をはかるところに遮蔽にならない形の設置の仕方や、あとは設置に当たって基礎工事をしているという状況であります。土を動かしているという状況もあって、それらが要因をしているのではないかということでの回答を得ているところでございます。

あとは、一般質問の中でもご議論いただきましたが、その中でも答弁させていただきましたが機種によって、はかる場所によって、はかる高さによって若干数値が変わってくるというのも差が出る要因ではないかという話をさせていただいているところでございます。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 福島県でもこのことについては非常に線量の温度差があつて本当に影響がないのかどうか非常に疑問なので、きっちとした線量の安全性を明確に示すべきだという話が出ています。このことについては当然これから出されるものと思いますけれども、村としてはこのことについてどういう認識を持っていられるのかもう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） 何しろ、その差が出ることによりまして村民の方々に不信感を与えてるというのは事実でございます。除染説明会の中でも差が出るのはやむを得ないような話もしておりますが。やはり村民の方にそれらを理解していただくという部分も必要と考えております。一般質問の中でも答弁させていただきましたように国とか県の資料を使いましてその辺の不信感を幾らかでもなくすような対応策としまして、放射線での測定器の差異について、あとは正しくはかるやり方についてのお知らせなどをまいりた

いと思っております。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） そういう認識で当然住民に不安を与えないような取り組みを今後もしていくべきと、こう思います。

質問を変えさせていただきます。13ページ、農村楽園基金、復興の基金を財源として各行政区を支援していくという部分ですが、まず暮らしアップとつながりプランの原資を利用して700万円の予算でやるということですが、平成24年度の状況を見ますと一旦平成24年度は課長以上議員もしくはそういう人の応援をした場合に1人当たり2,600円の支援をするよということで取り組んだ行政区がかなりあります。そういうことで、この今年度とそれから来年度の予算の中で同じ取り組みをするわけですけれども、ちょっとわかりにくい部分があるので確認をさせていただきますが、1人当たり宿泊を希望した行政区の住民、1万1,800円でしたか、上限で90%支援をするという話でしたけれども、これが昨年度の場合例を見ますと、私のところの行政区で取り組みたいという意向があつたんですけれども先に2,600円の事業を取り組んだ分については満額はできないよという回答があったという住民からの話がありました。このことについてまず伺いたいと思います。

総務課長（中井田榮君） 実は、ご承知のとおりつながりプランにおきましては10月のときに散り散りばらばらに避難しているので、泊まりで研修ができるようにということで中身を改正してございます。補助金につきましても90%は変わりなくお出しするようになっていくわけでありますけれども、その上限としては利用規定の中の乙地方というのがあるんですけれども、その1万1,800円を上限として90%を出すという形で進めてまいりました。

おただしの行政区におきましては額を後で確認しますけれども、きっとそれぞれの行政区の上限枠というんですか、前の地区別計画もそうでしたけれども1行政区何ぼ以上というのがあって、上限枠があって、それ以上超えるとある程度会議の中で協議をしながらお出しをしていくという形で今まで来ております。そういう意味で、きっとその行政区につきましてはある程度いろんな事業をいっぱいやっていらっしゃって、その上でさらにこの宿泊をということだったと思うんです。したがいまして、その上限枠いっぱいいっぱい使っていらっしゃるので、この部分については少し考慮していただきたいということだったかなと思っております。

委員（飯樋善二郎君） だとするならば、そういう説明がないと住民はわかりにくい。ですから、このことを質問するわけですけれども、そうしますとこしは趣旨は変えないけれども、多くの利用をした場合は金額が減っていくということだと、その行政区によって上限の金額は幾らと見積もっているんですか。

総務課長（中井田榮君） この事業につきましては、前から考え方は一緒であります、つながりプランで上限200、単独で300という形で進めておりますので、その範囲の中で事業を進めていく形で今後とも説明が途中でなかつたというのも本当にあってご迷惑をかけたかなと思いますので、今度の区長会等で説明をして混乱しないように進めていきたいと考えております。

委員（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。30ページ、子供の心のケア事業。非常にいい取り組みなんです。悩みや不安に対する相談支援をしていくよということですの

で。この事業のケアに当たる方々はどういう方なのか支障がなければお知らせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今のこの方、探しているというか、候補の方がいらっしゃって、いつからやれるかとかその辺を詰めているところでございますけれども、その方は長年高等学校の養護教諭をされていた方でございまして、川俣高校なんかにも十数年間いらっしゃったということで結構そこの卒業生には村の方もいらっしゃるものですから、そういう方にお願いしてお父さんお母さんの悩みも含めまして心のケアをしていければということで考えております。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、村内の方ではないということですか。この方は。

健康福祉課長（藤井一彦君） 村内の方ではないんですけれども、今お住まいになっているのが飯野町と聞いております。

委員（飯樋善二郎君） その下の子育て支援事業、その中にもいろんな取り組みがあるわけですけれども、子育てサロン、168万円、主任児童委員による相談支援事業と言っていますけれども、これは民生児童委員のことを言っているのか、もう1回。

()

健康福祉課長（藤井一彦君） そのとおりでございます。

委員（飯樋善二郎君） 非常に重要な取り組みなんですけれども、ある意味ではまた違った形の結果が出てき易い非常に大事な部分と私は認識しているんですけども、ここをどういう形で子供のケアをしていくかというのは私が考えることとはかけ離れている部分もあるわけですけれども、この取り組みは慎重に取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、質問を変えさせていただきます。40ページ、避難農業者経営開始支援事業5件としていますけれども、これも支障がなければどういう方が対象なのかお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 避難農業者経営開始支援事業ですが、この事業につきましては避難先において一時的に営農再開したいという方の支援ということで県単補助事業でございます。この事業につきましては、まだこれから要望等とっていくわけでありますが、園芸農家の方をということで、今のところ予算計上させていただいております。この部分の事業は初期投資費用を見るということで再開に向けて種子代とか肥料とか、そういうものに支援をするということで、対象者はこれから1年度のみの支援という事業になっております。以上であります。

()

委員（飯樋善二郎君） そうしますと先に施設の除染をした方々という認識でいいんですか、その人たちは。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業は初期費用の部分だけということありますので、もう再開している方々については該当しない。改めて、避難先でそのような形で、今再開しているような方々については該当してこないという形になります。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと今まで施設の支援なりいろんな意味で支援をしてきた方々は該当しなくて新たに取り組む、新しい取り組みをする方ということなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変失礼しました。この事業を使う際は1回のみということで、別の補助事業を受けた方についてはこの事業1回だけは活用できるという制度になっているということであります。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと前に支援いただいた方も今回はこの5件の中に含むとい

うことでいいですね。

復興対策課長（中川喜昭君）　はい。営農を目的とする方であれば該当するということあります。

委員（飯樋善二郎君）　先ほど佐藤委員から出されました損害賠償の話について確認をさせていただきますが、先ほど村長が複雑でわかりにくい賠償の基準でなかなか大変だという話がありました。基準について、副村長も基準があるのでそのとおり実施しているということなんですが、間違いなく基準どおりやっていると認識しているんですか。もう一度お伺いします。

副村長（門馬伸市君）　既に賠償が開始されているものは、基準に基づいて一部修正されて開始されているものもありますけれども、基準があつて基準に基づいて賠償が開始されている種類の賠償についてはそのとおり今行われているということあります。まだ決着のついていない、今回財物なんかまだ決着ついてないんですけども、そういうものを請求が未開始のものについてはまだ動きが今後あるかもしれないということあります。

委員（飯樋善二郎君）　なぜ私がそういう質問をしたかといいますと、私は区域の見直しなり帰還の目安を決定するに当たって基準を守っていないのではないかなど、飯館村は、こういう思いで質問させていただきました。なぜならば国が言っている基準と違う取り組みを飯館村はしたわけですよね。線量が一部高い地域は同じ20から50の基準があつても違うんだよということで帰還の目安も変えました。私は、このことが住民には非常に誤解を招いているのではないかと思っているんです。ここをたださない限り賠償に対する不安は解消されないのでないかと思っています。このことについてもう一度。

村長（菅野典雄君）　何度かお話を申し上げているんですが、国の示した基準は困難区域は5年間でありますし、居住制限区域は2年でありますし、準備区域は3ヶ月ごとなんです。ですから、それではなかなか大変ですし、それぞれの地区にいろんな事情がありますので、飯館村は国と交渉してつくった基準ということですから基準を守っていないと言われればそれはそれですが、あくまでも村民のためと思って国と交渉してつくり上げた基準であり、その基準が今双葉地方に広がって大体大方はこの避難区域の見直しが終わりつつある、こういうことだとご理解いただければと思います。

委員（飯樋善二郎君）　私も前回的一般質問でもこのことについて質問させていただきました。今村長の説明ですと、その説明は何度も聞いています。しかしながら、基準がある以上はやはり基準どおりにならないと納得できないという住民が多いんですよね。私たちはこの決定をするときにいろんな議論を重ねながら苦渋の選択として選んだ決定だったと思ってますけれども、やはり今になってみれば基準を守ってしっかりと対応していればそんな不安は出なかつたのではないかと思うんです。このことについてまずその不満の要因、これは確かに心情的にも現実的にも高線量地域がその帰還の目安は長くなるというのは誰しも認める基準だと思っております。しかしながら、それだとするならばそれ以外の地域、これはそうではないと考えています。ここをどう整合性をとるのか、ここをもう一度確認させてください。

村長（菅野典雄君）　いろいろなケースがありますので、村としてはどういう基準でやるかと

いう話でいわゆる大字小字、行政区とあったわけですが、今までの流れからすれば飯館村は行政区単位でと、こういうことが一番なじみやすいのではないかと、こういうことでその単位で決めさせていただいたということあります。もし、その不満が住民からこのことであるとすれば、それは私たちがもっと詳しく説明に入るべき以外にないのではないかと思っております。少なくとも、多くの村民のためということで国とのいろいろなお話し合いの中でつくられた制度ということありますから、私はかなりの方にある程度区域を5年、2年、3ヶ月を延ばしていただいたということは、今の除染の現状やその他を考えればよかったですというか、仕方がないかということになりますから、言つていただけるのではないかと思ったんですが、もしかまでも不満だということでもとの基準に戻せということになれば、なかなか逆なお話のほうがはるかに多くなるのではないかと私は思つてゐるところですが、その辺、説明はもっと足らないかもしれませんのでそれはこれからもっと努力したいと思います。

委員（飯樋善二郎君） これは大変本当に難しい話で、やはり村民は全ての方が事故によってこうむった被害、これについては等しく賠償すべき。これが原点にならないとなかなか理解は得ることは難しいのかなと思いますけれども、最終的に線量の低いところは早く帰村だ、そうでないところは6年は帰れないよという話がどこまでもずっといくとするならばこれは問題で、やはり等しく事故によってこうむった損害は当然村民等しくあるべき、こう思いますが、もう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりありますが、相手は国がそういう一つのレールを出して来たわけですが、そこを精いっぱいさせて村民のためにとさせていただいたと思っているところであります。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 先日の全協で第3版の復興計画が示されました。その中にはこのことも明記されていました。あそこに書いてあるとおり、19行政区は全て最後は一緒だという認識で間違いないですか。

村長（菅野典雄君） 何度も除染次第あるいは除染によっての線量次第ということではありますが、ずっと言っていることは大方の住民が戻れるというかあるいはそれならばいいだらうという、そういう中でこれから、帰村宣言という言葉がいいのかどうかわかりませんけれども、させていただくことがあります。

そのときに、残念ながらいわゆる帰る期間を、賠償との兼ね合いもあるんでしょうが、帰れない地区も出てくるかもしれない。そのときに私も一緒に帰りたいという方にどういう対応を私たちはすべきなのかあるいはしていかなければならないのではないかというのが、復興計画の中に入れさせていただいているということであります。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 私は、あそこに書いてある19行政区は一緒ということが住民に伝わったとするならば今まで不安を抱いていた賠償に対する住民の思い、これは全て解消とはいかなくとも一定の理解は得られるかと思いますが、ぜひこのことについてはそうした姿勢で今後臨んでいただきたいと思いますけれども、もう一度最後になります。

村長（菅野典雄君） 基本的には気持ちとしては19ではなくて20だと思っています。ですから、線量の高いところもできるだけ早く除染をしっかりとやらせることによって、場合によつ

ては帰るということはどうなのかわかりませんけれども、バリケードなりなんなりが1年でも早くとれるように我々は努力していく、そういう姿勢でいるつもりでございます。

委員長（志賀 豊君） そのほかありませんか。

委員（大和田和夫君） 私からは提案理由の中から何点か質問させていただきます。

3ページの住民意向調査の結果であります。この結果を見ますと、戻りたいと考えている、判断がつかない、戻らないと決めているとの結果が出たようあります。この結果が一昨年のアンケートの違いが出ているようあります。戻らないと決めている方々が27.8%いる中で、このような考え方に対応する支援策はどのように考えておられるのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 放射能の災害の、全くほかの災害と違うところがいわゆる放射能に対してのとり方、考え方、感じ方が全く違うということあります。したがって、約3分の1近くが戻らないと、こういう今の段階でしています。ただ、3分の2以上がまだわからぬという方もかなり多くいるわけでありますから、非常にこの辺に対する村としての施策も重要なと思ってますが、戻らないというものに対してはできるだけ寄り添うということがどういうことになるのか、言葉はなかなか簡単に一言で言いますが、難しいとは思っているところであります。

でも、やはり何かかにかしていかなければならぬのではないかということで、幸いに学校が今川俣と飯野町に幼少中ということありますから、この辺から離れないでいていただければ助かるなというか、ありがたいなということがありますから、今回一番ハード的には土地を買って若い人たちのということですが、そのほかにもっとソフト事業はできるんだろうなと思っています。それはいつもお話しをしていますように全て住宅に入れるわけではありませんからアパートに入っている方への、ある程度期限を切った支援であつたりあるいは子供たちにもいつまでできるかどうかわかりませんが、できるだけ村の学校から離れた子供たちにも応援をさせていただくとか、あるいはいろいろな催しをやるときにはそういう方にも必ず声をかけさせていただいて再会の、そういうこととかあとは農業の支援あるいは商業の支援などが挙げられるのではないかと、このように思っています、その辺をもうちょっと平成25年度中にはある程度は農業などはやらせていただきましたけれども、商業などのほうについても商工会などと話を進めていかなければならぬのではないかとそのように思っているところであります。

委員（大和田和夫君） 村民の声としては戻りたいと考えている、戻らないと決めている中で、戻らないと決めている回答した理由は一番に放射線量に対する不安があるからということで84.7%、最も高いようありますが、どちらの声としても住宅の再建、それから修繕、商店の再開のようあります。このことについても事業政策としてこの予算でどのように組み立てられているのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 放射線が、特異性という話をしましたが、放射線については現実の姿をしっかりと見ていただくということに尽きるのではないかという気がしますので、これからもしっかりと放射線について勉強していただく機会をつくっていきたいと、このように思っています。あくまでもこれはこちらがうまく誘導するとか何かではなくて、こういう

ものだという両面から危険性からも安全性からもどちらからもいろいろな話があるかもしれませんから、何せ現状をしっかりと勉強していただくという形に持っていきたいと、こう思っています。さらに住宅の件については先ほどもお話をさせていただきました。これからも進めていくつもりであります。

村内のほうをことしじゅうには、早目に住宅に入っている方への問い合わせというのはしていかなければならぬのではないかと思っています。その上で個人の住宅になっていますから、どういう形をとれるようになるのかわかりませんけれども、もう一度点検なりリフォームなりあるいは改善というものをしていかないとそこに入ってはいけないということでありましょうし、また基本的にだめな住宅はしっかりとつくっていかなければならないということで、住宅もいろいろ3地区並びに村外ということである程度の住宅は確保していきたいと思っているところであります。

委員長（志賀毅君）商店の再開。

村長（菅野典雄君）失礼いたしました。忘れました。

商店の再開は非常に難しいなと思っています。今のところちょっとらしきものは農協がAコープを開ければ、何とかしたいという思いを村のほうに伝えていただいている。そのほかは商工会のほうにぜひ商店を持っている人たち、あるいはお店を持っている人たちの集まりをやっていただけないか、皆さん方の意向に沿って村としては支援をさせていただきたいと思っています。

一つは自前で家でやっていくという方もいるでしょうし、やめるという方もいるのかもしれませんし、またあともうちょっと何かこういう形ならば店をやってもいいという方がいるのかもしれません。その辺をやはり一番それぞれの人たちに話を率直に伺うことが大切だと思っていますから、そう遠くない時期に商工会の皆さん方とお話し合いをさせていただいて、一つのそこからどういう策が村にとって必要なのかというのを考えていいろいろな事業を使ったり場合によっては幾らかは自前のと、こういうことになるのではないかなどと思っています。

委員（大和田和夫君）この住宅再建商店の再開、放射能に対する不安、これいざれもイの一番であります。戻りたいと戻らないと、どちらの声も健康面について求めておられるようあります。判断がつかない、わからないと回答した方も健康、つまり放射線量に対する不安、あるようですが、健康面といいますか、先ほどちょっと答弁あったんですが、放射線量に対しての施策といいますか、考えはどのように考えておられるのかも一度。

村長（菅野典雄君）一生懸命やつたつもりですが、どちらかというと準備はしましたので、どうぞ検査をしてください、あるいは何かありませんかというのが平成24年度のような、だったのではないかなどと思っております。そういう意味からすると、どこまで進めるかわかりませんけれども、ぜひ受けてもらわなければならないという仕組みあるいは対応の仕方というものを必要なではないかと思っているところであります。また、非常に悩んでいらっしゃるあるいは困っていらっしゃる、健康のところで、放射能だけではないわけでありますから、そういう生活の変化のところ、そのところを少しでも補えるような形にしていかなければならぬのではないかと思っているんですが、いかんせんこういうふう

に避難生活でもありますし、福祉政策が村の中でなかなかできないというところがありまして、村に戻れば、帰村宣言すればいろんなことができるんだろうと思いますが、今のところなかなかそこができないということで何かこの地元といいますか、そういうところは無理なんだろうと思いますので、民間の何かと少し協力関係ができるような話し合いができるのかなと、一番はやはりぜひ将来のために福祉で身を立てていこうあるいは一生懸命応援をしようという方がふえていただくということがまず大切ではないかと、このように課題として持っているところであります。以上です。

委員（大和田和夫君） 次に、20ページなんですが、体験学習について伺っていきます。昨年に引き続き、夏休み冬休み等を利用して国内外の体験学習を実施して避難中における子供たちストレスの解消にと考えての体験学習ですが、実施に当たって子供たち、そして親御さん、そして教職員も含めて事業をおやりになつたって要望をどのように聞いて実施していく考えなのか伺っておきます。

教育課長（愛澤伸一君） おただしの子供たちの体験学習の件でございますが、今年度の当初予算の中では沖縄までいの旅事業、未来の翼事業など大きなものは計上させていただいております。その中で沖縄のまでいの旅事業でございますけれども、本来ですと平成22年からスタートしまして3年間での一連の事業ということでございまして、平成24年度が基本的に区切りの年ということになったわけでございますが、その後PTA等から平成25年度以降の継続開催について要望が出されまして教育委員会といたしましてこういう要望について応えるべきであるということで、平成25年度以降についても引き続き開催するということで今回平成25年度予算もお願いしているところでございまして、住民、学校、保護者の皆さんのご要望を把握した上で皆さんに予算をお願いしているということでございます。

委員長（志賀毅君） 国外も。

教育課長（愛澤伸一君） その他の国外の細かいといいますか、事業につきましては経常経費の中で対応していくようになるのかなと思っております。また、昨年一昨年と全国から数々の支援事業が寄せられておりまして、本年度につきましてもやはり長期休業時期に向けてたくさんのご支援がいただけるものと考えております。また、今時点でも何件かのお話をいただいているところであります。

また、今回の予算には計上できなかつたんですが、県の補助事業なども活用した子供たちの自然体験の事業なども計画しているところでございまして、いずれまた議会の皆様ともご相談させていただく機会があるものと考えております。以上でございます。

委員（大和田和夫君） 支援事業ですが、昨年もこのような事業が実施されたようあります。問題は、参加人数だと私は思うのであります。そのことを踏まえて今年度は具体的に支援事業、何を実施を考えているのかを伺っておきます。

教育長（廣瀬要人君） 全国からの支援事業ということでよろしいですか。

昨年度につきましても、ちょっと今手元に資料なくて申しわけないんですが、件数にして40件ほどの件数があったかなと思いまして、延べで1,000名以上の村民の方が何らかの事業にご参加いただいております。

子供に対する支援についての課題といいますか、どうしても2泊3日であるとか3泊4日であるとか、そういう招待事業が非常に多くてどうしても宿泊を伴う事業ということになりますと小学校低学年、幼稚園などはなかなか参加が難しいということでありまして、課題ということであれば、そういう低学年の校外活動あるいは体験学習をどう進めていくのかが課題になるのかなとは思っています。以上であります。

委員（大和田和夫君） この事業に今年度も国外というのは考えておられるのか。

教育課長（愛澤伸一君） 国外での研修として考えておりますのは予算説明資料60ページにございます未来への翼事業でございます。昨年に引き続きまして、今年度も中学生を対象として開催したいと考えてございます。場所でございますが、現在のところドイツを予定しております。以上でございます。

委員（大和田和夫君） ドイツということなんですが、私先ほど申し上げましたが、問題は参加人数なんですよ。限られた参加者だけでなく国外にとらわれずもっと多くの子供たちが参加できる事業に取り組むべきだと私は思うんですが、いかがでしょう。

()

教育長（廣瀬要人君） この目的を達成するためには、今大和田委員からありましたようにできるだけ多くの子供たちに参加をしてもらうというのが望ましいことであると思っております。したがいまして、教育活動の中で参加させる者については全員参加ということで取り組めるだろうと思っております。ただ、今課長から説明しました招待事業等は主に休業等を使って実施する事業ですので、希望者が希望者で構成するということでどうしても人数が限られていくことになると思います。

両方の事業を組み合わせながらできるだけ多くの子供たちの参加を得られるような取り計らいをしていくことが我々の仕事になってくるのかなと思っております。

委員（大和田和夫君） 次に、25ページ、仮設直売所運営についてであります。この直売所なごみ運営事業に1,700万円ほどの予算計上されているわけでありますが、村長が言う避難先での農家の所得向上に結びつけたいと言っておられるようですが、私は農業生きがい対策事業イコール農家の所得向上にはつながらないと思うんですが、どのような方法で農家の所得向上に結びつけようと考えておられるのか伺っておきます。

()

村長（菅野典雄君） もともと、飯館村には直売所があってステーキハウスから改善をして所得向上とはならないかもしれません、幾らかなりとも小遣いが入りまた生きがいになればということである程度うまくいっていたわけですが、ごらんのとおり避難生活ということになってしまったわけであります。一番大きな第一第二の松川の仮設あたりでなかなかあの近辺に店もないということから今回直売所を開かせていただいたわけでして決してそこからは我々の所得向上にはならないと、ただある程度住民の購買の便宜を図り、つくっている方であれば幾らか小さなお金が入ると、こういうことだろうと思います。

所得向上ということになると、当然もっと産業として捉えていかないといけないと、このように思っていまして今のところやはり除染をしていただければ田んぼには田んぼ畑には畑と、こういう形でやっていただく、ただしそこに大きな問題があるわけでありまして、つくっても売れない、買ってもらえないではだめなので、そこをフォローする方法あるいは当然除染をしますと地力も下がりますから、そこをきちんとしていく作業につな

がるような制度とか、そういうものを幾らか今國にもお話ししているところでありますて、やつていかなければならないなという気がします。

あるいは、場合によっては土地を使わなくてもいいような産業ということになりますか。一番悩むのは飯館村は畜産の村だったんですが、畜産がどうなっていくのかというのが非常にやはり心配なことでもあるなという気がします。何らかの形で畜産も以前のようにはならないかもしれませんけれども、何とか一つの産業としてできるような施策を考えいかなければならないなど、このようには思っていますが、まだ残念ながら具体的にこれという形にはなっていないところであります。これからということであります。以上です。

委員（大和田和夫君）　この事業は昨年県事業として進められてきたようですが、今年度も同じく県の財源なのか伺っておきます。

生活支援対策課長（佐藤周一君）　直売所なごみの運営ですね。こちらは県の緊急雇用事業で5人分の人件費、運営費用を当て込んでおりまして財源は全部県の基金ということでございます。

委員長（志賀　毅君）　補助率。

生活支援対策課長（佐藤周一君）　100です。

委員（大和田和夫君）　避難中は10分の10の県事業で進めていけるように県に対して要望していく、これからも考えはあるのか。

生活支援対策課長（佐藤周一君）　平成24年度こういうことで進めてきたわけですが、平成25年度も大分早くから村として県に要望活動してまいりまして、この避難の中での住民の生きがいあるいは生活支援ということで継続してほしいと要望してまいりました。その結果が平成25年度は年明けかなりぎりぎりまで交渉みたいな形になったわけですが、何とか平成24年度と同じ財源を確保していただきということでございます。ただ、平成26年度がこの事業が継続されるかどうかということはまだ見通しがないわけでございますけれども、村としてこの状況が続くということであればしっかりと避難生活のサポート支援をしていただくということを強く県あるいは国にも訴えていきたいと思っておりますので、引き続きこういった事業の必要性を村としても要望してまいりたいと思っております。

委員（大和田和夫君）　次に、27ページの見守り隊による除染の監視体制とあります。これは、不適切な除染の再発防止策として監視体制として見守り隊による監視体制を実施するということですが、どのような方法でまたどのような体制をつくって監視をやろうとしているのか、伺っておきます。

住民課長（濱名光男君）　見守り隊による除染の監視であります。昨年、不適切な除染ということで問題になったということで見守り隊で監視できないか検討させていただきました。2月28日に、区長さん及び見守り隊長さん合同会議を開催しまして説明を行って協議をさせていただきました。

具体的には、どんな監視をするかという部分ですが、除染作業中の洗浄水の流出、それから除染物の投棄、除染の機械器具等の河川等での洗浄、それから除染作業による器物の破損とか紛失、こういうところを主に、細い部分については除染担当課のほうと協議をしながら詰める必要がありますので、こういう余り難しくないような監視ということで協議

をさせていただきました。

その結果、体制については見守り隊は防犯のほかにも火災とか防災とか滞在者の安否確認とかそういう部分もやっておりますので、現行の3交代制の中で除染の始まった地区については屋外4時間の中で除染時間については除染を中心に監視をする、そういう予定であります。以上です。

委員（大和田和夫君） 余り難しくないような監視ということなんですが、こんなのでは監視にならないと思います。こんな考え方では。監視をするということは、除染の方法、それから内容等をある程度把握しておかないと、どこでどのように手抜きをしているのかそういうこともわからないんですよね。そこで、見守り隊に対してのどのような監視とか報告を指導していくのか、その辺伺っておきます。

総務課長（中井田榮君） 見守り隊による専門的な監視というか、それぞれの各戸の部分的な工法とかそういう部分についてチェックをしながら監視するというのは実態としては難しいのかなと考えております。そこまでの監視であれば当然見守り隊というのではできないのではないかと考えておりますし、そういう中での協議をさせていただきたいということろであります。（）

副村長（門馬伸市君） 非常に重要な任務です、監視。村としては当然監視体制を強めるというのがあります。県でも監視体制をとります。それから、村でも今回の帰還再生加速化事業のソフト事業ということで監視体制の部分で事業の要望をしております。それに加えて見守り隊ということで、二重、三重、四重のチェックをしながらどこでも監視をすると、見守り隊に任せることではないんです。見守り隊以外にも今申し上げましたように国県でもやりますし、村でも今そういう監視体制の要望を出していますし、それからモニタリングセンター、どういう運営になるかわかりませんけれども、そういうチェック体制、そういうのも含めて何重にもの監視ということで計画をしておりますので、先ほど住民課長が答えたように見守り隊に全て監視を任せることは無理なので見守り隊は見守り隊ができる範囲でしっかりとやってもらう。あとは国は国の責任、県は県の責任、村は村の責任ということで総合的に監視を強めていくということだと思います。（）

なお、見守り隊であっても例えば屋根の拭き取りとかマニュアルみたいなものはこれから除染の担当と打ち合わせをして最低限のチェックリストみたいなものはつくってやるべきではないのかと思っていますので、今後見守り隊の監視の内容については協議をさせていただきたいと思います。

委員（大和田和夫君） この監視体制について村県も国に要望しているということなんですが、私の本来思うんありますが、去る2月19日でしたか、私ども議会も国に要望したよう大事な除染ですから、見守り隊とは今言ったように別に住民参加の監視体制をつくって強化していくべきと考えますが、どのように考えられるのかもう一度伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。やはり国県だとある意味では常時見ているとは思われないので、住民が一番監視の目は強いと私も思っていますので、それらの体制、要望した額がどうなるかわかりませんけれども、十分ではないかもしれません、村としても少なくとも監視体制についてはしっかりとやっていくという姿勢は委員の考

えと同じであります。

委員（大和田和夫君） 次に、29ページ、内部被ばく検査であります。これはホールボディーカウンターであります、4歳以上の全村民を対象に自己負担なしで徹底した内部被ばく検査を実施するということであります、4歳以下の乳幼児はなぜ対象にならないのか伺います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今のあづま脳神経外科で導入いたしましたホールボディーカウンターは立位式で立ってかかる機械でございます。小さいお子さんについては検査の計測器というんですか、それが上のほうについているもので、大人用に設計をされているものですから、脚立みたいな台に立って、それで2分間じつとしていると、そういう形で検査を子供さんの場合は行っております。しかしながら、小さいお子さんについてはどうしてもじつとしていられないということでそれから台の上に上りますので暴れてしまったりすると落ちてけがをするということもございますので、一応村としましてはこれは業者の指導もあるんですけども、4歳以上ということで実施をさせていただいております。以上です。

委員（大和田和夫君） 脚立の上、そしてじつとしていられないということで検査ができないということのようでございますが、それだけでは私は片づけられないと思っております。親御さんにとっては本当に心配、不安があると思います。こういった4歳以下の乳幼児ですか、こういった方々は近隣市町村でもホールボディーカウンターによる検査の実施はしていないのか、これも伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） これはホールボディーカウンターには何種類か種類がございまして座ってやるタイプのものですとか、寝てやるタイプのものというタイプがございます。しかし、今立位式の、たってやるものは非常に人数がこなせるということと、測定時間が短いということでこの機械をうちのほうは導入をさせていただいております。ほかのところでも多分座ってやるタイプのものとかそういうところを導入しているところがあるとは聞いておりますけれども、今細かい資料は持っておりますので、済みません、以上でございます。

委員（大和田和夫君） 思うんでありますが、乳幼児ほど免疫がないので早期発見のため、そして安心安全のために4歳以下の方も自己負担なしで徹底した内部被ばく検査を実施すべきと思うんですが、もう一度。

健康福祉課長（藤井一彦君） 一つはこれは小さなお子さん、3歳ぐらいで大きくなるとまたちょっと難しいんですけれども、非常に小さな赤ちゃんなんかですとお母さんが抱いて一緒に受けるということができるという場合があると聞いております。この場合はお子さんの状態が、ぐずっていたり、そういう状況なんかもありますので、そのときに現場で相談をしながら検査をしていただいておって、その2人分はかってお母さんをはかって引き算をするということで、子供さんからどのくらい出ているかというのを調べるということ。それから同じ食事をされている場合についてはご家族の方が受けいただいた場合、その方が出なかつた場合はお子さんについても出ないであろうということで、今のところはそういう説明をさせていただいているところであります。以上です。

委員（大和田和夫君） その方法だとできるわけですから、4歳以上と限らず全員負担なしで
ということで理解してよろしいのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） どうしても、子供さんを抱きますとお母さんのものが子供さん
に遮蔽をされてはかられるということがあったりするものですから、どうしても本当の正
しい値が出るというわけではないと聞いておりますので、そういうことをある程度納得し
た上で実施をするということで、現場で対応してまいりたいと思っております。

副村長（門馬伸市君） 質問されている趣旨は十分わかりますので、どういう形でやればでき
るのかやっても値として正確な数値が出ないような話も今していましたけれども、4歳以
下であってもよそのほうでそういう事例がどうやっているのかその辺も調査させていた
だいて、できるだけ、一番小っちゃい子供が一番心配ですよね。ですからその辺のこと
を内部で調べさせていただけてできるだけ受けられる方法をとりたいとは思います。（「終
わります」の声あり）

委員長（志賀毅君） そのほかありませんか。

委員（大谷友孝君） 先ほど、除染のお話も出ました。石原環境大臣、飯館村に挨拶とい
うことで来ましたけれども、そのときに環境省はサポートに回る、そういう発言がありました。
国に先ほど大和田委員からもあったように陳情にいった際にも環境省においては全く遺
憾な発言だという抗議をしてきたところでありますけれども、このことが除染の進捗に大
きな影響を与えているのではないかと懸念をしているところでありますけれども、そのこ
とについての村長の考え方をお尋ねします。

村長（菅野典雄君） これまで除染は環境省というスタイルで来たわけであります。環境省の
除染の対応がなかなか思いのままにならないと、こういうことでいろいろ交渉してきてや
つとここまで進んできた。ここまでというのはまだ1地区のほんのごく一部、全体の二、
三%ぐらいと、こういうことであります。今回政権が変わりましてワンストップ行政をす
るということで除染も復興庁みたいな雰囲気になって、作業だけやってればいいのが環境
省かと、そんな印象を与えるかねないと思っていまして、非常に我々心配しているところで
あります。そういう意味からするとやはりワンストップは大切でありますけれども、だから
といってその流れがきちんとしないければ今まで以上になかなか思うに任せないと
こういうことになるわけですから、それぞれワンストップはワンストップのよさを
発揮しながらそれぞれの部署がしっかりとやはり自分の仕事をこなしていくという考
え方を持っていかなければならぬのではないかと思っております。

しかもどうも環境省、飯館村の仕事がちょっとスピード感遅いなと思っていまして、け
さほども所長に電話を入れて催促をしたところでありますので、そういう意味からすると
相変わらず、ちょっと言葉はどうかわかりませんけれども、けつをたたいていかなきやな
らいと、このように思っているところであります。

委員（大谷友孝君） 全くそのとおりであります。確かに、復興庁全て指揮をとる、当然発足
当初からそういうお話をしたから本当に除染が進むのかなと思っておりましたが、全然機
能しないで各省庁が依然として縦割り行政があるということで進まなかつたのかなと思
っております。

また、除染の進めるに当たってあるいは仮置き場ひいては中間貯蔵、最終処分場まであるわけでございますけれども、飯舘村においては140町歩という広大な仮置き場が必要だと言われております。そんな中でせいぜい確保できたのが四、五十町歩、仮置き場まで入れてその程度だ。当然、飯舘村の除染に当たっては減容化というのは当然必要なんだろうと思っておりますけれども、減容化についても今年度の見通しを伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のおただしのとおりで、除染を進めるには仮置き場が必要でありまして、そこに集中して一括保管しながら村民の方々への安心を与えるという部分では、除染を進めるという点では必要だということあります。

おただしのとおり、今現在仮置き場についてはなかなか進まない状況であります、2カ所ほどの行政区また所有者の方々のご理解の中で何とか決まりつつあるところでございますが、まだまだ足りない状況で今後も仮置き場については選定を進めなければならないと考えております。

おただしのとおり、一方では廃止された廃棄物の減容化という部分で、幾つかでも仮置き場の面積が少なくなればということで今まで当たってきたところでございます。議会の皆様方ともお話の中でしておりますように5トン炉1基、50トン炉、1日の処理量の50トン炉を2基まず仮設焼却炉ということでご提案等いただきまして、村としても進めてまいりました。何とか5トン炉につきましてはクリアセンターに設置が可能ということで国のほうから報告を受けておりまして、今後行政区長会なりあとは地元の関連する方々との打ち合わせという部分で実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

ただ、50トン炉につきましては今1カ所は用水試験ということで水の量の調査をしておりましてこの報告をいただいた段階で地元の方々と協議をするということで1カ所ほどはございます。もう1カ所につきましては地権者の方々から同意がとれない、了解を得られないということで諦めざるを得ないのかなというところでまた別な場所の選定をというのが状況でございます。

一方では燃やすという部分でなくして土等の減容化施設ということで、50トンから80トン、今後国のほうへ提案される公募を待たしておりまして、処理量等も含めまして提案されるかと思いますが、50トン炉以上のものを1カ所村内にということでは事前調査については地元のほうから了解を得ているという状況であります。今後その報告を受ける中で再度地元の方々と協議をしまして進めていきたいという状況になっているところでございます。以上であります。

委員（大谷友孝君） 減容化施設については議会としても何カ所か研修を行ってきたところでありますけれども、いかんせん視察先においては飯舘村のような状況で、放射能について飯舘村のような状況ではないという実証事業であります。本当に放射能に対する懸念、高線量の焼却灰が残る、こういうところはございませんでしたので、減容化そのものについては研修にはなりましたけれども、放射能とのつき合い方についてはいまいち研修では成果を見ないという研修結果があるのでございますけれども、この5トンにしろ50トンの仮設あるいは広域圏にあっての50トン程度の焼却残渣、これは国との間でどのような調整がといいますか、協議がされているのかお尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） 仮設焼却炉なり減容化仮設につきましては焼却する部分でありますて、主灰なり飛灰ということで、残る灰あとは飛んでいく灰があるということであります。飛ぶ灰については、バグフィルターを装置させまして吸着させながら外には出さないという安全対策をとる考えをしております。今おただしの主（「灰」の声あり）という灰で残るものとの対応でございますが、種類によって、あとは炉の燃やす温度によりましても灰が少なかつたり多くなつたりする、少ない場合はかなり濃縮された放射性物質になるということでありまして、その対応について今のところコンクリート等を使ってその中に保管させながらとりあえずは焼却施設の一角に保管するという内容で今國からのお話をいただいているところでございます。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肅君） 喫飯のため休憩します。

再開は13時10分といたします。

(午前11時58分) ()

◎再開の宣告

委員長（志賀 肅君） それでは会議を再開いたします。

(午後1時11分)

委員長（志賀 肅君） これより質疑を許します。

委員（大谷友孝君） クリアセンターに設置可能な5トン炉でございますが、設置時期等についての見通しはどのように見ているのか。またこの10トン炉2カ所ということでしたが、1カ所は用水試験等やっているということでございます。2基今年度中に設置ができるのかお伺いします。5トン炉と10トン炉の設置。

復興対策課長（中川喜昭君） 仮設の焼却炉の設置ということであります、クリアセンターの5トン炉につきましては先日の全協でも報告しましたように、あの場所設置するには5トン炉が適当という国からの報告いただいておりますので、それらに向けて今後協議をしていきたいということで。それから焼却施設ということではありますので、村全体の中での協議、あとは地元の協議という部分がありますので、それらをまずは区長会議で内部的なものを構築しながら、あとは小宮を含めた地元の説明をしながらということも考えなければならないと思いますので、あとは南相馬市との協議というものも考えますと、今後進めていく中でも並行して国とは設置の方向で進める中で6月ぐらいになってしまふのかなという部分で考えております。ただ国のほうとは見解についてスケジュール的なものは若干話をしておりますが、最終的な詰めはまだしていませんので、今後詰めさせていただきたいと思っております。

50トン炉につきましては今の段階まだ調査しているという部分もありますので、今後結果が出次第、地元の行政区との協議あとは全体の話あとは周辺行政区との話し合いという部分になりますとやはり小宮よりは遅くなるのかなという部分で考えているところでございます。

設置する工事期間ですが、今のところ聞いておりますのは1年と半年くらいという部分で聞いておりますので、でき上がって焼却するまでには平成26年度に入ってしまうのかな

と思っているところであります。以上でございます。

委員（大谷友孝君） 50トン炉については1年ぐらいかかるという報告は受けています。また、先ほど焼却残渣についてはコンクリートボックスというお話をしました。当初、コンクリートボックスというお話があり、その後フレコンバッグという経過の中で、全協でも申し上げましたけれども、今まで8,000ベクレルから10万ベクレルまでは管理型処分場に入れるよということだけでございました。

最近になりまして、その管理型に入れたものについてもしみ出さないように、土あるいはコンクリートで覆いなさいという基準に変わってまいりました。8,000から10万でさえもそういう措置がとられるということになりましたので、やはりコンクリートボックス、これで大丈夫だと言われていますけれども、通常の土あるいは草木のように今のような置き方、仮置き場等に置いての置き方でございますけれども、フレコンバッグあるいはコンクリートボックスにしましても、ましてや焼却灰については高濃度が予想されるということについてはやはりより安全安心まで担保できる、そのような仮置き場が必要ではないかと思っていますけれども、私は当初の国有林の中に焼却灰に対応した遮断型、あくまでも仮置き場でありますけれども、このような要望をずっと環境省にもお話をさせていただきました。今度そういう規制といいますか、基準が変わった中で焼却灰対応としまして全ての仮置き場ということにはまいりませんけれども、焼却灰専用の仮置き場が必要ではないか。除染等あるいは国との折衝の中で、トップランナーを自負している村長について考え方についてお尋ねをしたい。

村長（菅野典雄君） 間違いなくいろいろな減容化をすればそこから濃度の高いものが出てくると、これは当たり前の話といいますか、当然そこの対応を考えていかなければならないということです。したがって、できるだけそこが安全に短い期間でも保たれるということが前提条件になるなど、このように思っていますので、フレコンバッグでいいのかそれとももっときちんとしたものでいいのか、それともそれでも大変だということになるのか。住民としては幾らかでも安全が確保されたほうがいいと、こういうことでありますので、これからそういう減容化なりその他のものを入れていく上でその話はしっかりとしていくたいと、このように思っております。

委員（大谷友孝君） 私はやはりこの減容化の施設、反対ではなくて、その仮置き場のセット、単純に考えれば1反歩ないしは3反歩のコンクリートのプールで屋根つきのもの。これで1年、2年でいっぱいになれば、ただし3年でこれは持つていってくださいよとこれは1筆必要だと思います。そうすれば何十町歩とかそういう膨大なものでなくてやはり3反歩ぐらいのやつをせいぜい3基、4基、5基くらいですか。その程度で減容化施設とセットで要求していく、そういう姿勢が必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） これからそれを進めるに当たって、その旨の話はしっかりとていきたいと思っております。

委員（大谷友孝君） 先ほど、大和田委員からもありました除染の住民目線での監視、検証体制については村民の見守り隊や飯舘村までいな除染会議を活用していくということでございました。副村長の答弁で、村民見守り隊は検討するということであります。

ただ、見守り隊も3年目ということですから、ましてや本格除染が始まれば当初の目的であった防犯パトロール、これは日本全国から集まって近隣福島市等でもやはり作業員の窃盗等が新聞で報道されました。これは先ほど課長からも見守り隊では無理でしょうという、やはり内容を見ますと除染現場を5分から10分程度で監視を行い、あとはあくまでも環境省の除染の内容についてはガイドラインに沿ってやると環境省は以前申していますけれども、ガイドライン、隊員に全て周知をして徹底させるというのは難しいのではないかと思いますけれども、もう一度お尋ねしておきます。

副村長(門馬伸市君) 見守り隊の除染の監視については先ほど決定ではないんすけれども、大まかにこんなことでやりたいという話はさせていただきました。多分チェックリストを、これから見守り隊の除染の監視に当たっては当然チェックリストをつくって最低の確認事項を監視してもらうようになりますけれども、今質問のあったように国のガイドラインを全てきちっと見守り隊に内容を把握してもらってチェックするのは、多分時間の関係からも難しいと私も思っています。ですから、先ほど大和田委員にもお話ししましたように見守り隊にもできる除染の監視の範囲、それから村が帰還再生加速化事業に載せております除染の監視の範囲、県と国の監視の範囲、それらをミックスさせながら足りない部分をそれぞれの体制の中で監視をしていくしかないのかなと。全て村なら村まで全て一から十まで監視するというのもこれまた大変なことだと思いますので、それぞれ役割分担を決めながらできるだけ補っていくという、そういうことかなと思っています。完全な監視といえば24時間ということでない、日中も12時間ぐらいは夏の時間やりますので、その間きちんと全てを監視するというわけにはいかないと思うので、特に見守り隊の場合は抑止効果かなと思っていますので、そんなことで足りない分はそれぞれの役割分担の中で補完をしていけばいいのかなと、そんなふうに思っています。

委員(大谷友孝君) まさにそのとおりだと思います。やはり、多くを見守り隊にというのはちょっと酷なのかなと思いますし、やはり本来の防犯パトロールに努めていただき、さりとて一方では村民の声としては住民目線、村民目線で監視体制をとれるようにしてくれということありますから、先ほど副村長、国にも要望しているということありますから、できるだけ早くそういう体制が組めるよう要望すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

副村長(門馬伸市君) そのように今進めているところでございます。

委員(大谷友孝君) また監視検証体制ということ今までいな除染会議を活用するという、この会議発足当時は我々本除染に向けて除染説明会で出された村民の声、あるいは国が示しているガイドライン等の検証を含めて、会議の中で飯舘村が望んでいる除染、これを環境省が言っているガイドラインを変えさせる。さっき聞いた答弁では、ガイドラインに位置づけられていない地方などにあって市町村個別の事情によりその手法で除染を実施する必要がある場合には、環境省が市町村等から具体的な事例とともに相談を受け、専門家の意見を踏まえ必要かつ合理的と判断されるものであれば柔軟に認めていますという答弁がありました。

やはり、こういう情報を生かして今までいな除染会議、確かに1年前よりは自然減、セシ

ウム134の減少によって空間線量は相当数下がっていることはご承知のとおりだと思いますけれども、土壤に降り積もったそのものは解消されたわけではありませんので、これからは空間線量だけではなくて土壤のベクレルを基準にして除染要望、要求をしていくべきと思うのでありますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしいただきましたまでいな除染会議ですが、目的としましては今委員がおただしの内容で平成24年度除染が進む中、村民目線の中で除染をしていただくということで何らかの提案なり提言を国にできるような形で進めていければと発足したところでございます。平成24年度の実績、活動内容としてそこまでなかなかいくことができなかつた、除染も進まないという部分もあったわけですが、ただ委員の中からも住民説明会の中でいろんな議論がされている部分を住民が何を求めているのか、そういう部分を抽出しながらそれを項目立てしながら協議するのも一つの手ではないかというご意見をいただいたり、除染を進む中の空間線量が下がった上がっただけの検証だけではなくて、なぜそのような状況になるのか、やはりそういうものも検証していく会議であってもいいのではないかというご意見もいただいております。

そういうことで今回3月末になりますが、今まで協議した結果を委員の方々にご意見等を聞いて、年度締めという形では村長に提言という形で提出いただくような会議もやる予定でありますし、それをもって国に村長から提案的なものを出していければと平成24年度については考えているところでございます。

平成25年度につきましては本格的な除染も始まりますので、平成24年の総括を踏まえながら平成25年度につきましても継続的に線量の測定も含めまして、住民からの声などもまとめていきながら国に対している意味での提言提案もしていきたいと思っております。以上であります。

委員（大谷友孝君） 今のペースを見ていますと、国に提言というよりも除染をしました、幾らになったか検証しました、検証委員会といいますか、そんな感じを受けますので、やはり除染の方法なり今は高圧洗浄、屋根ですと拭き取りに変わったとかございますけれども、飯館村民が望んでいる除染、解体除染も含めてですけれども、こういうものを飯館村版の除染はこうですよ、国のガイドラインはこうなっているけれども、飯館村の除染はこういう除染をしてもらいたい、村民はこういう除染を望んでいるんだといち早く、こういう科学的なバックデータも必要でしょうから、いろんなアドバイザー等のご意見を伺うというのは当然でありますけれども、いち早く本除染に会議が有意義な会議で飯館村が、村長が言っているように飯館村の事例が双葉地方にも波及しているんだというこの自負を、実態で示すべきだと思うんですが、もう一度お尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいいただいた内容、本当にそのとおりだと思っております。そのような形で進めるように今後ともしっかりとやっていきたいと思っております。以上であります。

委員（大谷友孝君） 48ページに緊急雇用創出事業で農作物等放射性物質測定業務委託、水、食品類、までい企業への委託ということで663万円計上されていますけれども、この事業の内容等について詳細を伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業につきましては、水を含めました食品関係の放射能の濃度、食べ物等水等に入っている濃度を調べるというものでありますと、村民の方々からも村にある食品、農作物とか山菜類のベクレル濃度内容を知りたいという要望があった品物について調査をしているということです。特に、水につきましては沢水、井戸水等の村民の方からの調査依頼がありまして、その中で調査をしているという内容になっております。村内の食べ物、山菜類につきましてはかなり濃度が高いものということになつておりますと、お知らせ版等では内容を周知しまして食べないように、内部被ばくを受けないようにという周知をしているという一方で、水については今のところ数値的にはNDという状況でありますので、そういう方々についてはある意味安心さを得る一つの材料になっているのではないかと思っております。以上であります。

委員（大谷友孝君） そうすると、主に水と山菜類という理解でいいのかな。ほとんど農作物は作付されていないので、内部被ばくを防ぐために周知をするという内容ですね。

それと今回、全村警備保障、21ページですけれども、42局、43局の戸数が記載をされている。これは平成24年度実績なのか。平成25年度でどの程度加入が見込まれているのかお尋ねします。

住民課長（濱名光男君） ホームセキュリティの実績と見込みでありますと、平成24年度の実績でありますが、42局のほうが200ということで32戸の増であります。43局のほうが8戸増ということで137、合計337戸入っている状況であります。平成25年度の見込みでありますと、42局が76戸ほど、それから43局が66戸ほどの増を見込んで予算計上させていただいております。以上です。

委員（大谷友孝君） この2年間啓蒙をしてきたと思うんですけども、今年度増となる見込みですね。そのような要望、要求があつての見込みなのか。

住民課長（濱名光男君） 一部、平成24年度の秋、一部地区で全戸加入ということもありました。そういうこともある程度見越しての部分であります。それから、緊急雇用の予算確保が困難な状況もありました。それで、予算編成の中でそのときまだはつきりしておりませんでしたけれども、見守り隊の体制見直しの中に深夜勤務の廃止という部分も検討されてきたところであります。それらも踏まえて多目に要求させていただいたところであります。以上です。

委員（大谷友孝君） 警備会社2社お願いしているわけでありますけれども、飯館村民もこの会社にこの事業によって就労されたという実態はあるんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） お願いしている警備でお願いしている住民課のほうではその辺は掌握しておりません。

委員（大谷友孝君） 掌握していないっていったって、こういう金額をお支払いしているわけですから、何らかの報告やらご相談はあるんでしょう。そんな中で全然把握していないんですか。

住民課長（濱名光男君） 前から働いている方もおるようですし、何人かあたりこの事業が入ったことによって採用された方がいるということは承知しておりますが、具体的に何人かという部分については掌握しておりません。以上です。

委員（大谷友孝君） 質問を変えます。

放射性物質の対象型森林林業復興支援事業、ホームのチップボイラーにバグフィルターをつけるという事業でありますけれども、今チップ供給体制の中で放射能等は検出されているのでしょうか。お尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） ホームにチップボイラーがありましてその部分で今回のバグフィルターの設置という部分の支援補助でありますから、聞いているところによりますと、8,000以下と聞いたんですが、若干高目の濃度にはなっているという話は聞いております。8,000ベクレル以下程度のものにはなっていると聞いております。詳細は調べていないんですが、若干調べて報告したいと思います。

委員（大谷友孝君） ご承知のように森林組合が供給体制をとっているわけですが、支障ないものが納品されていると自負していたわけでありますけれども、そういう実態がそれはいつの測定時で検出されているかお尋ねします。

復興対策課長（中川喜昭君） 詳細、把握しておりませんので調査させていただきます。後ほど答弁させていただきます。

委員（北原 経君） それでは何点か。

27ページ、までいっ子健康づくり知の積立事業について、これは200万円なんですけれども内部被ばく検査を受けた人たちへのポイントということなんですけれども、これは村内が1万円で村外が5,000円という、金額の差、そういったものについてまずこの事業の目的が何を求めているのか、その辺。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今おただしのまでいっ子健康づくり知の積立事業でございますけれども、まずどうしても小さなお子さんの放射線内部被ばく、甲状腺被ばく量、これについて子供さんの状態について調べるということは非常に大事だということは村も認識をしております。しかしながら、なかなか件数自体が上がってこないというところがあって学校を休んで行かなきやいけないとか親がついていかないと小さなお子さんはなかなか受けられないということもございますのでそういった状況にありますので、少しでも受検の件数率をふやしていきたいということでそれを主な目的に実施をする事業でございます。

それで、村内、村外で1万円と5,000円で差をつけた理由というところですけれども、今村内から村外に行かれる方がふえている、特に3歳児が幼稚園に入ってこない状況がったり、それから保育所に入る方も非常に少なくなっているという状況でございますので、そういったことで少しでも村の学校に残っていただきたいということも考えまして、この金額の差を設けた次第でございます。以上です。

委員（北原 経君） 事業内容としては大変いい事業なんですけれども、村内であろうが村外であろうが同じ子供ということには間違いないのであって、1万円と5,000円の差をつけるべきではないと思っております。これによって足どめさせると、そういう行政のあり方については私は余り賛成するものではないんですけれども。

健康福祉課長（藤井一彦君） おただしの意味はわかりますけれども、今まで、これはちょっと違ったあれですけれども3番目のお子さんからプリペイドカードじゃなくて村内で

使えるチケットを渡していたということもあって、やはり差をつけて少しでも村に残っていただくということをしていきたいという趣旨で差をつけさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。

委員（北原 経君） 納得はしませんけれども、わかりました。

28ページの災害弔慰金につきましてことしもかなりの減額で事業は進められるわけなんですけれども、7,500万円、250万円の10名分ということできなり少なくなりました。村長の議案提出理由で心と健康相談事業というもので精神的なストレス、自殺も関係してくる事業なんですけれども、当然精神的ストレスから病気に進むことがあるわけでありまして、この事業がかなり縮小された、少なくなったという、これに関して余りにも他市町村と比べると飯館村の該当される方が少ない。そういう内容から縮小されたのか、その辺お聞かせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは縮小というよりか、被災直後に亡くなつた方でまだ出しているという方もいらっしゃいますので、今後の提出状況によっては10人ということを超えてくることも考えられなくはないとは思ってはおりますけれども、どうしても被災からの時間が長くなるとなかなか災害と死亡の関係が立証ができないということで、実際にその件数が少なくなっているというのは事実でございまして、今回はそういった意味である程度平成24年度の実績を見ましてある程度合った形で10人ということで上げさせていただきました。もし足りなくなつたらそれは補正で対応させていただきたいと考えております。以上です。

委員（北原 経君） この事業に関しましては、かなり該当された方と該当されなかつたところが微妙なラインでありますて、家族の方が内容につきまして事細かく書いてうまく通つた、それが本当だからそだか定かではございませんが、話にきますと事細かく理由があつたものは該当したが、あつさり書いてしまつたのがそのまま外されたと、そんなようなことも私ちょっと耳にしたんですけども、やはり家族の方が文章能力が高くて該当した、さらっと書いたのは該当しなかつたなんてそんな問題では全く困ることであつて、そうではないのかとは、私は信じたいです。そういう話も聞いております。

今年度の審査員の方、審査をする方ですね、お医者さんとかそういった方のメンバーというのはそう変わらないでそのまま続くのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今のところ、同じメンバーでお願いしたいと考えております。以上です。

委員（北原 経君） これは任期はあってきちっと決まつてることなんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 一応任期は3年ということでやらせていただいております。

委員（北原 経君） 先ほど申し上げましたように飯館村の該当した人が少なかつたということはその該当する該当しないの病気の理由じゃなくて、かなり厳しく、該当しないような方向で進められたものは外される方が多い、そういうことはないんですね。

健康福祉課長（藤井一彦君） なるべく出して差し上げたいということで、5人の委員で提出いただいた資料を一字一句読みながら、内容を確認しながら審査をさせていただいておりますので、中にはどうにかしてできないかというのもあるんですけども、関連性が認め

られないということでお金を出して差し上げられない方が数多くおりますので、委員の方も非常に心苦しくやっておられるというのが実態でございます。以上です。

委員（北原 経君） 村民も、なかなか厳しい避難生活の中で家族の者が亡くなつたということで、どうして私のところはこれ該当しないのかなという方も相談受けましたので、やはり急に倒れて亡くなっていた、健康な方が、そういった方が該当しない理由というものが私にはちょっとわからないんですけれども、そういう該当する該当しないのきちつとしたマニュアル的なものはあるんでしょうから、質問を変えます。

41ページ、福島県営農再開支援事業につきまして除染後の農地の地力の増進、作物等の作付実施のことにつきまして農林水産省側の福島県営農再開支援事業につきまして事業内容というのが除草等の農地の保全管理、地力増進、作物の作付、肥料や土壌改良の土づくりについてとか営農再開には不可欠な必要な農道及び用水路の除草、清掃、補修ということになっているようなんですかけれども、これに取り組む必要な経費について東京電力株式会社の賠償を受けている場合は本事業の対象としないものとすると、こうなっているんですけれども、いわゆるこの村が営農休業補償、農業の復興策の賠償を包括でいただいているときはその間は該当しないということなんですかとも、ことしの事業で進めてよろしいのか、その辺お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開支援事業につきましては、今北原委員おただしの内容の部分でありますて、営農再開に向けた賠償をもらっている間はできないという部分での国からの指導は受けていない状況です。ですので、5年間一括という部分が賠償にはあるわけですが、それとは関係ないと私自身は理解しておったところであります。以上であります。

委員（北原 経君） そうしますと、東京電力の賠償を受けている場合は本事業の対象とはしないものとするというこの文章は、課長のところにはないということなんですね。

復興対策課長（中川喜昭君） と、私は理解しておりますが、それは何からの情報かという部分、あとお知らせいただきて調査させていただければと思います。今のところ賠償等の部分で営農再開支援事業が制限するということは一言も國から聞いておりません。何回も本省から来ていただきいろいろ詰めてきた部分もあるんですが、その辺の内容確認させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

委員（北原 経君） それでは課長とあとあれしますから。

60ページ、村の指定保存木の報償18件のことについてなんですかとも、これは私資料を提出いただきました。最後のありますけれども、この中には杉とか松も入っております。それによっていぐねの杉が保存木に入っている。でもそれは保存木なので伐採はなるべくしないようにしていただきたいという村長の話をちらっとお聞きしたんですけれども、その木の伐採はしなくてもきちつとした太い木でしょから立派な木になっているんでしょうから、それに対する除染の仕方はどのようにするのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 実は国ほうでも文化財の部分、国とか市町村での指定文化財になっている樹木もありますし、あと村独自のこのような指定保存木という部分もございます。教育委員会と協議する中では文化庁からも多分話が来ているのかと思いますけれど

も、できるだけ保存に向けた内容でという話で、教育委員会とも環境再生事務所、私どもも入りましてこれらの対応について一度協議をさせていただいております。教育委員会としましては保存に向けた部分、所有者の方々にお願いをするという部分で除染の担当としましてもやはりそちらの方向でと考えております。

指定されている部分の針葉樹、常緑樹の部分の対応でございますが、具体的にまだ検討は除染方法については検討しておりません。今後家の前にあるとかすぐ建物の後ろにあるという、場所の確認等しながらそれについての枝打ち等という部分しかできないかと思っておりますけれども、そのような形で今後教育委員会とも、所有者の方とも協議をしながら除染を進める形になるのかなと考えているところであります。以上です。

委員（北原 経君） 大切な村の木ですので、今回の除染によって伐採されるということは全く財産を失うということだと思います。それで、やはりきっちりとした予算もとつてそれで足場でも何でも組んで上のほうからきれいに刈れるような状態の皮むきでなくて、そういうきっちりとした形をとつてその永久保存木というので、そういう保存に進めていくべきと思いますけれども、その辺。

復興対策課長（中川喜昭君） 村として教育委員会も含めてやりますけれども、村として方針としましてはやはり保存する考えでいきたいということあります。まずは所有者の方々にご理解をいただくというのが大切であります、そのためには国を交えながらどのような除染方法で所有者の方が納得していただけるかという部分が今後の課題かと思っておりますので、今おただしがあった内容については保存する方向で、また所有者の方々にも納得する形で進めていきたいと思っております。以上であります。

委員（北原 経君） もう1点。38ページ前後します。使用料金の賃貸借料金について松川地区と飯野地区の交流広場の維持管理についてなんですか、これはグラウンドゴルフというあれなんですか、グラウンドゴルフなんですか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 松川第一仮設の北側のほう、ここに約1反歩ぐらいのグラウンドゴルフの広場。飯野仮設の北側のほうですか、800平方メートルぐらいの民間の土地の提供をいただきましてグラウンドゴルフ場を整備したというところでございます。

委員（北原 経君） グラウンドゴルフは相馬の仮設も10万円ほどだったかの助成をいただいて工業団地内なんですか、そこのかや根を全部剥ぎ取りまして、直線で50メートルとれるグラウンドゴルフのところをつくって皆さんかなり体を動かしております。また、大倉の方々も多いですから、もともと大倉の小学校の跡地でグラウンドをやっていたくらい盛んにやっております。しかしながら、ユンボでかいたくらいのところで、かきつ放しのところでコースをつくってやっているものですから、ちょっと雨が降ると水たまりが出て何日間はできないという状況になっております。相馬の仮設のほうにもやはりそういった維持管理の事業のその辺を組んでいただきたいと思うんですけれども、その辺のお考えは。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 相馬仮設の近くに土地を見つけて皆さんの奉仕活動で整備してご利用されているというお話を前からお伺いしておりました。現場のほう、私もよく

承知はしていなかったんですが、今後そういう整備等が必要であれば2つの交流広場と同じような扱いで考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。（「終わります」の声あり）

委員（北山文子君） 何点か質問させていただきたいと思います。予算説明書27ページ、までの健康づくりということで先ほどもいろいろと説明をいただきました。でも、もう一度説明をいただきたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 申しわけございませんでした。

までいっ子健康づくりの積立事業でございます。目的としましては繰り返しになりますけれども、小さなお子さんの内部被ばく、それから甲状腺検査、なかなか受検率が上がらないという実態がございます。どうしてもそれを上げていきたいなと思っていますし、どうしても小さなお子さんのはうが放射線に対する健康影響は大きいと聞いておりますので、そういうお子さん方のデータをきちんととっていきたいということあります。そのためにこういったスタンプカードでポイント制をとって少しでも、ことしもやったなということで、その受検率を上げて毎回自分の健康の内部被ばくの状況はどういうことなのかという確認をしていっていただきたいという趣旨でこの事業は取り組ませていただいております。

5,000円のことについて村内村外のつけるのかというところについても、村内に通うお子さんについては長いスクールバスで通われているということもございますし、保育所、幼稚園のお子さん、随分減ってきております。こういったことでやはり学校とか幼稚園とかを維持していくということも帰村に向けて非常に大事なことだと思っておりますので、少し差をつけさせていただいて少しでも村の学校に残っていただきたいという趣旨でもこの事業をやらせていただきたいと考えております。以上です。

委員（北山文子君） 検査率を上げるために、村に戻っていただきたいというのは十分わかりますけれども、やはり私は金額については同じにしていただいて、それぞれいろんな事情があって村内村外に行っているわけでありまして、放射能についてもそれぞれの考え方がありますから、全てこの基準でこうだということで、親の感情も随分入ってくると思います。ですから、私は金額同じでその他のプラスのサービスで何か設ける施策があつていいのではないかと思っているんですけども、その方がかえって親としてやはり子供を検査に連れていかなくちゃいけないなと思うのではないかと思いますので、これも一つの金額の区別になると思うんです。やはり村を思っていただく、子供を思って村の親の気持ちとして私は言っているので、もう一度その辺を考えてお話しいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 飯館村の復興計画は、どこに行こうとみんな一人一人の復興を目指しますと、こういうことでございます。したがって、そこをどうするかということがまず根本的な村の考え方あります。

もう一つはできるだけ村の学校に、幼稚園学校に通っていただかないと今川内は115人のうちの16人、浪江小学校は6つ、7つの小学校をまとめても新入生がいない、こういう状況ですから、その先を考えますとどうしても飯館の幼少中に入っていただくということが、我々はそのサポートをどれくらいできるか。村の中の村内に戻る戻らないにかかわら

ず今ここに学校があるわけですから、そういうものを考えますとやはりことしも幼稚園が多分いつも50人ぐらい入るのに10数人でありますから、そこをどう村の学校に通つてもらうかということになりますと今のような形ということになります。

なお、プリペイドカード、図書カードは今までのようになりますが金額は下がりますけれども、全員に出しているということあります。あくまでも一方では外の転校した子供たちもしっかりと甲状腺検査、あるいはホールボディーカウンターを受けていただきたいというのが一番の趣旨でございますので、そういう意味でほかのところに行った方にも休みでも何でも戻ってきていただきて検査をやっていただきたい、こういうことがあります。それは場合によっては、行ったところの地元に何かあるんでしたらばそれはそれでも構わないと思います。

けれども、いずれにしても基本は若干長い期間を村の中にいていただいた子供たちにしっかりととした検査体制を、村の中にいるなりいにしろ受けていただくための施策としてこのような形をさせていただきます。一方で、なおそういう中で1人でも村の幼少中に上がっていただければありがたいなという思いでの事業でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員（北山文子君） 納得はしませんけれども、今のところこの考え方で進めるということをございますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

33ページ、子供の心のケア事業ということで先ほど説明がありましたけれども専門の方1名を充てるということでございまして、先ほどの説明では高校の養護の先生をやっておりまして飯野の方という説明でありましたけれども、特に村長がおっしゃる放射線については特殊なんだということを言いながら、放射線については養護の先生でございますので一般の方よりはいろいろと知識が豊富だと思っておりますけれども、専門の方をこの辺だということに決めたお考えをお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 多分、お父さんお母さんは子供についての不安が大きい、こういうことではないのかなという気がします。少しでもその辺の不安を取り除いてあげると、帰る帰らないにかかわらず、ここが一番の大切なことだろうということでリスクコミュニケーションとかいろいろなことはやっているわけですけれども、それはある意味ではそのときそのときの一時的な話であります。これはこれで私は大切だと思っていますが、常勤でやつていただくという形が必要ではないか。

ところが、なかなか親の心理、子供の心理を勉強を両方しながらその相談に乗るという方はそう簡単におられるわけではないということですが、幸いにこの方は子供たちの養護教諭でもあり、保護者の対応も学校の先生としてかなりやつてきている。それから川俣高校に長いことおられた方でありますので、保護者の年代はかなりの方たちが幾らかが面識があったり保健室でお世話になったり、こういう方でありますので、しかも本人がぜひ飯館村の子供たちなり保護者の方が飯野に来ていただいているんだから飯野の住民としてやらせていただければという本人からの思いもありましたので、今回このような形でやつていただければなと。

ただしあくまでもまだ試行錯誤であります。この方は、試行錯誤の中から自分がど

ういう動きをすればいいのかというところまでかなりできる方ではないかとお話を聞いておりますので、最初からなかなか大変かもしれませんけれども、いずれ我々保護者の相談役になっていただけるのではないか、あるいは保健師さんなどとの組み合わせでうまくいけるのではないかと、このように思っているところであります。

委員（北山文子君） 余り言うこともないんですけども、飯館村のためにとおっしゃられたということで十分ですけれども、私とすれば同じ体験をなさっていて同じ目線で考えられる知識だけでなくこの部分というのは心の問題なので、一生懸命やつていただきたいなと思っていますけれども、常勤で仕事をしていただくということで開催については年間を通してどのくらい見込んでいるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まだちょっとその辺も村長が言いましたように試行錯誤というところでございますけれども、今その子育てのほうで子育て支援センターのミニチュア版みたいなものができるのかということを検討してまいりたいと考えておりますので、そういうところに常勤をしていただいて、相談事でございますので、予約制度か何かになると思いますけれども、そういったことで日常的に相談が受けられる体制をつくっていけばと思っております。それまでの間は、学校であるとかいろんな仮設住宅とかそういうことを回りながら状況なんかも知つていただきながら、やはりそれぞれの被災されている皆さん的心の叫びみたいなものを聞いていただくを中心やっていただこうかなと今のところ考えているところでございます。以上です。

委員（北山文子君） 次の質問に移らせていただきたいと思います。

51ページ、民間バスの借り上げ料ということで、説明ですと帰りの時間帯を何とか短縮したいということで路線増もふやしたということでございますので、以前と比べられてどの程度改善されるのかまずお聞きしたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君） 今一番遠くから通学している子供でございますが、伊達方面、梁川から来ているお子さんがいらっしゃいます。それから西のほうは土湯の入り口の南東北病院の前から乗っている子供がおりまして、おおむね1時間の場合によっては、渋滞の状況などで超える場合がございます。できればこういった方について途中でなるべくとまらないように、直通で学校に行けるようにしたいなということで、遠くから出発するバスはなるべく途中でとまる回数を減らして真っすぐ学校に行く、近くから乗るお子さんについてはまた別のバスで対応するという、そんな遠近二段構えの形で路線を工夫して対応しているところでございます。また、特に伊達から来られる方ですけれども、中学校が飯野に移った関係で少し延びているというところもございます。

いろいろ説明の中では7台とご説明させていただきましたが、朝は1回ですけれども、帰りは幼稚園児それから小学校、中学校の部活バスということで、3回に分けて現在運営しておりますそれぞれ路線あるいは台数等工夫しながら、なるべく短時間で通学できるよう引き続き検討させていただきたいと考えているところでございます。現在のところ、おおむね1時間内で通れるという状況までできているところでございます。以上です。

委員（北山文子君） 中学校の場合なんですけれども、部活動をしている方が以前より部活をして順調に家まで送られているのかということでもう一度、あとふえているのかどうかと

いうことで。

教育課長（愛澤伸一君） 部活動のバスでございます。現在冬場はクラブが終わるの早いものですから5時10分ごろ、これから日が延びてまいりますと6時くらいの出発ということで運行しておりますけれども、やはり遅いバス、乗車人数も少なくなりますので、従来の停留所にこだわらずなるべくご自宅の近くまで乗せて、バスおりた後の徒歩で歩く距離をなるべく短くするようにということで、現場のほうとしては対応させていただいているところでございましておおむね1時間以内では自宅に着けるような状況になっているのかなと思っております。（「人数、バスをふやしたことによって人数を聞いたんですけども、人数も、どのくらい」の声あり）

教育課長（愛澤伸一君） 済みません、質問で申しわけないですが、6時のバスに乗っている子供がふえているかということでございますか。

委員（北山文子君） そうでなくて、バスをふやすことによって今までの……。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肇君） 休議します。

（午後2時22分）

◎再開の宣告

委員長（志賀 肇君） 再開します。

（午後2時23分）

教育長（廣瀬要人君） 中学校は原則として全員部活動で対応しているわけですけれども、今までスクールバスの関係で、何かと子供たち帰りを心配して十分に部活動ができなかつたという問題がありました。今回部活動を見直すことによって新年度から従来村にいたときと同じような部活動体制がとれるのかなと。中学校でもそういう体制をとりたいと校長も意思表示をしております。なので、村にいたときと同じようなあるいはそれに近いような部活動ができるのではないか、そんなふうに期待しております。

委員（北山文子君） 最後にもう1点だけお聞きしたいと思います。

59ページ、子育てサポーター支援事業ということで上がっておりますけれども、一時的に保育支援をするということですけれども、この金額で間に合うのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君） この事業でございますが、特に小さいお子さんを抱えたお母さんがなかなか行事等に参加するのが難しいというときに、お母さんにかわって一時的にお子さんをお預かりして保育をするということでお願いをしている事業でございます。基本的にボランティアということでお世話になっているところでございますが、平成25年度につきましては例年より若干予算をふやしてなるべくかかわっていただいている方に応えたいなと考えているところでございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど大谷委員からございました放射性物質対象型森林林業復興支援事業の部分でチップボイラーの灰の状況でございますが、この事業につきましては飯館ホールが、飯館福祉会が事業主体となりまして吸着材をつけて安全・安心を保つという部分でございまして、灰の状況でありますが、データが古くて申しわけないんですが、

平成23年12月の焼却灰で5万2,800ベクレルあったということの情報を得ております。なお、チップ材においては御存じのとおり原町の業者から上げておりますが、チップ材のベクレルについては59.5ベクレルという報告を受けております。以上であります。

委員（松下義喜君） それでは、何点かご質問したいと思います。

であれば40ページをお聞きいただきたいと思います。普通だったらばこの40ページに何々事業等が去年だったらば載っていたのかなと思うんですが、2反歩つくって5万だけか。そういう制度があったような気がしますけれども、何でことしは外れたのかをお聞きします。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの件につきましては平成24年度で実施しておりました農業による生きがいづくり支援事業かなと。村単独の事業かなと思っております。避難先での生きがいづくりということで菜園づくり等やった方に5万円の補助。あとは2反歩、3反歩等を畑、田んぼをつくれば上限20万円という内容で実施しております。

平成25年度につきまして。庁内でいろいろ検討させていただきまして、避難になりまして平成23年度につきましては仮設住宅等の方々の生きがいづくりということで、ある程度農地の借地なり耕運作業の報償ということで上げてきました。平成24年度につきましては仮設ばかりでなく借り上げ住宅の方にもということでこの事業取り組んできたところであります。

生きがいづくりということで2年やってきたところであります、3年目という検討もしたところですが、ある程度これまでやってきた方々70名近くおる状況で同じ方々に再度再度支援もどうなのかなど、先ほどからあります自立という部分もあつたり自助という言葉もあつたりしますので、平成24年度におきましては自助自立という形で村民の方にもお世話になりたいという考え方で平成25年度には計上しないところでございます。

また、2反歩以上田んぼ、畑やっている方々につきましては営農という部分も出てくるかなと、平成24年度の実績を見ましても避難する前にもかなりの面積をやっていた方々のお名前もございましたので、ある意味営農にという部分であれば県単事業の支援事業、一時就労の営農再開支援事業や園芸産地支援事業、そちらのほうの組み替えもできるのかという思いでそのような対応をしてきたところでございます。以上でございます。

委員（松下義喜君） 今避難中の中で除染をすることによって働きを見つけた方々も多数あろうかと思います。それで、2度も3度もやるのであればということであればやはり今言った大がかりな園芸農家とか畜産をやるというのではなくて、ある程度の帰村しての健康づくり等も踏まえながらしている中での野菜づくり等だと思います。また、ある程度団結して仲間同士ができるという面もあるので、どのような形か、1回もらった人にはあげないとか、ことしあたり新規で始まる方にはやはり前年のような助成をして、帰村してできるまでのものにつなげなければならないのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 委員のおただしも一理あるかなと思っておりますが、仮設等でやってきました生きがい対策も2年目を満了した部分でございます。平成24年度で借り上げ等の方々については70名程度おったということである程度の基盤づくり、きっかけづくりといいますか、あくまでも生きがいづくりという部分ではそれらが場所等も確保した、

ある程度資材もそろっているという方々も出てきておりまますので平成24年度で終了させてきたという内容でございます。以上であります。

委員（松下義喜君） でも誰かの言葉をかりますと、納得いかないんですが、ひとつご検討を願いたいと思います。

質問を変えます。今除染農地栽培実証事業と、福島県営農再開支援事業というのがありますけれども、この除染農地栽培実証事業は、誰が行うんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染農地栽培実証事業でございますが、これも昨日説明しておりますが、昨年草野、向押、小宮、長泥で農水省で農地モデル除染を行いましたが、その後の事業として実証事業として小宮と草野、向押については水稻の栽培をしたということで國のほうでセシウムの移行がどの程度あるかという部分を試験的に調べたいということで行っております。平成25年度につきましてもやはり継続的な調査が必要であろうということで、同じ場所で向押、小宮の同じ場所で3反歩ずつでございますけれども、実施をしようということでございます。（）

事業主体的には、国が事業主体となって村内の農家の方に委託する形でお願いするのかなと思っております。あわせて平成24年に野菜の移行調査もするということで国がやりましたが、平成25年度につきましては国が野菜までは手が回らないということで村で単独でホウレンソウ、コマツナ、ミニトマトハウスとか路地ハウスで、村の基幹作物についての実施をしていきたいということでございます。これについても水稻でお願いしたを方々をお願いしていきたいと考えております。以上であります。

委員（松下義喜君） それで、実証事業で水稻作付をする。どこから出た話なんですかわからないんですけども、何か米をつくってイベントをやって米をふるまうというものをお聞きしました。そのどっちの実証事業で、営農再開支援事業のモデルでやった各行政区の農地に米をつくってそれを利用してイベントを行うのか、そこら辺のものがあるのであればお教え願いたいと思います。（）

復興対策課長（中川喜昭君） 若干整理したいと思いますが、まず除染農地栽培実証事業につきましては、ここで村の予算として140万円ほど上げておりますが、水稻の作付については国が実証するということで事業主体が国になるということあります。それで、昨年の野菜等も国で行っていただいたんですが、国は水稻のみということで村としてはやはり昨年も野菜をつくっておりますので、140万円を使いながら単独として野菜の実証栽培をしていきたいということでございます。

それで、今おただしいただきましたイベントという言葉ですが、どうしてもイベントというとお祭り事という意味合いがございますが、そうではなくて昨年つくった米については国の基準では試験栽培という考え方で、試験栽培の場合は全て破棄。ですから、去年つくったものは全て原町で焼却をしております。ですから、去年つくった米は全て米自体を見ていらない状況でありまして、ことしは除染をして2年目ということでワンランク上の実証栽培ということで国が対応していただけるということで、この場合は流通まで調査をして異常なければ100ベクレルを超えて流通ができるという部分になるんです

が、なかなか居住制限の中では場合そのような場合にいかないということで、国の考えとしては流通はさせないで食をしていきたい。ですから、おにぎりをつくって食べてもらうという形で安全安心だという話を進めていきたいというのがイベントという名前になっているということあります。

委員（松下義喜君） ちょっとお聞きしますけれども、帰村宣言もあげていないうちに試験栽培といえれば聞こえはわかるですけれども、実証事業となれば大丈夫なんですか。国が言ったから村が帰村宣言もしない計画的避難をしている中で実証事業というのを再開されて、今課長の言ったとおり販売はできないけれども物を食べていいとか、再度わからないけれども、お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど言いましたように、水稻の作付については国が事業主体になるということで、国としましては実証、除染をすれば安全な米がつくれるということで、ただやはり安心というのが後からついてくるものなのかなという部分で國の方針としては食をしてそれが安全、検査すれば安全だというのはわかるんですが、食をして安心も訴えられればという考え方でそういう話をしているという状況でございます。以上であります。

委員（松下義喜君） 言っていることはわかるんですけれども、我々議会でも要望している水路の問題、ため池の問題等も解決しない中でどういう水かけをしてつくったんだかということを明かさないうちに、いや米つくったんだから大丈夫です、ベクレル数が低いから大丈夫、移行しないから大丈夫と、そこら辺も検討して進めていただきたいと思います。

質問を変えさせていただきまして、19ページの公害対策及び河川などの水質検査事業なんですけれども、この汚泥状況を把握した対応に向けての資料とするという形になりますけれども、今汚染されて河川とかそういうもの等はどこかで事業を一体化してできるものがあるんでなかろうかと思いますけれども、そこら辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

住民課長（濱名光男君） 19ページの公害対策及び河川等水質検査事業ですが、河川池沼水質検査でありますけれども、これはあくまでも放射線量の検査ではなくて今までずっと行ってきましたほかの物質なり大腸菌とかそういう部分の検査項目でありまして、これは法定上やるべきとなっている部分の検査でありますので、線量が高いとかそういう部分とは全く切り離した検査となっておりますので、一緒にはなかなかできないものと認識しております。

委員（松下義喜君） 確認ですけれども、これはやらなければならぬというとり方でよろしいですね。できるのであればこの今飯舘の状況を見れば河川の水質検査をするのであればもっと多くをとっていろんな検査をしたほうがいいんでなかろうかと思ってお聞きしたんですけども、再度。

住民課長（濱名光男君） 検査地点も一応前から決めておりまして、同じ箇所で定期的に実施しているものでありますので、変更したり追加という法定的な検査の中では予定はしていないものであります。以上です。

委員（松下義喜君） そのずっと下なんですけれども、浄化槽設置整備事業なんですけれども、

これ計画的避難している中で3基なんですかけれども、一般家庭なんですか。

住民課長（濱名光男君） 一般家庭であります。避難前から継続しております、やはり壊れたとか新たに設置したいという希望が避難中もありましたので、昨年も一昨年も3基ずつ実施しております。また平成25年度についても既に要望箇所も一部あります。以上です。

委員（松下義喜君） じゃあ、除染も済んでなくても大丈夫だという認識でよろしいんですね。

住民課長（濱名光男君） 新たな設置ですので、除染はしなくても設置できるということです。

以上です。（「終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肅君） 休憩いたします。

再開は3時といたします。再開は3時5分といたします。

（午後2時43分）

◎再開の宣言

委員長（志賀 肅君） 会議を再開いたします。

（午後3時05分）

委員長（志賀 肅君） これより質疑をいたします。

委員（佐野幸正君） いろいろ資料をもらっておりますので何点か質問します。

まず、平成24年度の税金の滞納分の収入状況ということで、未納額、税金、村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険、後期高齢者6,335万8,000円の未納額があるわけですが、大分前よりは少なくなっていますが、やはり皆さん東電の補償ということで月10万円もらっていて生活費もある程度余裕ができているのではないかなど、税金を最初に未納している人は納めるべきだと、こう思っておりましたが、その辺について最初に村長に伺います。

村長（菅野典雄君） なかなか飯館村にいる段階でかなり未納が多くなってそれぞれ監査などの指摘をいたいでいたところであります。随分努力はしましたけれども、なかなか予算の現状ではそう大きな改善は望めなかったと、こういうことがあります。今回避難によりまして幾らかの賠償金なども住民の皆さんに入っていたとしている、こういうことでありまして、そう嫌らしくという話にはできませんけれども、少なくともこういう機会に滞納になっているものを少しでもお支払いいただかないと後でまた支払うということはなかなか難しいのでという話を府内ではやっているところであります。したがって、その都度その都度できるだけ家庭訪問というわけにいきませんので、文書で何回か出すべきではないか。出してもきたところであります。

そのおかげで、かなりの高額に支払っていただいている方がかなりの数になっているところであります。ただそれはあくまで今のところの一般的な賠償の中でありまして、これからあるいは中には多額の方がいますが、やはり100万円以内ぐらいということでありまして、かなり滞納の額が多い方はこれから財物賠償がこれから支払いさせていただくところではないかと、このように思っていまして、そことどういうふうにうまく組み合わせられるか内々では話題になっているところでありますので、これからも住民の余り無理強いをしない中で精いっぱいこの機会に協力してもらう、そういう考え方でいきたいと、こ

のよう思っているところであります。

委員（佐野幸正君） 東電の精神補償で農協も非常に未収金は大体完済してもらった。いろいろなところでも未収金はなくなっているようですが。役場と土地改良区、甘いようでまだ大分残っている。これから財物賠償も入ると思いますので、積極的に文書だけでなく回収に歩くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） まるきり歩かないというわけではありません。特に、ある程度この方という絞り込みをさせていただければ歩ける範囲ではないかと、このように思っていますので、そういう意味で何度か足を運ばせていただいて今から財物賠償の段階で支払いをお願いする、そういう立場をとっていきたいと思っております。

委員（佐野幸正君） もう1つ懸念されるのは、幾らもらっても行方がわからないとかって、不納欠損というのは幾らぐらいあるんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 避難始まってから不納欠損はほとんどありません。昨年も300程度だったと思います。

それで今、処分停止ということで3年ほど前に生活状況なり収入状況を調べて処分停止にしたものがありますが、これについては精神的賠償とか東電の賠償が入っている方については処分停止を解除とまではいきませんけれども、一時停止という形で本来であれば今度の3月いっぱい不納欠損しなければならないのが出てくるんですが、それについては補償の収入のある方については不納欠損する予定はありません。ただ、村外とか、生活保護を受けているような方がそもそも村外に転出してしまう、以前移転から転出している方がいます。そういう方については今資産とか滞納に関係する照会をかけておりまして、回答がきております。幾らかは不納欠損せざるを得ない方がいるように思っておりますので、ただ多額の大きな件数にはならないと考えております。以上です。

委員（佐野幸正君） 税金のことございますので、やはり不公平感のないように対応していただきたいと、このように思います。

次に、村の建物貸し付け、土地の貸し付けについて伺います。何ページ、わかんねから。

建物普通財産の貸し付け、旧草野中学校とトモト電子工業で109万6,000円、建物貸し付けの行政財産でスポーツ公園管理棟トイレ、きこり、まごころということで292万6,500円ですが、貸し付け、相場の2倍で今、除染の大成建設に貸しているということでございますが、これは適正な価格なんでしょうか。

総務課長（中井田榮君） 資料をお出ししておりますけれども、今ほどのトモト電子の大成建設へお貸ししている部分と、さらにはきこり、まごころのご質問かなと思います。けれども、今までご承知のとおり1,000円くらいでやっていたわけであります、きこり、まごころにつきましてはこれは初めてのことありますけれども、村のメインの建物であるということと、さらには建物の規模、使用者の利便性、今回除染によっての業務なので貸し付けは一般より高目にということで今後の地代とかランニングコストも考慮しながら今回適正に設定をさせていただいたという内容でございます。

委員（佐野幸正君） その中には、まごころは地代だけでも年間93万円、きこりと合わせると100万円の上ですね。そのほかにきこり、まごころの維持費ということで160万円ほど年間

かかるようでございます。それなのにこれで適正な価格だと言えるんですか。

総務課長（中井田榮君） この資料は出ていますのは例えきこり、まごころの下の段ですね。

建物貸し付け調書でありますけれども、これは半年分の金額でございまして先ほどご説明しましたように地代、ランニングコスト等を考慮した平方メートル当たりきこりでありましたら3,021円、まごころは6,458円で今回契約をしたところでございます。

委員（佐野幸正君） きこりとまごころで維持費というんですか、160万円ですね。それに地代、きこりが23万円、まごころが93万円、それ足したら貸しているより余計になるんじゃないですか。

総務課長（中井田榮君） 計算のとおり少しある余計にはなります。

委員（佐野幸正君） やはり貸すには維持費とかかる経費それ足したれば、貸さないで置くよりはいいですけれども、一応地代、いろいろ貸すには相場も課長は2倍で貸していると言ったけれども、相場の2倍でないでしょう、原価割って貸しているんでしょう、これはいかがですか。

総務課長（中井田榮君） 計算してもらうとですけれども、今の経費に若干上乗せをして、そして貸し付けているといった状況でございます。

委員（佐野幸正君） 貸さないで、使っていれば、使わなければそれまでだということですが、そういうこともきちんと対応してやればいいのに相場の前で貸しているなんていうのはちょっと行き過ぎだと思います。指摘しておきます。

次に、23ページのコミュニティーバスの運行状況と利用状況ということでもらったんですが、いろいろコミュニティーバス、利用、日によってばらつきもあると思いますが、担当としてはどのように考えておりますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 出させていただいた資料のとおりでそれぞれの日にちによって、曜日によって買い物バスとして利用する日、通院のために利用する日ということで大分利用に差が出ているのかなというところはございます。しかしながら、この家族がばらばらになりますお年寄りで足がない方という方たちにとっては有効な交通手段かなと考えておりますので、今後も運行してまいりたいと考えております。以上です。

委員（佐野幸正君） 午前中は非常に利用率がいいです。利用悪い日もありますけれども、総じて午前中は利用している。午後からになるとほとんど乗る人は限られているという状況でございます。その辺の使い道といつてもバスの使い道、私もまだ検討つかないんですが、うまくあいている時間というの何か考えて、やれるのか、何か事業を考えてももらいたいとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） どうしましても、午前中に動いているのは通院に通うというところが多いのかなとは思っております。ただ、ゼロ、非常に少ない日というのもございますけれども、やはり運行しているということが安心材料にもなるかなと思いますので、今後ともこういった形で続けていきたいと考えております。

委員（佐野幸正君） スクールバス、間違い、コミュニティーバスの運転手、委託のほうは高いんですが、直営のほうが運転手が60歳になったということで賃金が6割になったということでございますが、これは村の職員60歳以上全てそのような賃金体系になっているのか

伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） 以前から60歳の定年の件でスクールバスでありました、60歳を超えても働きたいという方については一定のルールをつくりました。それは今のご質問のあった、やめるときの退職時の委託賃金の60%、こういうことでルールを敷きました、今スクールバスのほうは導入しています。給料、嘱託の賃金表も患者バスも以前は違っていたんですけども、一緒に合わせましたので、そのルールも今回初めて60歳を超える患者バスの運転手出でましたので、そのスクールバスの基準に基づいて60%と、こういうふうにいたしました。本人は働く働きたいは本人の希望ですので、その希望をとて平成25年度は対応するということであります。

委員（佐野幸正君） 私聞いたのに全部答えていないですけれども。

副村長（門馬伸市君） 役場の場合は本来であれば再任用という制度、60歳定年の場合にあるんですけども、そちらのほうは村民感情からいってなかなか難しいということで今まで再任用の制度は運用してきませんでした。避難して非常に仕事が多忙だということで、役場職員のO B、O Gに声をかけて今手伝いをしてもらっていますけれども、本当にアルバイトの賃金と、臨時職員の賃金と同じで働いてもらっていますので、そういう意味で60%どころではありません。

委員（佐野幸正君） 役場の公用車の運転手はどうでしょうか。

◎休憩の宣告

委員長（志賀毅君） 休憩します。

（午後3時25分）

◎再開の宣告

委員長（志賀毅君） 再開いたします。

（午後3時26分）

委員（佐野幸正君） 見守り隊について今度の勤務体制の見直しということで、資料をいただきましたが、各部落によって非常にばらつきがあります。何でおらいのほうだけこんなに減らさっち、減らさんとこは減らさんとだべか、こういう声が今見守り隊の中で起きています。また、ある行政区によれば2人で出ているところもある。75歳以上の方も出でいる部落もある。この辺の不公平感をなくすにはいかがしたらよいんでしょうか。伺います。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊の勤務体制というか、人数の部分であります、平成25年度募集に当たりまして体制の見直しを行ったところであります。現在、隊数が資料8ページにありますけれども、8班というか8隊、違う24隊というか24班あります。2班ある行政区が4つですね。それから3日に1回、4日に1回というところがあります。比曾が4日に1回、長泥、蕨平が3日に1回ということで、その辺は線量も考慮した中、行政区の事情によって当初からそういう体制になっております。その意向も酌みまして体制の見直しも行ったところであります。1班3人で出るというのは無駄があるという部分も考慮しまして班数は変えないで全て2人体制という見直しを行ったところであります。これによりまして357人必要だったところが312人ということで、45人の減という形になったとこ

ろであります。

人数が減ってということではありますけれども、当初は避難に当たりまして賠償もなかつた、収入もないという状況で、収入の確保が一番の目的みたいな感じにもなっていた状況もありました。その後、精神的賠償も定期的に入る、そういう状況もありますし、その辺も考慮した上での体制の見直しということでもあります。以上です。

委員（佐野幸正君） 今回の募集で1戸で複数員ある行政区はゼロでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 募集に当たりましては隊長会議、区長会議、中でも説明をしております。また、議会の常任委員会でも見直しの概要等について説明させていただいているところであります。中では、基本的には1戸1名。ただし、隊員数が確保できない場合には2名以上もやむを得ない。それから人数も減るわけですので、今まで65歳ということで不足する場合は70歳程度まで、実態としては75歳以上、77歳という方もおりました。ここについても65歳以下で確保できないときには70歳程度という形で募集をしております。人数が多ければその中で1戸2名、70歳以上の部分もある程度見直さなければなりませんけれども、今応募の状況を見ますと一部1戸2名、3名いたところでも隊員数が確保できない、それから70歳以上の方が入ってもぎりぎりの状態という状況もありますので、この辺については健康状態とこの辺も考慮しながら区長等と協議をさせていただいて施行してまいりたいと、そのように考えております。()

委員（佐野幸正君） 今の話では人数が足りないというところは1戸で2人出ても何ともいたしません、片方の行政区ではもう減らされて、今まで1戸1人だったけれども、減らされて今度は何人か首切られて、何もあそこに見守り隊に一緒に行けばほかの行政区に行ったってこれはきちんと2人で回るんですから、その辺の対応できると思いますが、非常にそういう思いませんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） その辺はそういうこともありますけれども、発足当時から自分たちの行政区は自分たちという部分がありましてなかなか理解得られず、各行政区でうちの隊員で対応するという状況がありましたそのような状況になっております。()

委員（佐野幸正君） だから、村民は非常に不公平感を持っている。何であそこだけ2人出でるというのは出らんにのに首切られんだと。何もほかさ行つたって1人でやんでねくてわかってる人と2人で回るんだからその辺の対応はできんじやないのかな。こういう声があります。その辺の不公平感はなくすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一応この基準はつくりましたけれども、何回も言っています。ワークシェアリング、今までの人は大丈夫ですと言っているんです。そこが理解がされないというところに我々のもどかしさがあるわけであります。

つまり、今までに1カ月に10日やっていた人は8日とか9日とか7日になれば今までの人が全部働けるということではありますから、そういうふうにしっかりと言っているんですから、ぜひそういう声のときに議員からも言っていただければ助かるなと思っています。

委員（佐野幸正君） わかりました、それは。だから、何で2人出らんにんだっての。一家のうちで2人出る部落ができるんですかというんです。だから、ほかの行政区に行って、私は働いてもいいんじゃないのかと言っているんです。

村長（菅野典雄君） 原則2人はダメと話はしておりますが、行政区の中でどうしても足りないということになればそうせざるを得ないということなんです。今佐野委員が言われたように広域でやれるのであればそういうのは幾らでもできるわけでありますけれども、なかなか広域に皆さん方はなじまないというか、いい、いいという話がやはり言うんですから、あれも欲しい、これも欲しい、これも条件にという話にはなかなかできないということがありますので、もしそういう方がいいということであれば広域で回っていただくことも何らやぶさかでないと私たちは思っていますが、多分、その話をしますとやはり自分のところ自分でという話になってくるんじゃないかなと思っています。なかなか本当に少しでも皆さん方の声に応えたいと思いますが、あれもこれもというわけにはなかなかいかないつらさというものがあるものですから、ご理解いただければと思っています。

委員（佐野幸正君） だから、原則でも何でも一家で2人はダメだと決めればいいんです。足りないところはほかの部落から回ったっても仕方ない。何で一家で2人出らんにの。足りないところにはほかから来たってまず村内の村民です。まずその辺の対応をきちんとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今募集をして大体終わったところだと思いますから、その辺もう一度また隊長会議でお話をさせていただいて、できるだけそのように沿えるような形にしていきたいと思っています。確かに2人出ると1人しか出られないというのではそこに不満は募るだろうと、こう思っていますからその辺ができるかどうか皆さんに問い合わせて皆さんがそれでいいということになれば、何ら村としてはそこに異議を言うつもりは全くありませんので、検討の余地にさせていただきたいと思います。

委員（佐野幸正君） やはり、今までの利権というのは皆さん守りたいというのがうんと多いんですね。でも一応基本をきちんと引いたならばその線に沿ってやるべきだと思います。それで、70歳以上の応募者は今何人いるんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 今集計したものを確認させていただきたいと思います。

総務課長（中井田榮君） 先ほどの4ページの雇用者運転の賃金についてお答えをいたします。ここで、2つこの中にあります1つは村長車の運転業務132万円。内訳でありますけれども、1日業務した場合は1万円、半日分業務の場合は5,000円お支払いをしています。1日業務の場合が月9日、半日が4日ということで月11万円の計算で12カ月分で132万円の予算措置をしております。

もう1つ、公用バスなんですけれども、189万1,000円のほうですが、1カ月定額で3万円、運行1日につき1万3,600円、下に2,000円とか3,000円とありますけれども、2,000円のほうは300キロを超えた場合1日2,000円、3,000円のほうは500キロを超えた場合は3,000円ということでそれぞれ10日5日の計算をしまして合わせて189万1,000円で上のと132万円と合わせまして右側の当初予算として321万1,000円を計上したものでございます。

委員（佐野幸正君） だから、60歳になってから下げたんですかということです。

④休憩の宣告

委員長（志賀毅君） 休議いたします。

（午後3時39分）

◎再開の宣告

委員長（志賀 肇君） 再開いたします。

(午後3時41分)

委員長（志賀 肇君） 住民課長。

住民課長（濱名光男君） 先ほどの見守り隊の70歳以上というか、71歳以上の方が今のところ応募の中で30名おります。

副村長（門馬伸市君） 今の村長車の運転手の件、あと公用バス運転手の賃金の件ですけれども、スクールバスとか患者バスとは違って、月決めの賃金とは違いましてその時々で、何ていうんですか、用のあるときだけ出てきてもらうわけですので、今までの村長車の運転手、公用車の運転手も公用バスの運転手も60歳を超えて運転していましたので、スクールバスとか患者バスとは全く違いますので、60%の考え方はしておりません。

委員（佐野幸正君） その辺は十分わかって聞いているんですが、でも片方は60になったから40%カットになる、片方は公用バスだけれども定期的なあれでないから今までどおりだ。これは整合性がない。ある程度やはり60歳以上になったらばこのぐらいずつ減るんだよということをある程度やらなければ整合性とれないと思いますが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） いや、整合性はとれていると思います。といいますのは、スクールバスの運転手にしろ、福祉バスにしろコミュニティーバスにしろ、それなりにやはり生活のしつかりとした保障がないと運転がしっかりと安全を保てないということで、かなりの年数を重ねれば金額になっていくということあります。したがって、毎日毎日の仕事でありますから、当時かなりの高額になっておりますので、それをずっと60歳過ぎても続けるというわけにはいきませんので60%カットということあります。

それから、全くそのときそのときのいつあるかわからない。多分、統計とってみますとかなり回数は少ない、飯館村にいたときは結構公用バスなどもありましたけれども、今はなかなか公用バスの研修やなんかに行くというのも少なくなっていますので、かなり少ない金額の中でやっていただいているということであるから、さらにそこを60%カットという話にはならないと、これがならないのが均等だ考えているところでありますので何せご理解いただきたいと思っております。

委員（佐野幸正君） でも、賃金の予算額でございますが、やはり321万円という金額が出ております。そうするとほかの60歳以上の運転手とは差が出るんじゃないですかと言っているんです。

村長（菅野典雄君） 先ほど、60%カットというのは40%カットの間違いでるので、訂正させていただきます。

今担当から聞いたところ、本人避難してからということかもしれませんし、向こうもそろ大差はないだろうと、飯館村のときも大差はないだろうと思いますが、1ヶ月に大体6日から7日、8日このぐらいの出勤だということでございますので、そうしますと今の計算、本当にわずかだと、こういうことありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐野幸正君） じゃあこの予算書の320万円は余るということですか。

村長（菅野典雄君） どうなるかわからないので、一応は見込みとさせていただいて一応は残金を出すということあります。なかなかこういうものが途中で補正くださいという話に

もなりませんので、若干は大目にとらせていただいて、後で整理をさせていただく、こういうことでありますて、両方合わせて300万円がいくという話ではなくて、間もなく集計ができるだろうと思いますが、多分200万円以内ぐらいではないかなと、合わせてそのぐらいだと思っているところであります。

委員（佐野幸正君） この辺、事務方大丈夫なんですか。200万円ぐらいと今村長言っていますが、給料。

総務課長（中井田榮君） このような避難のときでありますから今後いろいろな形で、会合等もある、ということで、若干余分にとらせていただいております。

委員（佐野幸正君） では、今年度の予算も320万円とてるんですが、250万円ぐらいということですか。

総務課長（中井田榮君） その年その年、村長の業務多忙ですから、その都度補正なんていうわけにはいきませんので、とにかく若干余計目にとらせていただいているということでご理解いただければと思います。

委員（佐野幸正君） 見守り隊でもう1回。70歳以上、30人もいる。一応原則的には65歳で切ると言っているんですが、これはそのような中にいて30名の方が70歳以上だということですが、それは切らないでそのまま仕方ないから見守り隊を継続してやってもらうということでおいいんですか。

住民課長（濱名光男君） まだ、採用決定したわけではありません。これから行政区長さん等と相談させていただいてどうしても予備隊員が必要とか、そういう部分もあると思いますので、ある程度二、三歳もやむを得ない点も行政区によってはあるのかなという部分もあるかと思います。70歳以上絶対だめということで募集したわけでなくして、70歳程度ということで募集しましたのでその辺は行政区長さんと相談させて決定させていただきたいと考えております。

委員（佐野幸正君） では、75歳以上は何人いるんでしょうか。

総務課長（中井田榮君） 75歳以上は、ちょっと資料ないですが、六、七名だったかなと思います。それで、私の考えですが、70歳程度ということで募集しましたので基本的には健康であってもいつ何時何があるかわからないし、運転業務でもありますので、この辺は遠慮していただかなくちゃならないということで担当には伝えております。

委員（佐野幸正君） 確認ですが、75歳以上は採用しないということですか。

住民課長（濱名光男君） 今までやってこられて実績のある方もおります。ただ、あくまでもどうしても足りないということであれば一時的に予備隊員ということでもう一度その行政区で隊員に当たっていただいて対応できればと考えております。

委員（佐野幸正君） だから、先ほどから私言っているように、行政区内外だけの対応だからそういうばらつきが出る。欠陥が出るということでございますので、やはり行政区で対応ができなければ他の行政区に応援をもらうという体制をとればその辺の解消になると思いますが、いかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） それについては先ほど村長がお話ししたように対応していきたいと考えております。

委員（佐野幸正君） この表には蕨平18人、長泥18人3日に1回、蕨平18人、比曽だけ24人4日に1回このように何でこんな差が出るんですか。

住民課長（濱名光男君） 長泥の場合には帰還困難区域ということでバリケードもありますので、3日に1回ということで考えております。比曽、蕨平については2日に1遍でもいいというお話をしております。

ただ、前のその中で行政区のほうで検討いただきまして今までどおりお願いしたいということでありましたので、前の計画もありますので、現状維持という形で募集させていただいたところであります。

委員（佐野幸正君） 前のとおりお願いされたから前のとおりやるというんだらそれは改革じゃないんです。やはり、比曽、蕨平は2日に1回でも放射能の影響は大丈夫だということでございますので、この辺、他の行政区と差のないようにお願いしたいと。お願いすれば直すようですから。

住民課長（濱名光男君） 前の比曽、蕨平についてもかなり高いという状況がありましたので、その経過を踏まえて当初からそういうふうに対応させていただきましたので、その経過を無視するということにもいかなくて事前に相談をした上で、そういうことで隊長会議なり区長会議のほうにも諮りまして説明をさせていただいて募集をさせていただいたところです。

委員（佐野幸正君） 比曽、蕨平、八和木前田は居住制限区域というんですか、それで4年、5年ちょっとわからないんだが、その辺のなっているようですが、何で比曽と蕨平だけこういう不公平感出るんですか。

住民課長（濱名光男君） 先ほど申し上げましたように、当初の経過がありましてその辺協議させていただいて現状維持という形になったところであります。

委員（佐野幸正君） だから、先、権益とったところは権利というのは放したがらない。やはりそれでは村民の公平感は出ない、きちんとその辺の方針を村自体で持っていなければこれはできない、このように考えますが、村長いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） その人数の件は私も直接的にはなかなか、ローテーション組んでやっていらっしゃるんでしょうから、わかりませんが少なくともどんどん線量なども違ってきてますので、今まで3日、4日に1回がそうでなくともいいよという話もしていますので、多分皆さん方はそういう理解をしてもらった上でやっていると、こう思っていますので、できるだけ現況に合わせる段取りはしていきたいと、このように思っています。

委員（佐野幸正君） だから、私言っているのは今までにとらわれずに、今度新しくやるんだから、不公平感のないように、村民の間に不公平感が持たれないようにすべきだと私は言っているんです。いかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 人数が多くても隊の数は1つでありまして回数が3日に1遍、4日に1遍ということで全体で行政区の中で金額がふえたり、そういうことではないです。それから、ほかの行政区も多く募集があって対象外でない方が多くいれば人数ふえればローテーションで回数が減るということで、多く募集があって採用したいということであればローテーションなりそれで勤務体系を組んでいただければ大丈夫だということでありま

すので、ほかの行政区でも3日に1遍にしたいということであればそれで特に支障はないものと考えております。

委員（佐野幸正君） だから、私はそういうこと聞いているんでなくて、最初の権益にとらわれずに新しく募集してやるんだからきちんと線量だりなんだり部落に対しても何人で枠があるんですから、その同じ枠というのが平らに行政区によって差のないようにすべきだと私は言っているんです。何で、それでは11区だけ、八和木前田だけ18人のやつ12人になったの。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肇君） 休憩したいと思います。平行線でありますので。

（午後3時57分）

◎再開の宣告

委員長（志賀 肇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時58分）

委員（佐野幸正君） 見守り隊、一生懸命やってもらっているのはわかります。でも、自分見回りしているところ、不法投棄してあるごみも拾って歩かない。今度除染によって作業員が増加し、道路脇に不法投棄のごみが多く出るという予想がされます。これ、見守り隊で対応してもらいたいと思いますが、できるでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 不法投棄の部分でありますが、一応見守り隊のほうでは不法投機の監視というか報告ももらっているところであります。隊員には持ち帰ったり片づけたりということはさせておりません。一応、こちらで確認をして線量等確認した上で処分方法について検討した上で回収している。あと、場所によっては県で処分するという場所もありますので、そういう状況もありますので、一応通報だけいただいてこちらで確認して村で片づけなくちゃならない部分についてはクリアセンターの職員等または住民課の職員が直接対応しているところであります。

委員（佐野幸正君） 見守り隊に除染の見守りもしてもらうという話でございますので、やはり自分の見守りしてあるところ、簡単な不法投棄のごみくらい、袋で投げているのは休むところがありますので、その辺ぐらいはやってもらいたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 中には線量の高いものもあります。そういう部分もありまして直接見守り隊にどこに持ってきておけばいいとか、そういう部分もありますし、それが南相馬市に焼却処分委託しているものとまざりますと問題があるということで、再検査とか何かということで問題が生じますので、一応こちらで担当課で対応しているところであります。通報だけはしていただいている、そういう状況であります。

委員（佐野幸正君） では、27ページに移ります。

園芸療法による心のケア事業。これ、借り上げ住宅方部別、年2回124万円ってどのようなことをやるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは去年途中からやった県の10分の10の事業でございますけれども、社協に委託してやっております。ことしも去年と同じようにプランター100個を

借り上げ住宅にお配りをして土になじんでもらうことで心のケアをしていただくということで実施をしたいと考えております。以上です。

済みません。間違えて言ったかもしれません。プランター1,000個でございます。

委員（佐野幸正君） 31ページの仮設住宅入居高齢者等健康管理業ということですね。運動教室指導ということで委託料91万6,000円ということです。916万円ですね。これはどんなことで、どのようなことをやるんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 仮設等、12カ所で実施をしたいと考えております。万歩計なんかを配りまして歩いていただいたり、それからそれぞれお年寄りによっては余り強い運動ができない方もいらっしゃいますので、それぞれの体力に合わせた運動をしていただくことで健康管理をしていただくという事業でございます。以上です。

委員（佐野幸正君） 委託料916万円ですが、どのような使い道なんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） ほとんどがトレーナーというか運動指導士の人工費、それからあとこれが大体主になると思います。以上です。

委員（佐野幸正君） だから、トレーナーの人工費はわかります。何回やってどのようにやるんですかと聞いているんです。

健康福祉課長（藤井一彦君） 会場は12カ所で1カ月に2回やりたいと考えております。12カ月通しでやりたいと思っております。そのほかに医師による講演会なんかもそれぞれの場所でやっていきたいと考えております。あとは、みんなで集って健康の話ができるようなイベントなんかも考えております。以上です。

委員（佐野幸正君） これも昨年からやっていると思うんですが、今までの実績というのはどうのようになっているんでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 平成24年度は会場につきましては飯野、明治、これは同じでございますが、国見、松川、伊達、相馬の各仮設住宅と癒しの宿の計6カ所がありました。参加された方が339人ということでございます。年に2回。月に2回程度この会場で実施をさせていただきました。以上です。

委員（佐野幸正君） やはり、仮設住宅を見ると非常に皆さん運動不足で体力が衰えるということでございますので、積極的に運動に参加、人数が多くふえるように指導してもらいたい。このように思います。

32ページ、老人クラブ連合会促進事業老人クラブ活動事業ですが、連合会49万4,000円、単位老人クラブ66万円、この金額で老人クラブの活動に十分だとお思いでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 十分かどうかという非常に難しいご質問でございますけれども、ことしこれで事業、予算計上させていただいております。このほかにも県の社協などで使えるお金なんかもございますので、そういう事業なんかもご紹介しながらいろんな形で老人クラブの活動を支援をしてまいりたいと考えております。

委員（佐野幸正君） 私も一般質問で老人クラブの話もしましたが、やはり老人が大方を占めるようになってきました。この100万円ちょっとぐらいの予算ということで人数からすればこのまま予算化すれば全く微々たるものだと。生涯学習課長、どうでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 生涯学習のほうではスポーツ推進ということでお年寄りを対象にし

たスポーツ推進になっているわけでございますが、平成24年度につきましてはなかなか生涯学習分野単独では人集めも困難だということでございまして、健康福祉のほう、あるいは社会福祉協議会などの業務とタイアップするような形で指導員をイベントに派遣してお年寄りの方に運動する機会を持っていただぐということに努めてきたところでございます。平成25年度につきましても引き続き関係各課と協調しながらお年寄りの運動機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

委員（佐野幸正君） 老人会が活発になれば、私は医療費も少なくなると考えておりますので、その辺村でもっと力を入れて高齢化社会ということでございますので全体で支えていいってもらいたいと、このように考えておりますが、村長、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） できるだけ、いろいろな形で応援はしたいと思っておりますが、いろんな事業を使いながら少ない人数の中でやっていきたいと考えておりますので、これからも精いっぱいやっていくつもりであります。

委員（佐野幸正君） 35ページ、緊急雇用創出事業の販売事業、なごみ5名でやっておりますが、5名でやっているんだから私は月曜日も休まないで一生懸命やつていただきたいと、このように言つたらば、休みはとらなければならないとか、配置というかいろいろなことでできないという返事をもらいましたが、私はこれは5人もいるのに人に時間を割り当てるながら配分しながら休みなく、私はできると思っているんですが、村の考えは変わらないんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 佐野委員からも何回かおただしいただきましたけれども、やはり週6日今営業しております、7日びっちりということになればやはりスタッフの増員というのは必須になります。そうなると今の緊急雇用の枠では足りなくなってしまうものですから、村費持ち出しということも難しいということで週6日、5人で目いっぱいやらせていただいております。

委員（佐野幸正君） 名指しで言うわけではありませんが、店長、我々の仲間でございましたけれども、店長の給与はいかがなんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） ちょっとお時間ください。（「わかんねの、俺の責任だ」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肇君） 佐野委員、休憩か。

（午後4時12分）

◎再開の宣告

委員長（志賀 肇君） 再開をいたします。

（午後4時13分）

生活支援対策課長（佐藤周一君） 失礼いたしました。緊急雇用で店長の時給は1,500円という単価でございまして年額348万円ということでございます。

委員（佐野幸正君） 店長348万円。62歳か。56か。それにしても、我々から考えれば高給取りだ。皆さんよりはずっと安いですよ。でも、やはりこのぐらいのお金をもらっているならもっと本気になって外商なりなんなり自分の給料分ぐらい働いてもらうという指導すべ

きだと思いますが、いかがでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 平成24年度、なごみの経営状況も毎月報告いただいているわけですけれども、なかなか外商というわけにはいきませんけれども、中での活動の充実ということでお願いしてございまして1日当たりの客数も1,400人から多いときでは1,800人ぐらいの月もございまして、月ですね、1日でない、月ですね。1日当たり50人から70人くらいのお客さんの数。それから売り上げですと月で140万円、多い月ですと150万円近くという平均的なところがございます。外に出ていって売るということも考えているようですけれども、移動販売ですね。そういったことも努力をしていただくということを取り組んでまいりたいと思います。

委員（佐野幸正君） 店舗も小さいんですが、人が6人、5人か、5人で140、150万円売っていたんでは本当に頼まれてやっているというだけですから、やはり本気になってやるためにには自分の給料ぐらい働くという気持ちがなければいかないと、やはり松川の第一第二だけでなくほかの仮設も週に1回ずつぐらい回って何とかこういうことでやっているんですから、皆さんどうですかという声をかけるような商売をやっていただきたいと思いますが、その辺の指導はどうでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 通常の店舗の経営であればまさに積極的な戦略を立てて出していく、お客様を立てるということに努力をしなきゃいけないわけですけれども、決してこの仮設店舗でその努力がないということではないですが、やはり周辺の商店なんかとの絡みもございますし、飯館村の避難されている皆さんのある意味では出会いの場になつたり交流の場になつたりという、そういう受け皿にもなつていただいていますので直接売り上げということにはつながらない部分も多々あるんだろうと思います。そういった中でスタッフにはご苦労もおかげしながら運営に当たつていただいているところでございますのでご理解をいただければと思います。

委員（佐野幸正君） 商売をやるんだから間に合わなくたっていい、そういう考えはお役人だけです。やはり普通の考えは本気で給料もらっているんだから給料は働かなんねという気持ちないと親方日の丸だって言われるんです。きちんと指導しながら避難している仮設の人はいっぱいいるですから、喜ばれるものを届けるぐらいの気持ちを持っていなくてはだめだと思います。いかがでしょうか。村長。

村長（菅野典雄君） 少なくとも100%の事業といえ、やはり貴重な税金を使っているわけですから、その対価に合う仕事をしっかりとしてもらう、心構えをしてもらうというのは大切でありますので、こちらからも新年度に当たつてその旨をお話をしておきたいと思っております。以上であります。

委員（佐野幸正君） もう1つだけ。

52ページの飯樋小学校校旗の更新ですね。私も飯樋小学校卒業してからはや何十年過ぎますけれども、古くなったから、でも校旗ぼろになったという話は聞いた、どうなんでしょうか。いろいろぼろになって取りかえるんですか、古くなって取りかえるんですか、これ。どうなんでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 飯樋小学校も臼石小学校も草野小学校も100年以上の伝統を持っている

学校であります。飯搣小学校の校旗、大変かわいそうな状態になっております。中の綿が飛び出しておりますし、それから周りに何ていうですか、房があるんですが、これも随分とれておりまして何とか、歴史は感じますけれども、子供たちに卒業式に3つの小学校の校旗を並べると、非常にかわいそうな状態な物ですから、何とか新調してもらえないかという学校からの強い要望がありまして新年度予算を計上させていただきました。いい校旗をつくりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐野幸正君） 校旗だから、大事にしててぼろになんねんだと思ってたの、俺はな。やはり飯搣小学校に恥じない校旗をお願いいたしまして私の質問を終わります。

委員長（志賀 肇君） ほかにありませんか。

委員（伊東 利君） 2点ほどお伺いします。

35ページの未組織労働者対策事業ですが、勤労者互助会の運営補助金なんですけれども、これは事業というはどういう内容であってどういう活動しているのかお聞かせください。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 未組織労働者、いわゆる中小の事業所あるいは商店等の皆さんでありますが、福利厚生のためにお互いに掛金を出し合いながら出産であるとか結婚であるとか子供の入学であるとか、そういった部分で若干のお金がいただけるというか、そういう制度をつくっておりまして、それを皆さんのが運営補助ということで加算させていただいております。

年に何回か会員同士の交流会ということで全体で集まるような、そんな機会も持っています。以上です。

委員（伊東 利君） 私が過去に伺ったときに集まっていろいろ交流活動とかやるということであったようあります。今こういう状況でみんな頑張っているという状況、これからも今各企業がばらばらで離れ離れに伊達とかいろいろなところで事業をやっていますよね。こういう方々やはり私は今までやっていたかどうか私わかりませんよ。交流して同じ帰村する準備というんですか、そういう活力になるようにすべきだという考え方なんですが、いかがなんでしょうか。今まではやっているのかやっていないのか、これからやる考えがあるのかということで伺います。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 年間の活動計画はお持ちでございますので、その中にも交流会という形で位置づけられていると確認してございます。その回数がもっと充実していくべきかどうかということは今後そういった中で検討されるのかなと思います。以上です。

委員（伊東 利君） ゼひ、その活動を高めていただきたいと、こう思っています。

次の質問にいきます。43ページ、林業振興に関する経費、森林保険というのがあるんですけども、208万1,000円があります。これは私ちょっと疑問に思うんですけども、今の山の価値とか材木の価値とかってどういう状況になっているかというのがあるわけですね。それで年間200万円もざっと毎年かけているんですけども、災害の場合には5億4,000万円という補償はされるということになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 公有林の保険料であります。これにつきましても避難した当時東電の賠償でこの保険料をいただけないかということでいろいろ検討しましたが、今後

賠償の関係もあるということでその保険料は出ないということあります。

今回計上させていただいておりますが、また平成24年にも年度途中で予算要求しながら掛けておりますが、この5億円程度の部分の金額補償額については補償するという確認はしております。以上であります。

委員（伊東 利君） 補償されるなら何も問題はないんですけども、万が一に事故あったときに今の森林価値からして、価格的にこの賠償額には相当しないということになると、掛け損になるのではないかという判断のもとに質問いたしました。

最後です。教育委員会に、これは子供たちの遊ぶ場所に行ったら、ページはないですが、子供の意見がありましたので、なるほどと思ったので、要望したいと思います。というのは、体力低下ということで一般質問で北原議員が質問しまして、そのお答えとして体育館の利用の中にもぶら下がり棒とか竹馬とかいろいろな質問でそういう対応をしてみたいという話があったように確認しております。

これは、子供たちが外で遊んでいて私も孫がいるわけですけれども、外にブランコがない。ブランコやりたいんだと言っているのです。場所はあるのかわかりませんけれども、子供たちが素朴な要望していますので、こういう設置ができないものかということで、場所的なこと、危険等いろいろあると思いますが、そういうのどうでしょうかね。

教育長（廣瀬要人君） 遊具を取りつけるときに実はブランコも検討の遊具になっていたわけですけれども、遊具、ブランコを取りつけるとかなり安全を確保しなくちゃならない。かなり場所をとるということで優先順位を考えてブランコはつけなかった経緯があるんですが、グラウンドの広さを確保するか遊具をつけて子供たちに遊びの機会を提供するか、なかなかそのバランスが難しいところですけれども、もう少し現場と、十分検討はしたんですけども、もう一度現場と協議をしてみたいなと思っております。それに基づいて結論を出していきたいと思っております。

委員（伊東 利君） 確かに、そういうことで鉄棒だけがあるようですが、それは私も判断はして終わったんですが、ぜひそういうの乗って遊びたいんだというのを聞きますと、やはりこういう場所が確保されればそういうものも設置して伸び伸びと運動できないものかなということで要望したいと思います。終わります。

委員長（志賀 肇君） そのほかありませんか。

委員（佐藤八郎君） 何点か。除染事業団から委託を受けた須薙の、雇用の場ということでありますけれども、村振興公社が立ち上がりスタートしたわけですけれども、作業員なりスケジュール、雇用契約などの実態はどのようにされて、運営されているのか伺うものであります。

副村長（門馬伸市君） 12月から除染開始をしておりまして、12月は応募者が少なくて50人程度ありました。それで12月24、25日までやったんだと思いますけれども、その作業員については当然雇用保険とかそういう手続を踏んで正式な労働基準法にのっとって手続をして働いてもらっています。これから4月から本格除染に入るんですけども、須薙の場合はスタートしたのが、パーセントにして数%でありますこれからが本番ということで、現在作業員の公募をして150名ほど応募がありました。あした13日午後から作業員応

募者の皆さんに集まつていただいて具体的な仕事の段取りをすることにしております。

4月1日から作業を開始する予定でこし7月から8月をめどに須萱の除染を終えたいと、こう思っております。150人ほど応募がありますけれども、村外の方も、今のところ145人の応募がございましてうち村民が99人、村外から46人。村外というのは、村民の方が村外に移つていて来るという方も入っています。145人のうち、女性は23人であります。今具体的に元請の大成建設と下請の振興公社が下請する金額の調整、それから具体的な工区ごとの工程表、作業の段取りなど今協議をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 昨年ちょっとかかわった人に聞けば最低賃金プラス1万円という労働報酬というか賃金ということになっていますけれども、その部分は変わりなく154の方で7月から8月にかけて終了できるということでいいんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 12月に働いた方からも賃金の件で説明会の折に質問をいただいたりしました。それで、元請からの具体的な振興公社が受ける額がまだ詰めておりまして決まっておりません。ですから、その金額が決まることと、それから作業の内容によっては出戻り工事とか天候によっては何ていうのかな、再度もう1回除染をしなければならないとかいろんな状況が考えられます。ですから、公社としては例えば途中で利益が出そうだということになれば、それはボーナス的なもので手当を出すことも十分あり得るのかなと。最初から単価を上げて働いていただきますと、後で赤字になった場合誰も補填はしてくれません。公社の責任になります。公社は手持ちのお金がなくて今やっているものですから、最終的に赤字になっては困る。ですから、作業員の皆さんには今回、通期手当、12月のときには出しておりませんでした。ですので、せめて通勤手当ぐらいは実費で対応しないと遠くから通ってくる人もいるものですから、それで最低賃金に近い額と1万円ですから、1万円は別な危険手当的なもので、そういうものからすれば当然通勤手当は支出すべきであろうということで、理事会で通勤手当を今度4月1日から出すことにしてあしたその旨も説明する予定であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、一人一人の作業員がやる作業の中身なりそういうものは今後の中で具体的になっているということと、職種によって車両関係とか機械とかいろいろ一定していない部分はあるんでしょうけれども、最低はどのくらいになっていくのかさらには見回り隊ではないんですけども、70歳以上の方も除染作業者になっておられるのかどうか。この労働災害関係に照らしてどういう状況なのか伺っておきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 賃金の単価は1万5,400円であります。当然労働災害等があれば、掛け金も掛けますし、保証はされております。ただ、事故がりますと、例えば人身事故がありますと私たけでなくて元請に迷惑がかかります。例えば大きな事故がありますと指名停止ということもあり得るわけですね。ですから、作業に当たって危険の伴うもの。例えば2階建ての住居でありますとか2階建ての屋根に上って拭き取りみたいなものは公社の作業員ではできかねます。それで、そういう高いところの業者については瓦屋さんあたりを頼んで除染作業をしてもらうということも考えているわけです。第一に健康のこともありますけれども、事故を起こさないと、こういうことが条件になりますので、そういう危険の伴う作業は専門的なところに頼んでやってもらう。当然それの委託をするようになると

思いますけれども。

それから農地の除染についてはこれも専門的な業者がおりましてそういうところの質の高い業者にきちんと今までの経験をしていますので、公社の職員、作業員がきちんと除染できるかといえば問題もありますので、そういう専門性のあるところは別の業者にやってもらう。公社の作業員は下刈りとか田んぼであれば草刈りとかそういう手の作業というんですか、あるいは機械での作業、そういう作業に特化してあるいは除染したものを袋詰め、フレコンバッグに入れるとか、軽作業というんですかね、そういう作業を重点にやってもらって専門性のあるところは別の業者にやって何とか期間内に工程表どおりに終わるよう進めたいと、こんなふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 70歳以上はいないような答弁ですからあれですけれども、今心配しているように事故はないに越したことではないんですけど、もちろん、でもある可能性もあるわけですから、そして何か今の説明を聞いていると振興公社だけではない、専門業者何社か入るようなお話ですけれども、それは145人にも含まれているのか、また別に専門的な方々が入るということなのか。もう一度。

副村長（門馬伸市君） 専門的な仕事というと、例えば住宅周辺のいぐねの伐採とかそういうのは危険を伴う伐採ですので、これは森林組合のほうが専門の職場ですので、いぐねの伐採は森林組合にお願いするとかあるいは田んぼですが、非常に技術ですね。5センチ剥ぎ取りといつても簡単に誰でも重機を運転した人ができる仕事ではないということで大成のほうからも技術的に農地の除染というのも簡単なようで難しいということも聞いております。ですから、戻り工事しようつちゅうやっていたのでは赤字になりますので、そういう専門性のあるところはそういう今までの経験してきた業者にお願いをしてやってもらう。それから危険の伴う屋根、2階に上がって屋根の拭き取り、瓦屋根の拭き取りなんかも事故があつたら大変なことになります。ですので、そういう危険を伴うものはそういう業者の人にやってもらう。ただし、145人の作業員が仕事がなくて困るようでも困りますからそれは毎日、例えば労働基準法でやりますので、月20日か21日の勤務になると思いませんけれども、その仕事がなくならないような形で委託もしていくと、こういうことであります。

◎散会の宣告

委員長（志賀毅君） 本日の質疑これで終了いたします。

なお、14日は午前9時からこの場で会議を開きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はご苦労さまでございます。

(午後4時43分)

平成 25 年 3 月 14 日

平成 25 年度飯館村予算審査特別委員会記録（第 3 号）

○

○

平成25年3月14日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（11名）

佐野幸正君	松下義喜君	飯樋善二郎君
北原経君	伊東利君	北山文子君
菅野義人君	大和田和夫君	大谷友孝君
佐藤八郎君	志賀毅君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長菅野典雄	副村長門馬伸市
総務課長中井田榮	復興対策課長中川喜昭
住民課長濱名光男	生活支援対策課長佐藤周一
健康福祉課長藤井一彦	会計管理者齊藤修一
教育委員長佐藤眞弘	教育長廣瀬要人
教育課長愛澤伸一	農委局長齊藤修一
選挙管理委員会書記長 中井田榮	

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長俎野誠書記山田郁子

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（志賀 肇君） おはようございます。

本日の出席委員は11名であります。これより予算審査特別委員会を再開をします。

（午前9時00分）

委員長（志賀 肇君） 昨日に引き続き、質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。振興公社の除染の作業での会社という部分で下請け業者ではない。どんな会社というか農地の部分とか高所作業の部分とかというお話ありましたけれども、これは村内の事業者ということなのか。

副村長（門馬伸市君） まだ理事会で下請けの業者等については話し合いをしておりません。ですので、22日、理事会を開いて具体的にはその場で話し合いをする予定になっておりますので、田村とかそういうところで除染の経験のある業者を農地と屋根のほう、危険な箇所の作業については委託をしたいとこんなことで今計画をしているということであります。

委員（佐藤八郎君） 選定した中で発注していくことになるんですね。

副村長（門馬伸市君） 私らほうの振興公社は大成からの1次下請けということなんです。今度は公社のほうからそういう危険な作業の屋根のほうの作業とか、あるいは農地の除染は今度は2次下請けということになりますので、その辺も国のほうとも2次下請けの件については事前に協議が必要でありますので、まだ何とも言えません。もし、国のほうの2次下請けの許可が得られればということの話になります。

委員（佐藤八郎君） では、災害弔慰金について。去年、おととしいろいろあったんですけれども、この支給審査会でこの原発事故、前からの引き続いての入院とか入所などにおいては震災との因果関係が認めがたいということで、該当してこなかったということありますけれども、入所していても病気していてもそうなんでしょうけれども、通常週1回、週2、3回とか家族の方が会いにいったりなんだりしたり隣近所の人が行ったときに顔出したりということで、非常にそういう入所していても励みになったり元気もらっていたりしたのが平常時の姿だった。それが今度はこの事故によってほとんどそういうことがなくなってどんどん症状もどっちかというと自立したものではなくはというような体になってしまったというかそういう状況にあったという部分については、何らかの病気なりそういうことで亡くなる方は因果関係というか苦痛が結びついて重症化して悪化しているというのが考えられるんだけれども、ことしほは長期になったこの避難生活によってよりそういうのがストレスがどんどんたまったり、いろいろなことでふえると思うんですけども、家族や地域や知り合い、友達、グループ、そういう人たちとの離れての生活は非常に大変なものなので、要因があるというふうに私は思うんですけども、その辺はどういうふうに今年度では処理されているのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 災害弔慰金のおただしくござりますけれども、こういった入院

されている方に限らず、避難されている方の多くは多少なりともストレスをお感じになって生活をされているということはあるとは思います。ただ、これを直ちに災害に関連した死亡というところに結びつけるまでの、そういったそれを証明することが非常に難しいということでありまして、ケース・バイ・ケースでやらせていただいておりますけれども、なかなかストレスというところに限ってそれでお亡くなりになったというのを証明するのは非常に難しいというのが現状でございます。

委員（佐藤八郎君） 好きこのんで被害者になったわけでないし、こういう状況に私たちが選択してなったわけではないということを前提にして答弁も願いたいと思うんですけれども、隣近所でお茶飲みもできない、知り合いもいない、家族もいない、そういう孤独になった高齢者世帯がかなり多いですから、そういう中ではあの全て営業所得や給与所得みたいに具体的に損害が出ているということには確かに今課長言うように結びつけるに困難なものはあろうかと思いますけれども、こういうことがなかつたらという部分をもつといろいろな要件をそろえてこういうことなかつたらこの人はもっと順調に長生きもつとできたんだと、もっと楽しみ持って生きられたんだとこの人はこういう趣味を持っていてこういう生きがいを持って生きていたんだとこのことによって亡くなってしまったんだと奪われたんだというこの被害者の立場視点に立ってもっと審査会はどんなことを論議されてやっているのかわかりませんけれども、できるだけ結びつける努力を行政がどれだけしているのかが見えないというのがこここの2年のやり方です。

何で全県下でも1番支給割合が低いのかというのも問題でありますし、そういう意味ではどういうことしはなるべく該当されるように努力していくのかもうちょっと。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今までのストレスの関係につきましては、審査委員のメンバーの方に精神科のお医者さんも入っておりますので、そういった方に今までの既往歴でありますとか避難の状況でありますとか、それから家族の状態というんですか、家族との離れ離れになった、そういった状況なども把握をしていただいてほかの委員の皆さんとも十分協議をしていただいて、判断をしていただいているところでございます。そういった今までの基準をまたこれでがらっと変えるわけにもいきませんので、そのところはその辺にも十分配慮はしながらもその審査については厳正に今までどおりよく中身をみんなで議論して、少しでも出していけるようにという方向ではやってはいるんですけども、なかなか今までの地震の災害であるとか暴風雨とかそういった大雨とかの災害の基準でやっているものですから、原発としての災害の基準というのが国から示されていないものですから、なかなかそこは非常に難しい、苦慮しながら苦しみながらやっていただいているというのが状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今までどおりだとまた該当しない人がほとんど該当しなくなっていく。

村長がこの間言いましたように、他の市町村よりは飯館より緩いのかなというかそういう思惑的な発言もありましたけれども、今までどおりだと何も改善に向かわないし、ことしももらえない人が圧倒的になるということになりますよ。長期的になっているからとこの間も答弁の中ありましたけれども、もうなかなか難しいでしょうのお話でしたけれども、どちらの立場に立って物を言っているのかもう1度。

健康福祉課長（藤井一彦君） 当然、被災者の立場に立って審議をしていただいておりますけれども、しかしながら、これは災害弔慰金でございますので、災害とお亡くなりになった関係が証明できるかどうかということでお金が出るかどうかということが決まるわけでございますので、どうしてもそこの証明ができないとお金が出せないと制度でございますので、そのところはぜひご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 考え方違うのかどうかわかりませんけれども、災害もちろん災害です。

それも東京電力という企業によっての我々被害者です。津波や台風の被害者とは違うんです。そういう意味からして人災事故であるこの原発事故のものは私は違うと思うんです。特に全てのものをそっくり置きながら暮らしているつらさ、長期になればなるほど深まっていく。幸い皆さんの努力も含めいろいろな関係者の努力あってまだ孤独死というか病死、死んで何日で見つかった方はおりましたけれども、いわゆる自殺的なものはないからという部分はありますけれども、この全て物事金錢で数えられるものばかりでない。特にこういう病気とか死に至るようなことはなかなか何が不足していたから亡くなったとかお金が経済的にこうなっていたから亡くなったとかというものでない部分だから課長言うように難しいというのはわかるけれども、なぜこの50%や60%の推移でとまっているのか不思議なんです。だから、一体この審査会なるものは他の市町村に比べてどんな部分が厳しくてどんな部分が緩やかなのかわかりませんけれども、その部分ではもっと亡くなった人、亡くなった家族に思いを寄せて寄り添った支援を被害者の立場に立つ行政としてしていくのは当然でないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 我々は飯館村でそれぞれ生活していたわけでありますけれども、この原発事故で全村民避難ということで、その中でいろいろな要件で亡くなっていく方が既にかなりの方がいるわけであります。ですから、確かに今までの生活と全く違う中で亡くなっていくわけでありますから、大きく見れば全員この避難生活によって亡くなったと私は言っていいというふうに思いますが、残念ながら、我々がその判断を下すというわけにもいきませんので、それぞれの自治体が専門の方をお願いをして判断を委ねているということでありまして、飯館村もそれなりの人たちにお願いをしてその関連性の程度を見ていだいているということであります。

何度も言いますように、全員大きく見れば原因だということになればその委員会は要らないわけでありますけれども、そう言うわけにはいかない。しっかりと国の許可をもらうためには、弔慰金の許可をいただくためにはそれなりの人たちが診断を下すということであります。ただ、今佐藤委員がおっしゃったように、村の気持ちとしては避難して無念にも亡くなっていく住民の立場に立てないのかということ、全くそのとおりでありますから、議会の皆様方のご理解をいただいてまさに国の弔慰金には全く全く及びませんけれども、村としての気持ちを出させていただいていることでありますので、25年度どうするんだといって、25年度が今までなかなかできなかつたところが25年度になつたら急に多くなつていったということになりますと、関連する方は関連する方でちゃんと審査してもらいますけれども、大きく見れば全てというところで25年度やっていったとすればこれは今までの問題がまた大変な問題になりますので、それは専門の方たちに今までど

おりの基準でお任せをしながら、村としては今おっしゃったようなことはできるだけ村の意向としてはそういうことなんですかという話だけはしておく必要はある、あるいはしておける立場にはあるというふうに思います、あとはその方たちに委ねたわけありますからお任せをしていきながらということではないかとこのように思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 私直接いろいろな申請書なり文書書いたわけでないでわかりませんけれども、その申請の仕方、文書の仕方、その根拠の証明の仕方、それぞれ人には得手不得手があるように上手にできる方、上手にできない方いろいろあって、その文書審査のみでいけばいろいろ審査会でも問題なる部分あるのではないか。さらには村長が今言ったように30万円という部分は支給していくことになっていますので、その部分は確かに被災して告別式関係開催するのに非常に今までより村にいたように多くの人がお別れに来られない事情がおうちにいて形式的に大変だという村で何とかそういう費用も出す考えはないかという住民の声もありましたから、それに応えるためには幾らかの30万円というお金ですけれども役に立つというふうには思っていますけれども、それとこれとはまた別な話でありまして、2年間厳しくやってきたからことしだけ緩めないという話、そういうものではなく今までの申請で持つとこの人は証明できた部分あるのではないか。もう少し検討の余地があるのではないかという人あればそれは行政ですから、例えば税務署などは5年もさかのぼって全部調査をし、さらに風化していくわけですから、ましてこういう実態の中での我々に何も非のないこういう人生をなぜしなければならないのか。そのこと自体もみんな苦しんでいるわけです。あしたも見えない。その中の最後の時を迎える人に当たってそれにもまた差がついていくようなことをそれは極力少なくしなければならないという思いなんです、私は。そういう意味では2年こういうことやしたから3年目で拡大したようなことはできないみたいな答弁ですけれども、そういう問題とは違うのではないかですか。

村長（菅野典雄君） 今まで村民の立場に立ってやってきましたし、25年度もやるということですから、何ら変わらないとこのように考えています。25年度もしっかりと村民の立場に立ってやっていきたいと思いますし、また、その審査委員会にもこれまでどおりお話を、その立場でお話をしていくということあります。

委員（佐藤八郎君） 昨年は大きく村長も復興元年帰村に向けたスタートの年だということで村政運営をされて、施策もハード的なものからソフト的な動きもありましたけれども、本年は全体としてはどのような位置づけして村民一人一人の復興をなし得ようとするのか。基本的な方針を伺う。

村長（菅野典雄君） 今ご質問にありましたように、23年度はただただ対応という形がありました。したがって、24年度はそれなりにじっくりと構えて諸所問題に対応をしていかなければならぬという年だったというふうに思っています。言葉ではあちこちで復興元年という言葉があった。ある意味ではまさにそういうことかというふうに思っております。飯館村も、ご存じのようにいろいろ復興計画も1版、2版、3版と行きましたし、またその他の除染の問題、賠償の問題、健康の問題、教育の問題などなど間違いなく23年度から

この24年度にわたっての1年間は、私は進んだとこのように思っているところであります。

ただ、残念ながら全てが思うようにいったわけでもありませんし、かなり厳しい状況も現実としてあるわけですから、その24年度の反省に立って25年度、また一つ一つ丁寧に取り組んでいかなければならぬとこのように思っています。特に、今の段階ではハード、ソフト、村民の一人一人に向き合う制度をどう具現化していくかということであり、またもう一つは除染と賠償をきっちりしていきながら、健康、教育をしっかりと守っていく、前進させることをどうするかというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） きのうちょっと時間あったので国会の予算を審査を聞いていましたら、維新の会の方がセシウムだけの放出、セシウムに何ら問題ない。直ちに避難解除を総理はすべきだと福島も含め全て避難は全て解除すべきだという論議がされておりまして、政府与党はそういうことにはならない、見直し部分はあろうかと思うがそういう者にはならないということになりましたけれども、国民の意思を論議し国民の生活を考える国会の中で既に全面避難解除を言うような国会議員が出てきた中でマスコミがどういうふうに動くかわかりませんけれども、そういう流れが組まれようとスタートしたのかときのうの質問答弁聞いて思ったんですけども、非常にそういう意味ではハード、ソフト的な動きの中でことしが帰る人も帰らない人も迷っている人もわからない人にも一人一人の復興どうするかという部分で一人一人に本当に寄り添っていかないと説明会や懇談会で国側や東電側に座って間をとるような答弁や説明をしているときではないのではないか。はっきりと被害者として被害者の代表としてそんな世論は許されないとそういう覚悟の年になるのではないかというふうに自分は思ったのですけれども、今的基本方針だと去年よりはちょっとまでいに除染や賠償についても取り組むかなという話でした。

この前の予算委員会でも去年の方針はそういう細かいところまでは言っていないというそこまでは切り込んで方針を上げていなかったと提案理由でというお話をありましたけれども、ことしへどんな覚悟の年になろうというふうに村長は思っていますか。

村長（菅野典雄君） 誤解のないようにお話ししておきますが、一貫して村民の立場でお話をしているつもりであります。この難局をどうして乗り切り、村民の1人でも多くの人たちに、満足というわけにはいきませんけれども、よりいいような状況をつくるかというその立場でやっています。

今、何か国会の話がありましたけれども、今お話ししたような乱暴な、あるいは私たちの心を逆なでするような話は一切認めるわけにはいかないところのように私も思うところであります。ただ、現実をしっかりと把握することは物すごくこの放射能の災害は大切だとそのように思っていますので、そこをどういうふうに国なりあるいは場合によっては我々が対応していくかというところは非常に25年度も重要な課題であるとこのように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） どちらかというとこの第3版もできた。今後第4版、第5版に向かって復興計画がつくられていく。どちらかというとこのもう放射性物質の状況やそれを別なところに隔離すること、放射能という今までに飯舘村内になかった物質を完全除去する部分

と、あとはこの何の非もない人たちがこんな目に2年も遭ってさらに3年、4年、5年、6年といくわけですけれども、そのことに対するやつた側、加害者の責任をどう追及するかというそのことで自分たちが憲法26条に保障された人間らしい生活をどうかち取っていくかという部分がことしの命題だと思うんです。アンケートで見るように、除染は80%以上の人人が信じられないというそんなに効果期待できるものでないというそういうものも過去にもあって、今は回復されたかのような部分でこの間のような朝日新聞で報道されたようなことがあるとまたそれがダウンするわけです。そういうことで、隔離した事実がない中で自然減だけが先行するようなここ二、三日のこの風によって飯館村内、私も過去に何回か調べているところ調べてみますとかなりまだ上がっています。戻っています。場所によってはもとより高い場所もあります。そういう状況だと私は思うんです、現実に。事実としてそういう部分でその思い、そのことをきちんと村で実証し、きちんと自分たちで被害の実態を調査し、村民に全てのことを情報交換していかないとだめだとそういう都市ではないかにも思うんですけれども、どうでしょう。

村長（菅野典雄君） 25年度は加害者の立場に立ってどう、被害者の立場に立ってどう加害者にその求めていくか、追求していくかという話でありますけれども、その気持ちは避難の対応に追われた23年度もやってきましたし、24年度もさらにさらにやってきましたし、25年度もさらにさらにやるつもりでありますし、少なくとも飯館村の自治体は他の市町村に比べて村も議会もその態度でやってきたというふうに私は確信はできるというふうに思っています。私個人の考えですけれども。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私だけ聞いているのかどうかわかりませんけれども、村民のいろいろな声をずっと聞いて歩きますと、村も議会も何やっているんだといって2年きましたけれども、村長の捉え方と誤差はあるんですけども、そう言われないようにともに一生懸命被害者の代理者として頑張ってやらなければというふうに思っていますけれども、基本的には村民一人一人の復興だし、みんなして避難してみんなして帰るんだ。みんな差のつけられない損害賠償については努力するんだということでことしはどの部分で力を入れるようになっておられますか。

村長（菅野典雄君） 先ほどから言いましたように、一つは除染をしっかりと手抜きなくきちんととした目標を持ってやってもらうということが一つでありますし、また何度も佐藤委員がおっしゃるようにこれほど大変な思いをさせられた我々でありますから、その賠償といいますか我々の心に寄り添うものをきちんとしてもらうということ。一方でこの村民の生活の状況をどう健康の面、教育の面、あるいはストレスの面などなど、いろいろなところで一生懸命我々ができる範囲でやりますし、できる範囲以上にも対応していく。そういう3つのところなのかとこのように思っているところであります。

委員長（志賀 肇君） そのほか。

委員（菅野義人君） おはようございます。きのうに引き続きまして24年度のいろいろ課題等について確認をしながら議論させていただきたいと思います。

まず、説明資料の15ページです。村民の声ネットワークについてなんですが、現在2,200台配付されておるというふうに聞いております。一説では、利用されているのがその3分

の1程度の800台程度ではないかというふうなそんなふうな情報も入っておりますが、2年目になります。ことしの効果的な活用方法についてどのように思っているのか。まずお伺いをします。

総務課長（中井田 榮君） タブレットにつきましては避難によって散り散りばらばらになつた村民をつなげるというようなことでの飯館ワールド的な情報網のネットワークでありまして、ことしにつきましては2,700台予定していたわけですけれども、最終的には2,370台というようなことで配付をしているところであります。ご承知のとおり、タブレット端末、それぞれ開いていただきますとお知らせのボタンから住民相談、さらにはふるさとのカメラ、放射線量の情報、あと動画、その他の情報配信、あとテレビ電話がございます。さらにもう一つ家族伝言サービスというようなことで、これからこの部分についてはなかなかおくれていたわけでありますけれども、試験運用というようなことで3月中にはこれは飯野・明治で試験運用というようなことで75歳以上の方々とタブレットを開いたときに健康かどうか、状況はどうかというようなことで家族伝言をやるような形、具体的には朝7時にタブレットが開いてメッセージが出て元気かどうかという確認をして、調子悪い場合はそれぞれ確認をしていただいている携帯メールに、携帯にメールが届くような格好をしていくということで、当初予定していた内容等についてはほぼ今年度、試験運用でありますけれども、ほぼ達成できるのかなというふうに考えております。
（ ）

さらに、今後どうするのかというような問題でありますけれども、ご承知のとおり、配付につきましては1世帯当たり1家族2台までというようなことで、遠くに離れている子供さんと親御さんを結ぶつなぐシステムになっているわけでありますけれども、なかなか高齢者については利用度も低いのではないかというふうに言われています。そういう意味ではもっとこのタブレットを見る機会の多くなるようなその内容も配置しなければならないというようなことで、今年度につきましてはその15ページの下にありますように、ウェブカメラ20台、今年度の事業として実は配置するように今年度内の事業で進めているわけであります。これを開けば自分の行政区の状況がどういうふうになっているか、雨が降ったとき、あと雪が降ったときその状況がどうなっているかというようなところも含めてふるさとカメラ、現在9台設置しております、さらに20台設置するというようなことも含めて内容の充実を図っていきたいということと、さらに動画配信なども文字で見るのはなかなか高齢者は大変ですから、動画のところで今村でやっている内容について短目の動画でもいいかというふうには思っているんですけども、動画配信も含めてやっていければと。
（ ）

あと、お知らせについてはなかなかパッと見ていただいていっぱい情報はあるんですけども、あの辺の内容をもう少し整理をしてわかりやすくしていければというふうに考えているところでございます。

委員（菅野義人君） そうですね。こういう避難状況にあって今まで村がどういうふうな情報ネットワークをつくるのかということで、非常にいろいろ模索を重ねてきた。そこの中でもいろいろ支援される方々の支援もあって、タブレットというものが入ってきた。私はこういう状況でもありながら、この媒体をこれからどういうふうに活用していくのかというの

が一つの鍵なんだろうというふうに思っております。それで、この村民の声ネットワークを構築するときに、利用度についてある程度調査しますというようなことありましたですね。どのような調査をされているのか私存じ上げないんですが、例えば今活用されているとする台数の中で何が一番利用されているのか。どの部分が利用されていないのかという分析をどのようにされておりますか。

総務課長（中井田 榮君） 利用度についてもことしやるわけでしたけれども、まだやっておりません。ですから、その辺のところも含めて内容も含めて25年度についてはさらに内容充実をさせながら、どういうふうな形で高齢世帯と、さらには若者世帯というんですか、それがどういうふうな利用して充実をしていけばいいのか。さらに25年度はやっていければというように思っております。

委員（菅野義人君） 私は2つの大きな問題があるのだろうというふうにまず思っています。一つは特にご高齢の方々が操作方法が非常に思ったより難しいという部分があつて、タッチパネル方式ですから何度か実際に教えていただくとそんなにキーボードを打つわけではないですから、わかるんですが、まだわからない方が多い、わかりづらいというふうに言ったほうが的確かとも思いますし、あとは提供される情報が私は行政目線なんだろうと思うんです。意外とそうですね、お知らせ版とか広報とかあとから文書で配付されるものがタブレットに載っている。これは私は情報を的確に知らせるという点ではタブレットも知らせる、あとは広報でも知らせる、お知らせ版でも知らせるということは的確な方法だと思うんですが、タブレットにはタブレットの私は即効性、それからあとは先ほど言いました動画の部分がありますので、その辺をもっと工夫しながら村民が知りたいものを提供していく。一種の番組提供ですから、その辺の視点が私欠けているのではないか。

ですから、その辺の解析をしっかりとやって、皆さんたちに使っていただけるようなタブレットにする。その視線が私はないのではないかと思いますが、いかがでしょう。

総務課長（中井田 榮君） まず、1点目のシステムわかりやすいのではないかというような部分でありますけれども、ご承知のとおり、このタブレットシステム、課内においても府内においても最終的に2種6つのボタンにするまでも大分深く入っていただいて、最終的にこの6つのボタンになったわけですけれども、システム上の問題が制約がいろいろあってなかなかこれ以上簡単にといいますかそれ以上のことをすることがなかなかできなかつたというのもあって、ご指摘のとおりもう少しわかりやすくする必要があったのだろうというように思いますけれども、避難でこういうような形になってこの事業に乗って飯館ワールドのタブレットを持っていくには時間の制約もあってなかなかここまでしかできなかつたというのが一つであります。

あともう一つの行政目線でということでありますけれども、そのとおりだと思ってます。いろいろ避難によって各種の行事やっているわけでありますけれども、そのつど写真1枚載せて簡単なコメントを載せてなるべくリアルタイムで事業内容をタブレットに載せようとはしておりますけれども、なかなかその事業の内容等々もあって即座にリアルタイムで載せられない事業もあって、でありますので、その辺もう少し工夫をしながら25年度はもう少しさきの動画の話もありますけれども、お年寄りに見てもらうような、それこ

そ使ってもらうような形にしていければというように考えております。

委員（菅野義人君） ただいま動画の話ありました。動画の存在の配信時間を見ますと長いもので15分、あるいは20分程度のものも最長ありましたが、総じて今見られる中では約五、六本ぐらいの動画が約1時間。正直言って今ネットの世界で15分あればそれ以上の動画を見るというのはよほどの話題性がないと見ないんです。ですから、もっとシンプルに編集していくという必要がある。その点からして消費者目線のタブレットの番組になっていないんです。ですから、もう少しせっかく入った機械ですからいろいろ工夫をされたり検討して新年度予算の執行に当たっては私は取り組むべきだと思いますが、いかがでしょう。

総務課長（中井田 榮君） そのとおりだと思いますので、25年度については動画のほうも本数も減らすような形にして見やすくやっていきたいと思います。

委員（菅野義人君） それでは、次の質問にさせていただきます。25ページ、健康福祉課のほうです。25ページの一番上なんですが、精神科医療運営負担金、アウトリーチ型精神科医療を推進するということでの補助金22万2,000円が計上されております。このアウトリーチ型の精神科医療、要するにやや積極的な精神障害者に対してきめ細かな訪問をしていきながら診療に結びつけるというふうな考え方だというふうに私理解したんですが、特にこれは補助金でありますので村が直接運営するわけではないんだと思いますが、飯館村のように避難状況の中で対象者の人格とか自尊心とかこのような状態の中でのアウトリーチ型精神医療の取り組み、これはちょっと私はいろいろ慎重に検討すべきではないかというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今の委員のご質問のとおり、非常に精神科関係の取り組みについてはそういう個人情報が外に漏れるということは、その方の人権を傷つけるということにもなりますので、それは本当に注意をしてやっていかなければならぬというふうには考えております。ただ、これらの運営の負担金でございますので、このお金については今回相双地域の精神科の医療関係ですとか保険のシステムが非常に大きな被害を受けたということで、そこにNPOを、これは医大の先生ですけれども、中心になっていろいろな専門家の方が入って立ち上げるところにお金を出すということでございますので、うちのほうも南相馬、相馬あたりのほうは大分お世話になっているところもございます。そういったところで、その辺の人権問題にならないような対応については注意をしてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（菅野義人君） もちろんこのアウトリーチ型精神医療の推進に当たってはそれは配慮を十分するというふうに思ってはいるんですが、特に今避難状況が続く中では飯館村にどういう該当者がいらっしゃるのか私まだ把握しておりませんが、この考え方で進められると余計分断が進んだり、あるいは場合によっては個人情報が漏れたりということもあり得るのか。ですから、今のところ今課長がおっしゃったようにこれは運営補助金でありますので、将来にわたってこういうものを推進していくというようなそういう考え方の中で補助金を出すというふうなことだと思いますが、飯館村の立場というものを私は明確にお伝えする必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 委員おただしのとおり、こういった情報が漏れますと本当にい

いろいろな形で住民を分断していく、それからいろいろな意味での風評被害みたいなものがある場合もございますので、そういったところに関しては関係をする職員などとももう1回その辺を確認しながら慎重にやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（菅野義人君） 健診事業について確認をしながらお伺いをしたいと思います。4項1項2目です。各種健診事業ということで7,722万5,000円計上されております。今年度、来年度は7,725万円ということで予算なんですが、実は24年度の当初予算では8,717万円ほど予算計上されております。今定例議会の初日の補正予算でマイナス571万5,000円、単純に計算しますとそうしますと24年度は約実績として3,000万円程度であったというそのときのいただいた答弁が実際に医者にかかっている村民の方が多いために受診が必要となくなつたというふうなお話でございます。予算としてはまたこういうふうな計上の仕方をするんですが、実際その受診率というのは昨年度を想定したことしほどの程度を目指していくのか。対象者はこの予算のとり方と対象者の70%説明ありましたが、その辺の受診率との向上についてお伺いをいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 委員おただしのとおり、昨年土はこういった震災になりましたので皆さん健康のことを非常に心配されるだろうということで、当初は8割ということで予算をとらせていただきました。実際でも受けていただいた方は34%程度ということで、余り伸びなかつたというのが実情でございます。今委員のおただしにもありましたとおり、結構医者に通っている方が多いからだろうというのがうちのほうの分析ではございますけれども、放射線のリスクということを考えますと、今後どういったことが起こるかというのは低線量被ばくについてはまだよくわかっていないというのが事実でございます。それで、今までの議会の中でも健診データをちゃんと村で整理をしてちゃんと管理をするというようなことが必要であるというようなこともありますて、そういったところも今整備を進めてきたところでございますので、ぜひもっとそういう放射線の健康被害という意味からも受診率は上げていきたいという思いがございまして、ことしほどはこういった意味で7割という、これもちょっと率にしては高いのかもしれませんけれども、頑張って受診率を上げていきたいというふうに考えております。

委員（菅野義人君） そうしますと、自主的に受診された方、それからお医者さんにかかって治療を受けられている方以外に受診率はまだ飯館村ではかなり低いとそういう認識を持っているというふうなことで確認してよろしいでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今までの村にいたときに比べれば、人数的には結構受診をしていただいているのかというふうには思ってはおります。ただ、どうしても非常に広範囲に避難をされているというようなこともあって、なかなか受診しやすい環境にはないということもございますので、いろいろな形で呼びかけをしながら少しでも近くの皆さんが避難されているところの近くの会場でやれるような努力もしていきながら、受診率については今よりも伸ばしていきたいというふうに考えております。

委員（菅野義人君） 私はこのように避難をしている状況というのは決して村民にとっては正常なことではないし、私自身もそれほど不摂生なのかというと余り不摂生なほうではないんですが、ただ、健康福祉課の立場で言いますと、私はこの避難状況をむしろ逆手にとっ

てもっと受診率を上げていく、そしてこの飯館村の健康つくりをレベルを高めていくんだとそういうふうな私発想になってもいいのではないかと実は思っています。逆に考えれば仕事を失ってる方も多いし、非常に精神的に不安な方々も多い。けれども、村民の健康はこの際に村がしっかりと守っていく。そのためには健診率を上げていく。後は今課長おっしゃったように低線量被ばくとそのリスクとの関係を、これは非常に不明だと言われておりますが、そのことも村民に伝えながら一方ではいろいろ体の運動などの事業も進めていきながら健康を守る。そういう私は戦略が健康福祉課にあっていいのではないかと思いますが、いかがでしょう。

健康福祉課長（藤井一彦君） まさに委員おただしのとおりだと考えております。健康づくり、まずは自分の体の状況を知るというところから始まるのかというふうに考えておりますので、そういう意味でも普通にお医者さんにかかっていても、かかっている部分は内科だったら内科の例えば高血圧のところだけとか、ですから、ほかのところは診てくれていないわけですので、全体を1年に1回は診ていただいて、ほかのところに病気がないかとか、それからあとはがんの検診などについても早期発見早期治療は非常に大事でございますので、そういう観点からも受診率を上げる努力はしてまいりたいというふうに考えております。（ ）

委員（菅野義人君） 受診率向上ももちろんそうなんですが、私はその取り組む方向というんでしょうか、意欲というのでしょうか、姿勢というのでしょうか。それを今お伺いをしたので、単に受診率を、もちろんそれはそれで必要なことなんですが、受診率を上げるということだけでなく、総合的に健康づくりを推進していくとそのような私は位置づけが必要だと思うんですがいかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず受診していただいて、それはそういった意味でその結果を分析をするということも大事になってくると思います。それで今どのぐらいの方が、例えばどういう病気の傾向があるのかとか、そういうのをしっかりとつかみながらそれを健康教室などにも生かしていきながらやっていくということで、そういういいサイクルをつくりながら少しでも健康で暮らしていただけるような環境を整えてまいりたいというふうに考えております。（ ）

委員（菅野義人君） ちょっと質問を変えさせていただきます。説明資料41ページです。福島県営農再開支援事業について若干確認をさせていただきます。この議会の一般質問の冒頭から帰村後の仕事の確保についていろいろ議論ありました。その中の答弁ということで、この福島県営農再開支援事業を紹介されたんですが、この営農再開支援事業が本当に帰村した農民にとって収入確保の方策になるかどうか。ちょっと詳しくお伺いをしたいと思ったんですが、この予算の組み方はモデル除染で実施した農地30ヘクタールに対してということで、それぞれ事業費を設定しております。その中で、負担金補助金及び交付金ということで700万円が計上されております。それから委託料ということで350万円、それからあとは事務的なものということで計上されております。

実質的にこの事業を推進するに当たっての諸経費はこの中のところからどこの部分で支出していくのか、まずお伺いをします。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業につきましては、除染終了後から営農再開されるまでの間ということで、今まで例えば農地の除染を終わった後どんなふうに考えているんだというようなことでいろいろ国のはうとも協議をしてきたところでございます。それで、営農再開、例えば除染終わった後にそのまま放置しますとまた荒廃してしまう。ただ、一方で除染が終わったからすぐ作付けができるかという部分を考えればなかなか難しい。肥沃だった農地をその部分を剥ぎ取ってしまう。であれば、その対応も必要だろうということで、今まで検討してきたところでございますが、前からもお話ししておりますように、除染については表土剥ぎ取り、あと客土、そこには土壤改良剤を入れての耕起2回程度というのがあくまでも除染としての農地対応。ただ、その以降の部分をすぐさま考えていただかないとい、また荒廃してしまうということを何度も国のはうに話をしながら今回出てきた事業がこの支援事業なのかという部分で考えております。

そういうことでは、まずは除染をして痩せこけた土壤をどうしていくかということで、まずは農地の保全管理ということで今回のこのような地力増進作物を植えるという一つの方法を村としては選択させていただいたということでございます。事業的には一応国のはうでは29年度までというような形になっておりますが、その財源としては232億円程度ということあります。ただ、4年、5年の話でも困るかな。短期集中という部分ではとりあえず3カ年ぐらいを集中してやっていただければということで、一度やった農地についても2度、3度もやっていただくというようなことも要望しているところでございます。

そういうことで、今回昨年度農水省でやりましたモデル事業の農地をやっていくということあります。一応要件としましては、国のはうから来ております資料では取り組みに対する種代とか肥料代、あとは機械にかかるリース、レンタル、あとは雇用、労賃、あとは作業委託等という形になっております。今回今のところメインとしては地力増進作物の作付けということはありますが、あわせて用排水路、一応除染はしてもらいますけれども、何か問題があればそこを修復してもらうとかそういう部分まで含めて考えていきたい。ただ、定額補助でありまして、反3万5,000円という中でありますので、その範囲の中でやっていきたいという考え方でございます。

それで、今回の予算計上しております部分では3万5,000円の30町歩ですから1,500万円が総額になるということでございます。予算的には委託料で350万円、あと補助金で700万円という形で1,050万円なんですが、予算説明の折にもお話しさせていただきましたが、その作業方法、地権者の方々がおるわけなんですが、もし地権者の方々でやっていただけるのであれば補助金の対応していきたいと。ただ、通い農業といいますかまだ避難している状況ですので通ってもらうとなればなかなか地権者の人が大変だということになれば、村のはうで委託事業でも組む形でやっていきたいということで、両方使えるという形で今のところ分けているということあります。今後地権者の方々とどのような方法がいいか協議をさせていただいて、地権者の方々の要望を聞きながら支援をしていくということで、今のところ2本立てで、2本というか科目を2つに分けているという状況でございます。以上であります。

委員（菅野義人君） そうしますと、実際この事業で帰村後の営農再開していくというふうに

考えたときには、10アール当たり最大3万5,000円のお金の中で資材を購入して、それから肥料も購入して、そこで労賃も投入して、機械も使ってということでこの再開支援事業について取り組んでいくというふうなことになるということですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今委員おただしのとおり、そのような形でやっていきたいということあります。ですから、反3万5,000円でありますから収入が、地権者の方々または地元の方々がもし耕作していいとなれば生活保障ができるような収入までなるかという部分ではちょっと厳しいかというふうに思っております。ただ、今のところ営農再開までという部分でありますて、土地の荒廃等を防ぐ、そこまでは保全管理をきちんとしていくという部分が必要かということでこの事業に取り組んでいる、取り組みたいということあります。

委員（菅野義人君） 今課長おっしゃってくれたように、1反歩3万5,000円の中で種子を買って肥料を買って、しかも機械を動かして労力を投入してというのはなかなか再開、確かに支援なんです。再開、私は誘導でないとなかなか一切こういう形で全村避難した村民が、しかも一定程度除染したとは言ってもいろいろなリスクを負いながら再開して、私は支援のレベルではないのだろう。再開を誘導するというふうなレベルの事業でないとなかなか村の再生は図れないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおりだというふうに思います。担当課としましても、今後の営農に向けてどんな方向で進んでいったらいいのだということですが、23年12月に農家の方々の意向調査をしました。多分にして8%か7%ぐらいしか帰村して農業続けたいという方の答えしかありませんでした。23年10月ですから、まだ避難をして気持ち的に落ち込んでいる状況だった状況と、あとは先がどうなるのかわからないという部分での意向調査の結果かというふうに思っております。（ ）

それで、25年度につきましてはこのような支援事業といいますか、再開に向けた支援事業をやる中で農家の方々の意向を聞いていく必要があるのではないかというふうに思っております。予算的な計上はしておりませんけれども、本当のソフト面で進めなければならぬだろう。そういうこともしなければならないんですが、ただ、農地の除染が進む、後は昨年除染をしたところの営農といいますか作付けが進む、そういうものが見えればまた農家の方々の気持ちも変わってくるのかという部分で、24年度もそのような意向調査の話もしましたが、ただ、前も見えない中で意向調査しても意味がない。であれば、25年に農地除染も進む中で、後は一方ではそういう地力増進作物をつくる、そういうものの姿を見ればその中で意向を聞く中で若干農家の方々の気持ちも前向きな状態の話ができるかということで、25年度については、営農再開に向けた準備の年というふうに位置づけもしておりますので、そのような形で進めていきたい。（ ）

これに際しては農業委員会の方々とも相談させていただいておりますし、農協のほうにも25年度はそういう捉え方をしていきたいということで話もさせていただいておりますので、そういう中で行政ばかりではなく農家の目線の中で進める形になっていけばというような取り組みもしていきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（菅野義人君） まさしくそういう点ではこの営農再開支援事業というのは除染農地にと

つてはタイムリーな私は企画だというふうに思っています。と同時に、今課長おっしゃったように、農家の意向は今全然前が読めない中での意向というのはなかなかとりづらい。こういうメニューがありながら、除染後の農地に対してはこういう管理の仕方をしながら帰村していくんだというメニューがあると、また判断も非常にしやすくなる。そのためにもこの営農再開支援事業ではなく私は営農再開誘導事業でないと要するになかなか皆さんのが手を挙げてくれない。実はこの営農再開支援事業と言うのは私今回の福島県で私初めて出たのかと思ったら、実は違うんですね、これ。台風被害のあった都道府県で国が予算措置をして各都道府県に予算交付をしているんです。台風災害の場合だと1回災害用復旧工事をして、その後の再開のためにこの再開支援事業をやっている。ですから、台風被害ですと面的な工事で済みますので、この程度の支援工事で私は支援事業でいいのだろう。

今回の事業、うちらほうの被害というのはまた台風被害とは違う部分がありますので、この制度自体の事業の充実というものを訴えていかないと、私は村の復興にはなかなか結びつかないのではないかというふうに懸念しておりますが、その辺の考え方、どうでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　おただしのとおり、この事業につきましては台風災害というのもありましたし、あとは津波被害の部分でも適用になってきたという話も聞いております。原発の部分では、24年度の補正が初めてというふうに聞いておりまして、国の方でも除染後、あとは営農再開に向けてのすき間なく何かの支援をしてほしいということで、国の方々に話す中で今回このような原発事故等にも該当になったという分でございます。

それで、今お話しいただいたように、支援ではなく誘導という意味では私どもが考えている部分とも重複する部分もありますので、今後の営農再開に向けた農家の方々の誘導策ということで考えていくたい。また、事業の充実も図っていきたいというふうに考えております。以上であります。

委員（菅野義人君）　次に進めさせていただきます。説明書48ページ、一番上です。避難生活支援費ということでお伺いをします。までいな除染会議、報償費ということで計上しております。私は一般質問等でもこの予算委員会等でもほかの議員の皆さんから除染会議のあり方等についていろいろ議論いただきました。私も入っているメンバーの一人として非常に大きな役割があるんだろうというふうに実は感じております。今村がなかなか除染の同意というものが非常に時間がかかっている中で、各地区からさまざま除染について要望が上がっております。その要望をどういうふうに国に認めていただくのか、あるいはその要望等が果たして除染という観点から必要か必要でないか、その辺あたりを本当はまでい除染会議の中で私は検討していくのだろうと思っていますが、どうもまでい除染会議が検証組織というふうなことで、除染やった後の何かモニタリングをやればいいみたいなそんなふうな位置づけに誤解されているのではないかというふうに私思いますが、その辺の位置づけについてちょっと見解を賜ります。

復興対策課長（中川喜昭君）　までいな除染会議のあり方という部分でございますが、おただしのとおり、24年からこのまでいな除染会議を発足させていただきました。その事業の内容としましては、国が行う除染に対して住民目線としてどう見て、そこでどのような除染

がなってどのように低減されたかという部分などの検証もというような話が1項目ありますて、どうしても事務局側としてはそこが中心的に考えてきてしまったということでございます。ただ、昨年4回、あと現場のほうに1回行くなり中での議論をいただく中で、委員の方々からいろいろな提案を受けております。

今委員からおただしあったような、住民説明会で同意がもらえない状況の内容、今までの議事録を見ながらなかなか進まない項目立てをしながら、それをどう整理して国にそういうものを進めるにはどうしたいんだというような部分も必要かというふうに思っております。今回、年度末ではありますが24年度の締めとしまして一応村のほうにまでいな会議から提言をいただく考えもしております。そういう今までの住民説明会であった内容も公表しながら、そういう部分をこの会議の中でご議論いただいて、国のほうに最終的には提言という形で出せねばというふうに思っております。

それで、なかなかすぐ進むのかという部分もありますが、村の意向としてそういうものを除染の方法ややり方などを見出していくというのも1つの会議の役割かというふうに思っているところでございます。以上であります。

委員（菅野義人君） 議論をちょっと進めますが、具体的にどういうふうにしていくのかというのが非常に大切でして、これは除染会議の会議の中でも単に検証ではなくいろいろ検証しながら検証したものを具体的な提言に結びつけていく、そのような話もございまして、そういうような意見も大分出されておりますので、私は今各地区から出されている、例えば除染効果が低い屋根がわらの問題、土壁の問題、あるいはいぐねの問題、ため息の問題、これらについて除染会議の中で1つは実際データでもとりながら実際に検証していく。

そして、そのデータをもとにして国のほうに要求したり、場合によってはその方法については余り効果がない。あるいはほとんど汚染されていないものも入っているということで、場合によっては私は村民に対してそれを説得していく。そういうデータも出すべきだろうというふうに私は思うんです。ですから、こういう実務的なことをずっと考えてきましたと、どうも除染会議のだけの力だけでは私はその目的は達成できない。そうしますと、とりあえず今福島再生の会でいぐねの除染の方法、それから水田の除染の方法、いろいろデータとっていますので、そちらとも連携をしながらその実証をしていく。この作業が私は1番今必要ではないか。そのデータをとにかく出しながら皆さんに判断してもらったり、村の意思として国に要求したり、それをしていかないと除染の同意というのはなかなか集まらないのではないかと私思ふんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 問題は除染を進める上で同意取得という部分が必ず必要でありますて、住民説明会等やりましても個々の問題があつて、その問題に不安、不信があつてどうしても同意までいかないというのが実態でございます。国に要望、要求してもすぐ即答がされない状況の中で、どんなふうに進めていったらいいのかというのが本当に担当としては悩みの種で、であれば、もう少しリスクコミュニケーションあたりから入っていくべきだったのかとか、今取り組み方として順序立てがまた違っていたかとかといろいろ考えています。

今まで本当に除染という1つの作業の理解をいただく中で進めればいいんだろうという

ような、どうしても一方通行的な発想だったというのもありますて、そういう意味では村民の方々の不安を取り除くという部分のが一つあって、あとはそこにその手法が村民の方に理解していただくという部分の取り組みが必要だったのかというような思いもしております。そういう意味では、今お話しいただきましたように、データというのが必要かというふうに思っております。までい会議も住民説明会でも除染が終わった後の状況はどうなんだということも言われて、国のはうからいろいろ何とか言いながらデータをもらいながら広報等でも出すようにしてきておりますが、今後ともそういうもののデータというのを重視して住民説明をしなければならないという部分ではお話をとおりであります。

そういう部分もまでいな会議で進め方としてご議論をいただかということで進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今課長から言いましたけれども、ちょっと補足させていただきます。除染が何せ大切だということはありますけれども、除染についてはこれは国も初めてのことになりますし、我々はそれ以上に初めてでありますけれども、我々にとって最重要点なことだとこういうことで、村民、この除染会議を開かせていただいた。

つまり、一つは知識不足を補っていただく人たちに入っていたらしく、そしてもう一つは住民の声を幾らでも聞くということだったわけであります。これはこれで私は非常につくったことの意義はあるというふうに思っているんですが、いつまでもそのスタイルでいいというふうには思っていませんでした。したがって、今お話がありましたように、飯館村は幸いに再生の会というのが動いていただいているということでありますので、新年度早々、村民企画、この除染会議と再生の会の話し合いの場を持つ。そこからスタートをさせていただければとこのように思っています。以上であります。

委員（菅野義人君） 村民は見えないものをとにかく相手にしなければならないというのが非常に不安だし、非常に将来を嘆いている部分もあります。実際、私らも再生の会のほうでいろいろやられている試験を見ますと、例えば土壌のはぎ取りについても何だかんだで高いところの5センチメートルが必要かどうかというものを踏まえながら検証している。場合によっては3センチメートルでも十分除染の効果が上がるのではないか。非常に綿密な検証をしている。その実際にそういう検証を我々がデータとして持ちながらこの除染を考えていかなければならぬのだろう。単に我々は被害者だから国がゼロにしろ、この理屈は私はなかなか国のはうでは通らない理屈で、我々が要求する除染のレベルというものをしっかりと持った上で国に要求していく。それをデータとして我々が持っている。これがないと私は到底国を動かすことはできない。一般質問で申しましたから重複はしませんが、この姿勢が除染会議をもとにして村としても持つべきなんだろう。余りデータを細かい話だとそのデータが一つ高い低いで村民の心が右往左往するようでは困るという判断もありますが、私は除染に対しては妥協しないという村の姿勢がそこにあらわすべきだろうというふうに私思うんですが、村長、先ほど答弁ありましたので、再度その辺の確認の仕方を認識を伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 委員も入っていますので、その辺、再生の会との合同会議といいますか、再生の会の動きを村民、このまでいな除染会議の委員の人たちが聞くことによってそこか

いろいろな前進があるだろうとこのように思っています。

これとは全く別でありますけれども、リスクコミュニケーションのほうも今までのままでいいのかという疑問を私持っています。つまり、現実の、これとは関係があるんだろうと思いますけれども、姿というものがただ不安を取り除くというだけではなく、現実の姿、例えばある意味では洗脳するのかという話でありますけれども、そういうことではなく、世界には日常的に高いところでもありますし、またいろいろな場合があります。ほかとの、この前は子供の甲状腺が福島県、大変だ大変だ、A 2があるBがあるという話でけれども、ほかの県との兼ね合いを見ると何らそう変化はない、変わらない。そういうものをきちんと出していかないと幾らリスクコミュニケーションの新聞を出しても私はだめなのではないかとこのように思っていますので、どれだけできるかわかりませんけれども、ちょっと3年目に入るわけですから少しいろいろなご意見をいただきながら考えを深めていきたいとこのように思っております。

委員（菅野義人君） ただいまリスクコミュニケーションの話になりましたので、私一つ懸念しておくことをお伝えしたいと思いますが、村長の提案理由の説明の中にリスクコミュニケーションの考え方の中に放射能に対して正しい知識を持ってもらうためにリスクコミュニケーションを進めていくというお話をございました。私は何が正しいのか、何が正しくないのかというのを個人個人にお知らせをしていく。それでは私はリスクコミュニケーションにはならないのではないかと思っています。リスクに対していかに被災者の心理を読み取るかというのがリスクコミュニケーションの私は原点だろうと。ですから、これは正しいのだという考え方でそのリスクコミュニケーションを進めようとしますと、大体は私は失敗するのではないか。もちろんそういう最新のデータを示しながら一定の方向を新手していくというのは時間の経過とともに私は必要だと思うんですが、まず原点は非常に自分の子供たちに対して過剰な恐れを抱いている方々に対してその気持ちに向き合う。これがまずリスクコミュニケーションの基本であって、その後なんです。正しい情報というのは。それは時間の中で解明されるものもあります。一人一人の定規が違います。そのことをまず前提としたリスクコミュニケーションをやるべきなんだろうと私はそういういますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くごもっともだというふうに思います。決してそういう考え方がない中でやってきたわけではなく、いかにただ不安に思っている人たちのお話を聞き、受け入れるというところが重要だということで、十分とは言えませんけれども、心のケア、その他のところをいろいろな人たちにお願いをしてやってきているということでありますので、そちらのほうもさらに充実をしていきたいとこのように思っています。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肇君） 休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時29分）

◎再開の宣言

委員長（志賀 肇君） 再開をいたします。

（午前10時45分）

復興対策課長（中川喜昭君） 実は、総括審議の1日目に北原経議員のほうから、先ほど議論しました福島県営農再開支援事業の中の要綱の次に、それぞれの事業の詳細の入っている資料の中で、その中では除染後の農地等の保全管理ということで、除草等の農地の保全管理が1つ、2つ目には地力増進作物の作付け、あとは土壤改良等の施用等の土づくりが2点目、3点目としては営農再開に不可欠な農道、用水路等の除草清掃という3項目がありまして、その中の1番最後の項目にこれらの取り組みに対しての経費は東電の賠償來ている場合は本事業の対象としないものとするという1項目がありまして、それについて今補償を受けている中で取り組みはできないのではないかというおただしをいただきました。

私どものほうでもこの事業、国県との協議の中ではその内容は一つも出されておりませんで、農水省のほうに確認しましたら賠償で収入の営農不損の部分に対して5年分一括とかそういう部分は収入に対しての補償ということでありまして、この事業とは別だ。ですから、今後5年後賠償のほうでいただく中、あと営農再開、多分営農再開での賠償、生活補償的なものが出るとその分についてはこの1項目に該当するであろうということで、5カ年一括についてはこの事業には該当しないという答えをいただいたところでありますので、ご報告いたします。

委員（菅野義人君） 先ほど営農再開支援事業について、私もちょっとお伺いしたので、ちょっと今の答弁について確認をしておきます。そうしますと、一般農家が受けている不耕作休業等の賠償についてはカウントしないが、生活補償等についてはカウントするというふうなお話でございました。まだ明確には決まっておりませんが、何か新聞等では帰村した場合には要するに帰村のための補償というんでしょうか、それを国のほうでは考えている。そうしますと、その部分が出ればこの営農再開支援事業該当しなくなるというふうにとられるんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の営農再開支援については、支援事業につきましては何度かお話ししておりますとおり、除染後から営農再開までという期間での支援事業という形でございますので、今後事業再開等に向けてのまた補助事業は、また別なものが出てくるのかなと思っております。まだ事業再開の損害賠償等の部分はまだ出ておりませんので、それらの推移を見ていきたいというふうに考えているところでございます。

委員（菅野義人君） 最後に教育委員会にちょっとお伺いをします。説明資料50ページの1番下、特色ある学校づくりということでふるさと教育分も含むということで、昨年度の30万円から50万円に予算計上されております。アップしております。このふるさと教育、学校のほうでは教育委員会のほうではどのように取り組みを考えているのか、まずお伺いをいたします。

教育長（廣瀬要人君） きのうの中学校の卒業式は飯館の学校に入って飯野の校舎を卒業するという中学3年生でありましたけれども、これからどのぐらいこの避難生活が続くかわかりませんけれども、仮設に入って仮設を卒業する子供たちが出てくるのではないかという懸念をしております。こんなときだから、教育委員会としてもできることはたくさんありますけれども、やらなければならない教育があるのではないかということで、その一つにふるさと教育をやっていかなければならないということで、25年度の教育委員会の重点

施策の一つにしたところであります。飯館の自然、あるいは歴史、文化、民俗、芸能等村の、飯館村の姿を総合的に学習させて、郷土愛を育んでいきたいそういう狙いで新年度から力を入れて取り組んでいきたいとそんなふうな思いでいるところであります。

郷土愛の育成は将来の村づくりの再建復興の多分大きなエネルギーになるのではないかとそんな期待を込めて25年度から力を入れて取り組んでいきたいとそんなふうに思っています。

委員（菅野義人君） 飯館村で避難しない前の中では恐らく教育委員会のほうも学校のほうも地域と学校の連携という中でいろいろな方向を模索してきたんだろう。もしかすると、私たちもその要求に十分応えられない。住民のほうでもいろいろな郷土芸能にしても文化にしても自然にしても歴史についてもなかなか住民に提供できない部分がある。これも考え方で、この避難生活の中でふるさとを離れている子供たちに私たち飯館村民が大人たちがどのようなものを提供できるのだろうと考えますと、また避難前の村の状況とは違って、もしかすると学校教育の場に村民の力というものも発揮できる状況にあるのではないかというふうに思いますが、この地域社会が今避難しておりますので、学校と村民とのつながりを深くするという点でどのようにお考えになっているか、あわせてお伺いをします。

教育長（廣瀬要人君） このふるさと教育は村民とのかかわりが非常に大事だらうというふうに思っております。ただ単に資料で座学をやるのでなく、村民とのかかわりを持ちながら充実させていく必要があるというふうに思っております。特に、経験を踏んだ知識の豊かな村民がたくさんおりますので、そういう人たちに学校現場に出向いていただいて、あるいは学校から出向いて学んでいけばいい飯館学が構築されていくのではないかというふうに思っております。

委員（菅野義人君） 昨日の卒業式を見せていただいて私も強く感じたし、あと秋の赤蜻祭を見ても今の子供たちがむしろ村民に対して非常に大きな力を与えてくれる。私も自分の卒業式では泣いたときなかったですが、きのうの卒業式では非常に感極まったものがあった。心洗われたあの姿を多くの村民の人たちに私は見てもらってもいいのではないか。あるいは赤蜻祭についてももっと多くの村民が子供たちの頑張りというものを見ることによって村民と学校との距離が近くなり、村民もまだまだ子供たちから影響を受けて力をもらうことができるのではないか。そんなふうに感じたものですから、私はできることからすればああいう姿をより多くの村民の人たちに見てもらう。そこがふるさと教育の始まりではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 子供の元気な姿が村民に元気を与え、子供が村民のきずなになるというふうに私は思っております。きのうの様子、あるいは今までの子供たちの様子、先ほどタブレットの話が出ましたけれども、できるだけそういうメディアを使って村民に子供たちの元気な姿、取り組みを公開していくべきなと思っております。

委員（北原 経君） それでは、何点かお聞かせください。

私も来年タブレットの利用につきましては一般質問しております、利用状況を上がっていないということで利用アップの部分について質問させていただきました。それは目とかそういういった悪い方もおりまして、文書を読むということに関して面倒なところが出てく

るためにその利用がアップされないというのも容易にしてあるのではないかと思っておりましたので、動画の件も質問させていただきましたけれども、テレビで見るような状況で飯館村の新しい情報を得るということは大変村民にスムーズにその情報が入っていくということありますので、その方向をぜひ先ほど菅野委員からありますて答弁もあったようですから、ぜひきっちと進めていただきたいと思っております。

それでは、避難生活の支援費で仮設住宅、38ページですか、仮設住宅等の修繕料588万円、これがあるわけなんですけれども、仮設住宅等となっておりますので、なかなか今の問題は松川あたりのあそこは宿舎に入っている方のカビとか結露とか古いためにトイレの辺とかそういったところがかなり悪くて健康的にも悪いというお話を出ております。その辺に関しては課長はお聞きなのか、お聞かせください。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 一般質問でもございましたので、資料としてお出ししてございますが、修繕のいろいろなふぐあいがございまして、そのふぐあいについては県の仮設住宅等維持管理センターというところがありますので、そこで大概の修繕については対応していただいております。村が予算化したものは県に出すんですけれども、例えば漏水であるとか急遽県の対応を待っていては生活者に不便をかけるとそういった修繕については村の予算でいち早くできるように、そんなことで予算化をしてございます。

それから、この288万円の金額はそれも含めてではございますが、そのほかの公的宿舎、こちらは応急仮設住宅の見なし仮設という位置づけになっていない宿舎があります。民間のNTTの宿舎であるとか、あるいは福島大学の宿舎、雇用促進住宅、そういったところを村の予算で修繕が必要とする場合には対応していくとそういう考え方でございます。

委員（北原 経君） 松川の宿舎に入っている方はかなり先ほど申しましたようなカビとそういうところで健康上かなり影響があるような状態のことをお話を聞いておりますので、ぜひその辺をきっちとした健康上に害がないような策をとっていただくよう。

次の質問になります。24年度の予算に農と福祉の連携によるシニア能力活用事業補助金ということで250万円ありました。今回の予算にはこれが外れておりますけれども、これは10分の10の予算でなっているのかと思っていますけれども、10分の10です。この事業は避難している仮設住宅に避難しているお年寄りの方がそのスペース、普通の家庭菜園と同じで小さな場所を利用して健康のために皆さん喜んで仕事をして作物をとつて自分でつくった作物を食べたり隣の人에게たりしてこれで利益を上げているという問題ではなく、健康づくりというものに関してこの事業があったのが今回外れていますけれども、大変私はこの事業を外すということに関しては一人一人に寄り添った復興とか、あとは村民の立場に立って行わなければならないまでいな復興計画とか、その趣旨から外れているのではないかと感ずるわけなんですけれども、その辺に関してお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいいただきました事業でございますが、多分避難されている中で村内に住んでいるころは住宅周りの農地を使いながら高齢の方々が菜園づくりなどをしながら生きがいとか、今おただしいいただいた健康づくりをされていたという部分の事業かというふうに思います。24年度におきましては仮設住宅においては国の支援事業ということで、ただ、金額が23年度からやっておりまして、国としては23年からやり

まして、24年がかなり削減されてきたということで、村のほうの村単事業に農とシニアの部分もさせていただいたという経過もあります。あとは、村単独としましては借り上げ住宅に住んでいる方々、近くに農地があればそこで生きがいづくりということで24年度に国の事業という形と、あとは村単事業ということで上げさせていただきました。これも総括審議の初日、松下議員のほうからもご質問いただいたところですが、避難して23年のときには仮設住宅の方々への生きがいづくりということで、村単ではありますが、借地代とかあとは耕運作業するときの謝礼とかで予算化をしてきました。24年度には改めて再度きちんとした形の補助金の形でやってきたということがあります。

そういう中で考えますと、確かにその事業としては貢献されてきたし効果的であったのかという部分でございます。ただ、一方では自主自立という部分、あと自助的な部分ということも村としては考えいかねばならないだろうということで、これらの事業については25年度について取り組まないという方針でいるところでございます。以上であります。

委員（北原 経君） この事業の利用されている方は高齢者です。その早くいえば弱者というものに対してそういう村独自の予算でもいいですから、これは続けるべきと私は考えるわけです。考えるものですけれども、避難先での営農再開の支援事業あたりには500万円とか、あとは園芸産地等の復興支援1,192万5,000円、なごみそういったところには1,794万3,000円、そういう予算がもうそういった予算も組まれておる中、お年寄りが今楽しみでつくられている方のところは人数が結構多いわけです。その予算額はそんな大した予算でなくても十分そんなに大した予算と言っては失礼ですけれども、その金額的には余り大きくないと私は感ずるもので。人数多い割にはそういった関連から偏りの行政執行としか私は何か見えないように感ずるもので、ぜひこれは村の予算と補正か何かをとっていたきちっとことしも続けるようにしていただきたいと思いますけれども

復興対策課長（中川喜昭君） 委員おただしの内容、十二分に承知をしているところでございます。ただ、事業的には23、24とやってきた中で、ある程度初期投資といいますかそういう部分まで事業としては見てきたところではありますので、今後はみずから、生きがいを求める中での避難という部分になるかと思いますけれども、そのような形でお願いできればというところでございます。以上であります。

なお、昨年田んぼ、畑、2反歩、3反歩やっている方々もおります。そういう方々については先ほど委員おただしになりました村単事業等でも拾い上げていきたいというようなところで考えているところでございます。以上であります。

委員（北原 経君） ゼひこの事業は大切な事業ですので、自主自立はわかりますけれども、村長はどのようにお考えなのかもう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） できるだけ自立をしてもらうというのは本来の趣旨でありますからなんですが、あれもこれもというわけにもなかなか行かないのかもしれませんから、それぞれ担当などと考えながら、あるいは実情をもう1回調べさせていただきながら検討させていただきたいというふうに思っています。

委員長（志賀 肇君） そのほか、ありませんか。

委員（大谷友孝君） 除染の作業、今年度予定をされていた全村除染というのはなかなか見通

せない状況になってきている。それぞれ地区説明会においては仮仮置き場要請をしているところでありますけれども、この村内全域で仮仮置き場ということでの除染された黒いトンパックが山積みにされているという光景は飯館村にとってまさに日本一美しい村にはふさわしくない光景なんだろうというふうに思っています。

そこで仮置き場、国からの要請でありますと140ヘクタールぐらい必要だと言われていますけれども、何ヵ所か当たっているということでは承知をいたしておりますけれども、今までのお願いの仕様では限界があるんだろうというふうに思います。ここは地域振興策も含めてお願いをせざるを得ないのではないか。今までの仮仮置き場、仮置き場の要請等々してきた経過の中ではなかなか成果が見られない、上がらないということであれば繰り言になりますけれども、地域振興策こういうものも考えながら国に要請しながら進めざるを得ないというふうに思うんでありますけれども、いかがでしょう。

副村長（門馬伸市君） 仮置き場の場所をお願いしている行政区のところには、大変苦労をかけております。それで、以前からも今の委員のご質問のように、仮置き場を建設することによって非常に地域の皆さんのが不安がある。しっかりとした仮置き場の設置をすることにはなっていますけれども、それにしても不安がある。そういう中で例えば地域の振興策の1つとしては地域の道路の、今狭い道路の拡幅であるとか、あるいは老朽化した橋のかけかえとか、いろいろ地域のためになるようなことも含めて検討してもらわないと、ただ仮置き場だけでは困るという話でありますので、村のほうとしても今の件については国の方に当然要望していますし、これからも地域の民さんの要望、どういうところが地域振興策につながるのか、村としても考えますけれども、地域の皆さんにも考えていただいて、できるだけ1つでも2つでも仮置き場をつくったことによって地域が環境が整備されるということにならなければこんなふうに考えていますので、なお国の方とは引き続き仮置き場の設置だけではなく、地域の環境整備に向けて取り組んでまいりたいとこんなふうに思っております。

委員（大谷友孝君） 当然我が行政区内外に仮置き場をということで、相談を受けておりますから、その相談は進めておりますけれども、環境省そのものが村、議会等々には何の相談もなくある行政区の説明会にポンと敷地借り上げとしてはこういう金額でお支払いしますというような単独で出されたという経過がありました。全く予想もしていなかった金額が出された。それは単純にその敷地だけというものでありましたから、この地域にまさに仮置き場でさえも拒否をしている行政区は幾らでもあるわけです。また、放射能正しく恐がるというお話をありますけれども、安全安心が担保されていないという中ではもう手を挙げて引き受けるというものにはなっていないというのが現状であります。ましてや、きのうもおとといも申し上げましたけれども、減容化施設、これなどにとては全く情報がないといいますかいまだかつて経験のしたことがないですから、減容化施設、単純に10倍から100倍、200倍に減容化できますと言いましても、それ以上の放射能の心配があるわけです。

ですから、こういう迷惑減容化も含めてぜひ国にも理解をいただいて、村単独でという取り組みもあるんでしょうけれども、国そのものが復興交付金等々もあるわけです。イン

フラ整備もあわせてやるというふうに言っていますから、この辺は強く国に要望すべきなんだろうというふうにこの減容化施設を含めて仮置き場についてもう1度。

副村長（門馬伸市君） 本来であれば沼平の国有林に全て仮置き場でという話でありましたけれども、なかなか場所的な問題もあって今行政区に仮仮置き場でお願いしながら除染の同意取得に向けて取り組んでいるわけでありますけれども、依然として中間貯蔵施設の問題がまだはっきりしていない中で、村の中に置かないでほかに持っていくましょうという話にはこれはなかなかいかないということで、村民にも納得はしないというふうに思いますけれども、しようがないという気持ちで今仮仮置き、仮置き場の話でお願いしているわけです。

ですから、減容化施設も含めて中間貯蔵のほうに持っていくまでの間は村内で適切な場所というと問題もあるかもしれませんけれども、そういう中で設置をせざるを得ない状況は村民の皆さんにも理解していただくしかないのかな。そういうものを置くわけですから、使用料賃借料の件もありましたけれども、そこだけの問題ではなく地域全体、行政区全体の問題になってくるんです。ですから、その辺は所有者だけではなく地域の行政区の全体の問題として取り組んでいかないと地域が割れてしまうということになりますので、そういう取り組みについてはできるだけ地域全体の合意のもとに仮仮なり仮置き場なりの設置というのは必要なんだろうというふうに思います。

お金の問題がかかわってきますと、どうしてもなかなかまとめてくくなっているのも現実的な問題としてありますけれども、ここはひとつ冷静になって今私申し上げたように、よそに持つていける状況、環境にはなっていないものですから、中間貯蔵がしっかりとでき上がるまでの間は自分のところの村から出た廃棄物、汚染物はしっかりと安全安心できるそういう保管の仕方で設置せざるを得ないわけで、その辺は粘り強くといいますか丁寧に説明をして、理解をいただきながら設置に向けて取り組んでまいりたい。あわせて、今ご質問のあったそういう環境の整備、あるいは地域全体の仮置き場だけではない振興策、具体策も村のほうから国のほうに提言をしてそれを具体化できるように取り組んでまいりたいとこのように思っております。

委員（大谷友孝君） まさにそのことは住民はわかっているんです。住民はわかっていないながら村、環境省の説明を受けると国のほうがわかっていない。住民を分断させるようなお話をありますし、まさに地域力が試されているものなんだろうというふうに思いますから、住民、村はわかっているんですけども国が肝心かなめの国がわかっていないということですから、今後とも強く要望を起こしていただきたい。

質問を変えますが、13ページの村民ふれあい号、村民旅費583万2,000円。バス3台を借り上げて村民の親睦を図るというような事業のようありますけれども、成果をどのように求め、どのような内容の事業なのかお尋ねする。

総務課長（中井田 榮君） ふれあい号につきましてはこのように避難をしている中で村民の避難生活のストレスというんですか、それはいっぱいあると思います。さらには村民のきずなも本当に散り散りばらばらになっている。タブレット等いろいろな情報を出す中でもなかなか村民のきずなも維持するのもなかなか難しいものがある。いろいろな形で村にお

きましては村民の集い等やりながら村民のきずなを保てるように、さらには行政区の支援事業等もやりながらやっているわけでありますけれども、このふれあい号につきましてはそういう中にあって一堂に会して村民が触れ合えるような形にしていきたいというようなことで、提案理由のご説明にも村長がお話ししておりますけれども、美しい村連合の加盟村である岐阜県の白川村、そういうようなところからも一部ではお話があるというようなことで、夏場に向けてそういった場所も候補地に挙げながら、さらには今までご支援いただいております中川村とかいろいろ各市町村にご支援をいただいているわけでありますし、今後場所選定につきましてはこれからでありますけれども、そういった今までご支援をいただいたところと今後触れ合いをしながら、さらには村民の触れ合いも含めてこの村民ふれあい号を進めていきたい。

2泊3日でバス3台というようなことで120人の参加者を募りながらこういった事業を進めていければというようなことで今企画をしているところでございます。

委員（大谷友孝君）　まさに避難をしていて本当に全国といいますか全世界からご支援を受けた飯館村でありますから、まさに私どもも中川村に行った際に本当に心のこもった歓迎を受けまして、果たして飯館村でこの立場になったときにこれほどの歓迎ぶりをあらわせるだろうかというふうに思ったほどであります。本当に村民の方に今まで世話をなったところ、どういうところの方なのか、そういう触れ合い、村民同士の触れ合いはまた村民集会等々で図られてはいますけれども、外から受けた温かい方々にじかにお伝えして交流を持つというのは大事なことなんだろうというふうに思いますので、バス3台で120人程度だということでございますけれども、できるだけ参加しやすい日程等々、また対象者、村民対象者ですけれども、年代層といいますかそういう対象者についてのお考えはどのように考へているのか。

総務課長（中井田 榮君）　今おただしあったように、村民同士の触れ合いというようなことで、とにかく、さらには全国から支援をいただきました各市町村の地域のところと触れ合うような形にしていきたい。ただ、2泊3日ということで制限もございますので、余り遠くには設定はできないのかというようなことで今検討しているところでありますし、その辺も含めてフレームを考えていきたい。あとは、その対象者でございますけれども、従来も一遍ふれあい号やったことがありますけれども、今のところは各世帯を対象にというようなことで考えてございますけれども、今後は皆さんの意見なども聞きながら対象者も含め、あとその行き先も含め村民が集えるようなふれあい号にしていきたいというふうに考えております。

委員（大谷友孝君）　20ページ、一般廃棄物の処理事業の中で技術管理者の講習負担というのがございます。どのような方を対象に考えているのかお尋ねをしたい。

住民課長（濱名光男君）　今現在、管理者ですが、振興公社の職員ということで、委託先ということになっております。担当課としましては、その辺は人事の関係もあるかと思いますので、担当課としては具体的な部分については検討はしておりませんが、一応年齢も50代後半を超えてるということで、そろそろ次の方を養成して技術管理というか施設管理をきちっとしていくかなければならないということで予算措置して、予算計上させていただい

たところであります。具体的な部分については、それは人事もありますので、そちらの方は副村長なりそちらのほうから答弁させていただきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 具体的な話ということではあります、実は今担当課長のほうから話があつたように、振興公社の職員にごみだけではなく水道のほうの管理の資格を持っていますからやつてもらっています。ごみと水道については村の中で管理しなければならないとこういうふうになつてありますので、職員の中から後継者を今から養成しておかないとその公社に頼んでいた人が退職すればあとはできないということでは困るので、その前にということで今回ごみのほうの資格と水道のほうの資格と、そちらのほう両方とつてもうための予算でありまして、職員を資格をとらせたいとこういうふうに思つています。

委員（大谷友孝君） 職員の中から後継者をということではあります。この予算措置されたときに民間の方を対象にしているのかというふうに捉えましたので、ただ、村の責任でということではありますから、職員で対応するということで了解をいたしました。

ただ、若い方を当然養成もしていかなければならぬというふうには思うんですけれども、一方ではO Bの方がいるわけです。再任用等々の考え方もあるのではないかというふうに思つんでありますけれども、いかがでしよう。

副村長（門馬伸市君） 公務員については退職された職員、資格持つている人もおりますけれども、これは相手との交渉というふうになりますので、今後のことを考えれば村の職員が、特に水道の場合は原則として職員が管理者にならなければならないことがあるみたいなので、そういうことからすればごみにしても水道にしても大切な分野ですので、職員がしっかりと資格を持って対応していくことが原則だと思いますので、そういうO Bというのもやむを得ない場合はそういうことも対応ということもあるというふうに思つますので、しかし、今考へているのは今後のこともあるってどの程度の職員になるかわかりませんけれども、できるだけ後継者になれるような若い職員を中心に資格をとつてもらうように村としては対応していきたいと思っています。

委員（大谷友孝君） 水道については村でというのもわかります。ただ、ごみの方も兼務をさせるということになると、ご承知のようにこちらから幾らこちらから幾らという本当に変則的な給与体系、これは望ましいものではないんだろうというふうに思つます。最終処分場についてはこの技術管理者はなんとかんで常駐をしてそのものが処理に当たらなければならぬというものではありませんから、一定程度退職してもその資格は生きているわけですから、再任用制度なども有効な税金を使うといいますか高いなんかんで1,000万円もかかるような人を頼んでおくよりは再任用という制度も考えるべきの時期なのかというふうに思つておりますけれども、もう1度。

副村長（門馬伸市君） 現実的な対応はそういう方法もあるかというふうに思つますけれども、職員の中でも資格だけはとつておかないと、後でどう対応するにしてもこれから大切な分野ですので、まずは職員の中から資格をとつていただく。来年の25年度の当面の25、26、27かな、あと3年間ぐらいは何とかなりますので、その後の対応については今委員のご質問のようにそういう対応も可能だというふうに思つていますので、今の公社の職員が退職したあとのことは事前に検討しておかなければならぬとこんなふうに思つているところ

ろであります。

委員（大谷友孝君） 36ページの商工振興事業の中でベンチャー企業、この事業が再開をされました。この今避難した中、この対象を村内に求めるのか村外に拡大をして実施されるのか。また、予算的には1件ということありますけれども、その見通しは立っているのかどうかお尋ねしたい。

生活支援対策課長（佐藤周一君） おただしのベンチャー企業創出支援事業補助金であります
が、避難後の仮設住宅でまでい着こうといった全国から古着、和服などを支援をいただいて
リフォームして商品化しているとそういうグループがございまして、そこから具体的にそ
ういう事業にということでちょっと手が挙がりかけた時期がありましたが、なかなか体制
としてつくるメンバーは女性の高齢の皆さんですけれども、つくるメンバーはいるんです
けれども、組織として動かしていくにはなかなか難しいというところで二の足を踏んでい
るという状況がありますけれども、できればこの避難の中でも何とか組織を立ち上げて、
村に帰村すればまた女性のそういう仕事の場をつくっていきたいとそんな意気込みもあ
るということをお伺いしましたので、24年度中にも予算はあったわけでありますけれども、
ちょっと手が今挙げるという状況にない。ただ、できるだけそういう考え方で組み立てを
していきたいというお話をございますので、できればそんな活用もしていただければいい
のかなということでございます。

委員（大谷友孝君） そういうグループがあるということで、まさに避難先で本当に何かの生
きがいを見出したい、やりがいを見出したいということでの取り組みなんだろうというふ
うに思う。以前、ベンチャー企業、なかなか縛りがあって使いづらい制度だということが
ございましたけれども、内容については柔軟な対応をされた形での取り組みになるのかど
うかお尋ねしたい。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 一方そういうお話をさせていただきましたけれども、組織
としてどういうふうな組織というところはこれからということありますので、アドバイ
スに回っていただいている方もおりますので、柔軟にということで今後検討してまいり
つもりでございます。

ただ、それが確実かどうかというところはまだ今の段階では見えておりませんので、お
含み置きいただければと思います。

委員（大谷友孝君） 親身になってお手伝いをしている方もあるようですから、できるだけ事
業化がされるような、また事業会社としてでなくともこのベンチャー企業以外にも補助金
が使えるような体制をとって支援をしていただきたいというふうに思っておりますので、
よろしくお願いしたい。

続いて37ページに八木沢移住体験住宅賃貸12万円、議案の説明では以前入っていた方の
荷物があるので継続をせざるを得ないようなご説明がありました。一方では、村営住宅か
らご遠慮をいただくというような配慮もとった経過がございますので、この内容等につい
てもう一度詳しくご説明いただきたい。

生活支援対策課長（佐藤周一君） この建物については、以前村に住んでいた方が今村からは
転出しているわけですけれども、その方の所有ということで、村がお借りをしまして移住

体験用の住宅として改裝しながら移住者の希望の方に入居していただいたという経過がございます。対象、現在その荷物を置かれている方は震災前から入居されておりまして、契約期間としてはおおむね1年という中では相当数な期間がまだ残っていたという経過がございます。その方が避難ということになったわけでありますので、当然避難先に生活の荷物等をお持ちいただくというようなことで当初は村のほうでも考えておりまして、体験住宅のほうの契約もそれに伴って解除してもいいんだろうという考え方を持っていましたが、実際は移住体験を希望されて生活していた方は農業をやりたいということで意欲を持たれていて、いろいろな農業用の資材もお持ちだ。避難先の狭いところにはそういうものを持ち込めないということがあります、村としてもその方のいろいろな要望をお伺いしながらどうすればいいのかということで検討してまいりました。

その結果、物を置くような倉庫とかそういう代替施設を提供できないかとも考えたわけですが、いずれにしてもそこに新たな費用というのが発生するわけでして、その費用を村が持つというわけにはいかない。ただ、被災された方は自分の責任でその費用負担ということはいかないわけでありまして、東電の賠償対象にはなるのではないかというお話もありましたけれども、村としての考え方としては被災を受けた方に負担を強いいるということではなく、村が提供していた施設でありますので、荷物については引き続きそこに置いていただくしかないのではないかということでこの施設、契約の更新ということをお願いして、所有者に対してそういう考え方で進めてきたわけでございます。

当然、その費用についてはある意味では行政がこの避難に伴って負担を強いられているわけでありますので、東電の自治体としての賠償対象になるのではないかというふうには考えているわけでございます。以上です。

委員（大谷友孝君） まさにこれからはこういう施設は特に必要になり、除染後本人がやる気を持って意欲を持って農業をやりたいという方であれば、村としては我々は歓迎をするわけでありますから、ただ、契約期間もあるでしょうけれども、そういうやむを得ないという状況があれば継続やむなしのふうには思いますけれども、こういう方、せっかく飯館村を選んで来てくれたわけですから、戻りたいというような姿勢、そういうものも示していかなければならぬだろうというふうに思います。除染も含めてですけれども、この辺はしっかりととつていただきたいというふうに思っております。

続いてですが、何人かの委員からおただしがございました昇口舗装でございますけれども、当初一律という提案の中で全協の中でお話もしましたところ、100メートルから200メートル40万円、200メートル以上が50万円までの2分の1を原則として

現在200件ほど要望があるというふうに伺っていますけれども、この内容等について現在把握している状況等について再度お尋ねをしたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 昇口舗装の件でありますが、予算説明の中でお話ししましたように、議会のほうでさきにお話しさせていただいたときは2分の1で、限度25万円程度かというような話で協議させていただきました。その中でも昇口の長い方々の負担も大きくなるのではないかとかいろいろご意見いただきまして、実はその全協の協議が終わった後、若干村内の昇口状況を調べさせていただきました。どのぐらいの長さがどのぐらいあるの

かということだったんですが、100メートルまでぐらいの長さですと大体1,194戸ぐらいであります。あと101メートルから200メートルが333戸、200メートルを超える部分が96戸ということでありまして、総延長としては112キロメートルです、昇口の。調査した総延長では112キロメートルぐらいになっております。

それで、その中でアスファルトの再生材で舗装すればということで試算をする中で、おおむね100メートルまで再生材を使ったときの金額、100メートル当たりですと大体52万5,000円ぐらいの金額で上がる。あとは200メートルまでですと105万円ぐらいで工事費は上がる。200を超える部分についてはかなりばらつきがありまして、最長でも830ぐらいの昇口があるという部分がありますと430万円、440万円近くになるという部分があります。そういうものを鑑みまして、村長、副村長とも協議をする中で説明会でお話しさせていただいたように、100メートルですと52万5,000円が最高額ということで2分の1補助すれば25万円以内で済むのかなという部分と、あと200メートルですと105万円程度ですので上限額40万円です。また200を超える分については限りなくあるものですからなかなか分け、区分するには厳しいということで200メートル以上については50万円を限度というような設定をさせていただきました。

今現在、あしたままでですが、どのぐらいの方々が希望されるのかということで予備調査、意向調査的なものでとらせていただいておりまして、きのうの段階でも200件を超えたということですが、まだ詳細を詰めていないところでありますのでお話はできない状況でございます。そのような形で今現在調査中という形になっております。以上であります。

委員（大谷友孝君） ほかの委員からもあったように除染も始まっていない、ましてや子供たちの学校がいつ戻れるかわからないという中での200件を超えたということではありますけれども、1,700戸というふうに捉えていますけれども、現状としては分断されて3,100超えたというこの範囲の中なんだろうというふうに思うわけでありますけれども、この事業について今から繰り越明許というお話はならないんでしょうけれども、どの程度継続された事業というふうに考えているのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の昇口舗装の基本的な考え方としましては、村のほうで今回25年中に全村の除染が終わるということが国の計画であります。そういうもので進むのかという部分で考えておりますが、残念ながらきのうおとといかの新聞報道では夏ごろに見直しをするというような新聞報道もされておりますが、当初の考えでしますと除染が25年中に進むという考え方の中でこの昇口舗装を考えております。と言うのは、何度かお話をしておりますが、除染の作業として昇口の手法は砂利舗装であれば砂利をかけて土5センチメートルを剥がして、あとは新しい土で戻す。あとは砂利を入れるというのが手法になっている。ですから、今回の昇口舗装もその作業とあわせてやらないと意味がないというのが大前提になります。ですので、除染が進む中で、その中でこの昇口舗装の段取りもしていくなければ2度手間、3度手間になってかえってお金がかかってしまうということがあるので、希望される昇口については砂利を剥いで土を5センチメートル剥ぎ取った、そこに舗装を希望する方には路盤工をつくるということがここで考えている部分で

ございまして、路盤工をつくった上にアスファルト舗装をする。ですから、路盤工までは除染の部分で考えてもらうというのが基本的な考えにしております。

アスファルトの舗装については村の補助事業でやるという考え方ですので、除染と一緒に進めていかないとこの事業はなかなか難しい。ですから、路盤工が終わって1ヵ月、2ヵ月、一時出入りでその路盤工が壊れるような状況になってまた手直しかけて舗装するには経費がかかるという部分もありますので、そういうことで除染と一緒に方法の中で路盤工をつくって舗装するというのが一連の流れで考えておりますので、除染の計画と一緒にこの昇口舗装は進むというふうに考えております。以上です。

委員（大谷友孝君） 何度か説明の中で除染の範囲内で路盤工まではやるということあります。ただ、今までこの予備的な呼びかけについて200件しか、200程度しか申し込みがないということでは村民の中にわからないというのもあるんでしょうし、いつ戻れるんだという不安もあってのことかというふうに思いますので、この事業の執行に当たってはしっかりと住民に説明をしてご理解いただくということが大事なんだろうというふうに思いますので、執行に当たってはよろしくお願ひをしたい。

最後になりますけれども、教育を語る会等々の資料もいただきました。今避難状況下においていろいろな協議をされておりますし、いろいろな方の力をいただいてこういう事業がなされているということあります。まさにこの教育を語る会の会議も時機を得たものだというふうに理解はしております。ただ、私今懸念をしているのは教育委員会、定数削減されて久しいわけでありますけれども、ただいまの3人体制で十分な委員会活動、あるいは議論等々においても十分な私個人としては十分な議論に至ってはいないのではないかというふうに懸念をしているわけでありますけれども、現況について教育長にお尋ねをいたします。

教育長（廣瀬要人君） 教育委員の定数については法律に基づいて5人以上という規定になっております。ただ、町村においては3人も特例で認めるということになっておりまして、県内では飯館村だけが3人の教育委員で現在教育委員会を構成しているということになっております。いろいろといきさつも聞いておりますけれども、村民の声を教育行政にできるだけ反映をさせるとそういう前提で考えていくと、1人でも多く教育委員になっていただいて、活性化を図っていく、村民の声を教育行政に反映させていくということが望ましいのではないかと思うし、民主主義のまたそれが原則であろうというふうに思っております。

もう一つ、今現在飯館村の課題として、飯館村の教育委員会の課題として教育委員の中に保護者委員を入れなければならないという原則があるわけですけれども、これも特例で現在教育委員の中に保護者委員が入っていないという状態にもなっておりますので、これもいつまでもこういう状態でおくわけにはいきませんので、早急に改善をしていかなければならぬというふうに思っているところであります。教育委員会でもこの件については再三議論をいたしました。教育委員を5人以上の体制にしていくべきではないかという考え方で一致しておりますので、近々文書で村長及び議会のほうに要望書を出していきたいとそんなふうに思っているところであります。

委員（大谷友孝君）　まさに保護者等々からも広く人材を登用しろという要望があるようありますから、村長に伺うわけありますが、大英断をして3名で大丈夫だという英断をして決定した経緯がございますけれども、今教育長からいろいろなお話がございました。そういう意見等を踏まえ、また現状を踏まえて村長はどのように考えるのかお尋ねをしたい。

村長（菅野典雄君）　多くの人たちが教育行政に住民の声をというのが大方の声だというふうに思っています。したがって、私としては教育委員会に多くの声を入れるために3人にしたわけでありますけれども、それがなりませんでしたので、定数の件もあるいはその他の村民の声も両方入れる段取りをしていかなければならぬとこのように思っております。以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肅君）　喫飯のため、休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

委員長（志賀 肅君）　会議を再開をいたします。

（午後 1時10分）

委員長（志賀 肅君）　これより質疑を許します。

委員（大谷友孝君）　ちょっと先ほどの答弁、いろいろな意味を含めての答弁だったかと思いますが、舌足らずの点があったと思いますので、村民の声を入れる云々ということで3人としたという矛盾したような答弁でありましたので、もう1度。

村長（菅野典雄君）　今あちこちでいろいろな問題があります。教育界の体質がどうなのかという問題があるわけでありまして、特に教育委員会の解放性、あるいは閉鎖性というものをどういうふうにするかということで、極端な話は大阪市長以下、あるいは全国の市長会もいろいろな話が出ているわけでありますけれども、少しでもそういうものを小さい村の中で改善できれば、つまり多くの人たちでみんなで子供たち、教育を抱えていくというそういうことをしていくためには、5人の教育委員会だけではなかなか大変ではないか、あるいは難しい面もあるのではないかということで3人ということで全体としてやろうということだったんですが、なかなか私の力不足もあったり、また日本の教育界の制度の中でなかなかできなかつたとこういうことでありますて、それは全く私の3人にしたことに対する反省しなければならないという気はします。ですから、そういう意味でいずれ5人にさせていただくのを皆さん方に諮らせていただきたいと思いまして、それ以上に住民一緒になってやるというその関係をつくっていかなければならぬとそのように思っているところであります。以上であります。

委員長（志賀 肅君）　そのほか、質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君）　昨年の除染目標年間積算量5ミリシーベルト目指して長期的には1ミリだという方向づけ、ただ国のいろいろな発言聞いてると20ミリ以下なら家で見ていいのではないかみたいなところもあって、5ミリというのは大変な決断かという中で進められたわけですけれども、本年度においての継続した放射線量の測定、特に大事なのは自分らで自分の被害実態、土壤や空間線量においてきちんと50メートルメッシュか100メートル

メッシュかわかりませんけれども、そういうふうに各昨年当たりは相当な市町村で自分の実態をつかんだ上でのものを進めている。その辺はきちんとされること。そしてそのつかんだ情報なり実証試験なり実証試験やつたのだったら終わった後と半年、1年たったときどのぐらいになっているかとかそういうことを具体的にもっと村民に示すことで放射線量なり帰村の見通しなりというものを持てるような状況をつくるべきではないかと思うんですけれども、伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 放射性物質が落ちている土壤等の状況把握については委員おただしのとおり、その把握するというのは大切でありまして、これもしなければならないものというふうに思っております。24年におきましては土壤の調査ができなかったということで大変反省をしているところでございます。25年に当たりましては村独自で今空間線量をはかっている測定班がございますが、この方々のまず活用ということで除染をしましたところの空間線量、国のはうでは継続的にやることでありますけれども、クリアセンターとか仮置き場については報告等をもらっているところでございますけれども、他の除染を実施した場所については定期的な調査はしていないというのが実態でございまして、職員が時折行って継続的なものをやっているということでありまして、ただ、もっと情報を得ながら住民に知らせなければならぬというふうに思っておりますので、先ほど言いました独自の測定班、この方々にも農地やあとは除染が終わった場所の部分もポイントを決めながら定期的に測量してもらうように25年度ではちょっと体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

あと、土壤につきましてはなかなか簡単に行ってはかるという部分はいきませんで、ある程度の土壤のとり方もありますし、あとはとった後も土を乾かして調べるということではかなり時間がかけなければならないという部分がありますので、この辺につきましてもいろいろなかなか職員で直営でやるというのは難しい部分もありますので、これらについても検討させていただきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） ここ2年の中で議員なりいろいろな区長会なりいろいろなところでこの放射線についての計測のあり方、機器の問題、さらにはそれを用いた体制の問題、今年度G P Sなりガンマ線という部分でされるようですが、機器の選定なり体制というものはその依頼した立場、例えばこのたび1企業からの申し出あって測定もボランティアなのか何かわかりませんけれども、測定もあったとかそういうものも含めて全体的に事実としてつかんだものは村民にきちんと知らせることがそこが基本でないかと思うんですけども、だから、自分らで国やゼネコンがはかったものではないんです。確かな自分らのつかんだ事実なんですというふうに信頼されるものにしていくためのこの機器の選定やら体制なり具体的にはどうなっていつからどういうふうに行程としてはあるのか伺うものである。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのとおり、除染が国で直轄でやるということで、國の方で事前調査ということでモニタリング調査もやるということですが、そういう意味では村民の方々が實際にはかってみてそれらの数字を見る、聞くということが大切かというふうに思っております。先ほども言いましたような形で、除染した場所等については

体制を組んでいきたいというふうに思っております。機種につきましては、一般質問の中でも議論させていただきましたが、通称サーベイメーター、マイクのようについているものが今のところ一番安定しているという報告といいますか内容的には一番適しているという部分を聞いておりますので、一応サーベイメーターを活用していきたいというふうに思っております。

あと、先ほど話したG P S付の線量計ですが、24年度においては国委託事業の中でシステム化なり測定のほうをしていただいております。25年度につきましても国のほうの帰還再生加速事業の中でそのモニタリングセンター運営事業が引き続きやるような形で考えておりますが、これも今後国との調整という部分がございますが、できればその事業も継続していきたいというふうに思っております。なお、村のほうでお願いしております測定の方々は最初始まり、東北大学の月1回調査に入ってきてている先生の指導のもとに23年からやっておりまして、今も現在月1回はその方と先生と歩いているという状況ですので、測定の仕方についてはきちんとした測定をしていただいているというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） ちょっとしたことから先ほど見つけた本の中に藤田保健衛生大学の横山准教授が土壤中のヨウ素セシウム濃度ということでその当初2011年の中での話で飯館村というものを21キログラム当たり24日には1番高くて3月の25万ベクレルでしたとか、あとはセシウムについては半減期が長いために減退傾向は見られませんとか、ストロンチウムについては深さ1メートルまで分布しているだろうというこういう図を示してのご提言というか報告があったようですけれども、そういうことからしていけば今の剥ぎ取り5センチメートルで完全にセシウムが137はとれるのかどうかというのもありますけれども、となるのが難しい除染の隔離した事実がまだまだ実証段階だとすれば、実測値の現状をきちんとつかんでいくというのが非常に基本となるので、ぜひそういう部分も含めて払拭されるような村民が本当になるほどと理解できるようなものにしていく体制となるのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 村としましても除染に対する仕方やら考え方というのは初めてでありますし、いろいろな情報を得る中でその対応をしていかなければならぬというふうに思っております。ですから、何がそれで全てオーケーだという部分ではなく、剥ぎ取りが一番いい方法なのかという部分では、今の段階ではセシウムの土壤の状況を5センチメートル以内に8割方、9割あるというそういう部分をとるしかないだろうというのが剥ぎ取りの考え方でありますし、ただ、それが全ての土地に当てはまっているかという部分では確かに違うと思います。粘土質の土であればそのような状況であるかもしれません、砂系だったら速度はちょっと早いのかなというふうに思ったりもしております。ですので、今おただしあったような部分で土中の濃度状況を調べるというのも1つのデータの部分になるのかなというふうに思っておりますので、その辺も検討しながら25年度に取り組んでまいりたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） きのう前の委員会でも皆さんからも各委員からもあったように、これからは放射性物質が土壤にある、山にある、いろいろあるものをきちんと取り除くというこ

とが除染、そしてそれをきちんと生活住居環境なり生活環境の中に影響しないようにする隔離がまでいにいくのが除染なので、そのことからすれば実態をつかんでそれを取り除く。ここでこの先生が言つていらっしゃるように、放射線量というのはこういう形でいろいろ動くんだというふうに述べられていますけれども、まさにそのとおり4メートル土盛りしてもその土盛りした上にそのときはゼロでも3カ月、半年たてば周囲以上に高くなったりする例もあるということで、全体とすればなかなか容易でないというのが現実だ。だから、その移行する部分も含めてそれなりの定期点検というか定期測定というかそういうものが重要視されるのか。特に、帰還に向けたり復興計画に基づいて進めるとすればそこが基本かと思うのであります。ぜひそのことを協議してやっていただきたい。

加害者である国の無責任なことと実行することが遅いために、昨年よりも繰越の事が相當あります。除染も含めてですけれども、特に3年除染はやらないという方針がやる方向に少しなったのかどうかもよくわかりませんけれども、それと含めて雑木や間伐材料したバイオマス発電とかのエネルギー政策が本来の飯館村そういうものなくとも生産したわらや草を全部土地に返した循環型農業をやっていたわけですけれども、そういう今はそういうことは求められないので、違う形での循環型事業取り入れて村の復興を図るべくというのがことしの1つの重要課題かと思うんですけれども、その辺の方針といいますか具体的なものをお聞かせ願いたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 今現在復興計画等のほうでいろいろ森林除染も含めたバイオマスの話も検討しておりますが、山林除染については今のところ環境省のほうからは住宅周囲20メートルの以内を除染するということで、何度かお話ししているとおりでございます。それ以降につきましては、今のところ方針が決まっていないというのが実態でございまして、今現在村のほうでも2カ所ほど林野庁が実証ということでやっております。ただ、まだ結果等はいただいておりませんけれども、いろいろなパターン、間伐関係もやっておりますので、それらの内容ができ次第また議会のほうに報告させていただきたいと思いますが、今後25年度においても林野庁でもまた実証するという話がございます。そういう意味で、今後そういう実証の中で森林除染のほうは進むのかなというふうに思っているところでございます。

あと、今復興計画のほうでお話しいただいているのは、施業も含めまして森林再生という部分と一緒に森林除染も考えていきたいということでのご議論をいただいている中でございます。そこにバイオマスを絡めてやるということのお話のようではありますので、今後それらも含めて森林除染を、どのような形で林業施業とあとは林業再生と含めて進める必要があるのかなというふうに思っているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 林野庁の実証、側面計画途中からされたのか。その結果はまだそうすると出でていないということで、でも、ある程度のことはやったのはやったんでしょう。結果が届かないだけで、さらなる本年もどんな実証するのかわかりませんけれども、やるという方向なんですね。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、林野庁の実証のほうでありますが、一応12月まで終わるという計画で始まったところでありますけれども、その後も作業をしている状況で、3月

まで作業的な部分はかかる、後始末も含めて3月までということで、データも途中途中とりながらまとめているかと思うんですが、まだそのデータが村に来ていないということでありまして、来次第また議員の皆様方のほうには報告させていただきたいというふうに思っております。

あと、今のところ国のはうとしては林野庁のはうで25億円だったと思うんですが、実証的な費用を使うということでの話は、計画的な話はございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村民のほとんどの方が放射能どうでもいいという方以外は山林除染なくして飯館の放射線量値下げるなくなることは考えられないとしているのではないかと思っておりますけれども、そういう意味では今課長が言われた結果待ちも大事だしことし取り組もうとしても大事。私も個人的でありますけれども、何十人かの学者や大学や協力もらって山で実験やっているんですけども、その実験たるものなかなか減容化まで含めてになるのでなかなか大変なんですけれども、下がることは下がる事実はそれもあるみたいなんですけれども、そういう部分ではそういうこと確かに一気に山林を除染のみでやろうということにはならないと思うんです。だから、簡単に言えば200メートル範囲でやってそこを土どめにして堀を掘って上から流すものはそこから来ないようにした形でそこで全部放射性物質は流出というか移動する物質はどってしまうとか、そして山を育林し森林再生をしながらどんどん進めて全体的には何年がかりでやっていくようなそういう長期スパンなある程度考えないとできないのかともっと違う方法もあるかもしれませんから、林野庁から出てこないとわからないんですけども、そういういろいろな形、その部分も非常に村民にとっては重大な注目している点だというふうに思いますので、期間的にはこの去年やられたものについてはいつごろ結果出されて、今この森林再生絡めて協議されているのはいつごろ方針が出るんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、25年度の実証の部分でございますが、国からの情報ということで、実証するということで予算確保したという部分を聞いておりまして、まだ飯館村がそのまだ実証を継続してやるというような状況ではないことをまず先に申し述べたいと思います。

あと、今回の林野庁、八木沢と佐須でやっておりまして、時折現場も見にいきますが、今佐藤八郎委員のはうからありましたように、流出防止柵というんですか、それほど高くはありませんけれども、流出しないような土どめの工法をとっている場所もあったりとか、そういういろいろなパターンでやっている。あとは間伐の仕方も3本に1本を切るとか、3本に2本を切るとか、それが縦とかあとは固まりでやったりとかそういう部分でやってるようになります。そういうことで、ちょっとといつごろ出されるかという部分は確認しておりませんが、3月までに後片付けがかかるということありますので、多分4月になってからの報告になるのかなというふうに思っております。多分、林野庁としましてはそれをまとめて環境省のはうにある程度指針が出されて、それが今後の森林除染の1つの方針にするのかどうかという部分も含めて検討されるのではないかというふうに思っております。森林は今お話をあったように一気にすることはできない。今回20メートルの除染をやる。またその先50メートルをやるというような形で人家から少しづつ奥に入っていくとい

う部分の手法がとられるのかな。一気にやれば逆に2次災害の部分が出てくるのかなというふうに思っているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） あとは私たち避難がおくれたというか放射性物質というものを日常的に考えない暮らしをずっとしていたし、政府発表が遅いために相当の人が被ばくをしたというそういう体でもって今2年ずっと生きているわけです。確かに食事療法での体から出す方法とかいろいろあるんでしょうけれども、各種検診の重要性なり放射線量に関しての検査の重要性、そういうものが一番大事になっている。そういう意味で昨年度においてのいろいろな受診率が問題になるのであればその率になった結果の課題。それに基づいてこしあるういう村民が受けやすい、わかりやすい工夫が求められているんだと思うんです。この体制と受診アップのための基本的な方針はどうなっておりますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） ただいまのおただしのとおり、昨年度の検診の結果、全体的には34%程ということでございますので、そんなに高くはなかったという認識ではございます。これについては、本当にただいろいろなところで呼びかけて健康づくりの教室であるとか、そういうところも含めて呼びかけについては行ってきたところではあるんですけども、なかなか高くならなかつたというようなところもございますので、例えばタブレット端末でも少し呼びかけてみるとか、それから通知をする前にお知らせ版で今度こういう通知が行くのでぜひ受けてほしいとか、そういう多面的な方法で呼びかけをしていく。それから呼びかけだけではなく、放射線の影響ということについては長く毎年見ていく必要があるんだということ、それからあとがんなどの早期発見早期治療にもつながるわけですので、そういう意味からも年に2回は検診を受けるといったことが非常に大事であるとか、そういう基本的なことをきちんとお伝えをして少しでも受診率を上げてまいりたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 私一般質問でも例えばこんな形で例も示していたんですけども、こういう検診をやるんだともらって、今課長が言うようにタブレットとか通知前のお知らせとかというのもそれはそれで必要なことかもしれないけど、こういうものがあってこの検査はこういうことがわかってこれはこの後何ヵ月は受けなくても自分の体こんな状態なんですというのがそのことを皆さんわかって暮らしてほしいという全体の流れでなぜこんな受けないのかというのがあって、放射能のホールボディカウンターだと何か長泥の人受けて何にもないと言われたから深谷とか大倉の人は別に受けなくてもいいのではないかみたいになっているわけ。簡単に済まされているというかそれは何でかというと、放射能はそんなに体に直ちに影響ないんだというほうよ。放射能を正しく恐がることよりも正しく恐がらないのほうを一生懸命村が先行してしているのが効果として出ているんです。だからみんな受けなくとも大丈夫だというふうにだからそういう流れだと思うんです。だから、きちんと正しく恐がることは恐がるという部分をちゃんとしないと受診率上がらないと思います。

特にこういう避難状況の中で足がない。なかなか通知行っても見るかみらないかもわからないような状況の中ではタブレットと行政言いますけれども、タブレット見ている方幾らおられますか。私ほかの人に預かって持っていますけれども、あと返してもらうように

と最初からもらったときから返そうと思っている人かなりいるんです。こんなこと何やっているんだという人もいるし。そういうこともあってなかなか大変ではないですか。タブレットにもそれはそれでいいですけれども、その辺をきっちり工夫して改善しないと本来の健康を守り早期治療早期発見に結びつかないのではと心配をしているところです。いかがですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 委員おただしのとおり、非常に放射線に対するそれぞれの考え方でありますと、本当に全然大丈夫という方も確かにいらっしゃいますし、そういう方は山菜、キノコなどを食べる方もいらっしゃいますと困ったなという方もいらっしゃるわけですけれども、一方で若い保護者の方たちは特に子供さんの放射線の影響などについて非常に危険ではないかというふうに思っている方も当然いらっしゃいます。そういうこともありますし、それからあとは今リスクコミュニケーションをいろいろやってまいりましたところ、住民の関心は健康については放射線ということだけではなく高血圧だったりそれから体重がふえたこととか、そういう生活習慣病のほうにも来ているということもございます。

そういうことについては、いろいろな病気になりやすいというような状況でございますので、そういうところからも検診の重要性をお伝えをしていきたいというふうに考えております。以上です。

教育長（廣瀬要人君） 健康福祉課のほうから教育委員会のほうにもいろいろと子供のホールボディカウンター及び甲状腺検査の受検率が低いということについて相談がありました。新年度から健康福祉課と相談をして、4歳以上の幼稚園及び小中学校の児童生徒については教育委員会で引率をして100%受検させようということで、現在準備をしております。今そういうことで健康福祉課のほうと相談をしながら準備をしているということをお知らせしておきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 藤井課長は放射線についてどんな勉強してどんな資料を見ているかわかりませんけれども、多くの村民もいろいろ勉強していろいろなものを見て、全体にいろいろな形であるんです。この場所で放射能についてどうのこうの議論する必要は全く私はないと思います。ただ、村としてはどの部分まではどうなのか、どこまでがどうなのかとか、そういう具体的なものはちゃんと示すべきだし、ここまで部分ならこういうものは安全だ。子供、きのうでしたか4歳までで3歳未満はきのう国会でもそれやられていましたけれども、3歳未満はなぜ検査対象にしないみたいな話ありましたけれども、国会でも地方議会でも同じことを論議されるんです。この放射能をめぐる動きというのはそのぐらいいろいろな幅が課長がいうようにあるわけです。いろいろな幅にどう応えていくかのが難しいと思うんです。行政として一方的なことだけでやろうとするとどんどん不信になって離れていくって村の健診受けたって何の意味もないというふうになるんです。そこが難しいんです。だから、こういう検査、こういう検査というのをあると思うんです。きのうも言いましたように、3歳以下が受けられない原因があるのだとすれば受けられるというものは今世の中にどんなものがあるのかをちゃんと調査して今教育長が言われた学校のはそういう形で100%実施したいと子供の健康を守るためにとなっているようですから、

あとは学校以外の部分です。もちろん学校といいましても飯館の学校に来ている子供の範囲ですからそれ以外のものはこれは行政としてどうやっていくかになりますからもう一度伺って。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、安全基準というのは本当にこれは非常に難しいというか、これはうちのほうで出しておりますリスクコミュニケーションの新聞でも取り上げさせていただきましたけれども、本当にどこからが安全でどこからが安全ではないということというのは、なかなか言えないという状況があると思います。これについては国がある程度責任を持って言っていただくということが本当には一番いいのかなというふうに個人的には考えているところでございますけれども、なかなか難しいところがあるのかなというふうに思っております。また、きのうご質問もありました3歳以下のホールボディカウンターの検査については、今法研のほうでどうやつたらはかかるかというような議論をしているということをちょっと聞きまして、いつぐらいにその結論が出るかまではわからないんですけども、今そういったことも国のほうで検討しているというようなことを聞いております。（）

それから村の学校以外の子供たちの検査でございますけれども、一応村ではホールボディカウンターにつきましては今現在土曜日もそれから日曜日もやれる体制を組んでおります。ですから、何かの機会に村のほうに戻ってこられるときがあると思いますので、そういう機会を通じてそこで検査をしていただければいいのかなというふうに考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 別な質問に移りますけれども、村の復興、これは村長も言われるように除染や賠償の進みぐあいが基本となってかかわる。さらには災害救助法の期限というのも具体的には出てくる。そう考えると帰村に向けた村内の施設整備なり仮設の住居から復興住宅への移行なり、さらには帰村の際の雇用問題、あとは学校が戻るタイミングというように多種多様に考える、そして示すことが求められるのではないか。本年はこの予算の中、施策にあってはどんなことをどこまで進めようというふうに村民に具体的に示すでしょうか。（）

総務課長（中井田 榮君） 復興計画でありますけれども、村長の提案理由にもありますように、第1版、第2版ございますけれども、5つの柱に基づいて提案理由にありますようにそれぞれの重点事業を整理をさせていただいたところであります。この概要にもありますけれども、それぞれ具体的な事業についてはそれぞれ重点事業で総額30億円ぐらいのうち15億円については、大体半分ぐらいにつきましては復興計画の重点事業として掲載をしているところであります。さらに、今ほどの今後の課題についてでありますけれども、第3版の案にありますように、それぞれ4つぐらい今後の課題としては整理をさせていただいたところであります。今回、土地利用の見直し等も方向性として整理をさせていただいたところでありますし、一般質問の中でも土地利用の見直しだけでなく地域づくりのほうもあわせてすべきではないかということありますので、その辺も含めて今後20行政区のワークショップをやりながら村民の声を入れながらその土地利用の見直し、あとは地域づくりについて整理をしていかなければ。

あと、一番の公共施設については前から村長が答弁していますように、学校の再開の問題等が一番ポイントになるのかなというふうにことをずっと答弁しておりますけれども、その辺も含めて今後の公共施設の見直し、そのタイミング、帰村も含めインフラの整備も含め、その辺の整備も含めて今後課題として復興計画の中に整理をしていければというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 復興大臣に農地再生云々の観点から帰村宣言がどういう文書が提出されておりますので、そのことからしていって災害救助法の関係の期限ではどういうふうに何がどういうふうになるのか。さらには、その秋から夏さらには27年春にはということに基づいて言えばことしの予算の中で施策の中で村内施設整備はどこまで何がどうされるのか。仮設の住宅借り上げ住宅からの復興住宅への移行は23戸については来年度当初から23世帯は入れるけれども、それ以外の人たちはどういうふうになっていくのか。帰村するこの証明している部分からしてその雇用問題はどうなっているのか。そういうものが一つ一つ学校問題もそうですけれども、きっと見えないと皆さん理解できないのではないかと思うんです。ことしの予算執行されて終わった時点ではこんな形になっているんですという予算でしようから、それは今課長が言う今度の第3版の説明会懇談会ですか。中でお知らせしながらみんなの声も吸い上げて実行されるというだけの問題ではなく、この予算での来年3月末を迎えたときにはこんな状態になっているというものを示すべきだというふうに思うんですけども。

総務課長（中井田 榮君） 復興計画策定に当たりましては、今ほどおただしがあったように除染の問題、賠償の問題、なかなか進まない中での第3版の復興計画の策定というようなこともあって、4つの重点政策、方向性を出す中である程度村の示す方向性を出せればというふうなことで策定推進委員会のほうからは答申をいただいたところでございます。そういう中での災害救助法の関係もございますけれども、とにかく除染が一丁目一番地というようなことで進めているわけでありますけれども、なかなか除染も進まない。その進まない中での復興計画をどういうふうに進めるかという問題もございまして、その辺がなかなか焦点が絞りにくかったというようなこともあります。

そういう意味では、今の状況の中で最大限村がこれから復旧・復興に向けてやるべき内容を整理させていただいたのが今回の当初予算の概要でございます。これも、先ほどからお答えしていますように、復興計画の第1版、第2版それぞれ重点施策がございますし、それぞれの柱がございます。それに沿ってそれぞれ各課で精査をしながらそれぞれの5つの柱に沿うような形で事業を組み立ててきたというのが経過でございますので、その辺はご理解をいただければと思います。

さらに、今ほど課題はいっぱいあるわけでありますけれども、これから除染の動向、賠償の動向もきっと見ながら議会ともご相談をさせていただきながら、その都度協議をさせていただく、さらには第4版の中に本当に時間軸とともに村に帰村するというのが飯舘村の復興計画でありますから、とにかくふるさと復旧・復興できるようにこれから第4版、第5版の中で復興計画を立てながら進めてまいればというふうに考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 除染にもちろん一丁目一番ですから、そのことをしなければことし予算上げてやろうとしても帰れないわけですから、帰れないのにやるのもいかがかといいうのも存在してくるわけですけれども、だから除染や賠償をより進めさせるために施策行事を予算化しているのではないのだと思うんです。除染や賠償を進むことは前提にあるけれども、村としてはことしのうちに来年3月まではこれだけのことはやるという予算だと思うんです。そうすれば除染がどう進もうが賠償がどう進もうが村としてはこれだけのことをやっていくということなんでしょう。そしたら、先ほど聞いている村内設備は当復興住宅は23戸で終わりなのか。具体的にちゃんと根拠があって指示出されているんだと私は理解しているんですけども、だからそういう部分をわかりやすいように村民に示していくないと昨年の9月の決算で第1版つくれ、第2版、今度第3版とかとそれに懇談会や説明会で村民からあった声、どれだけのものをいかしたんですかといったら一つも生かしていないという答弁でしたけれども、結局村民がいろいろな懇談会やいろいろな場で意見を言ってもそれは生かされないんです。前もってこの審議委員か何かで村民代表何人か入っているからということでそこでつくられたものが第2版も理解しないうちに第3版がでたり、第3版理解もしないうち第4版が出たりとどんどん進んでいくし、自分らは関係ないものだと思える人もいるんです。

そうでなく、みんなが見えるように、例えば帰村の際の村内設備はことし中にはこういう施設整備なりをしてします。あとは学校については戻るタイミングはこういう条件がそろったら戻る条件ですかとちゃんと示せばいいのではないか。わかりやすく。

総務課長（中井田 榮君） 先が見えない中で第3版、今回答申をいただいた議会のほうにお示ししたわけでありますけれども、いろいろな課題がございます。確かに事務局としてうまく情報を出せないというようなところがあって、反省する点は大変多いわけでありますけれども、その中でも今回の広報に出していますように、第3版の答申を受けた中で今ほどご質問のあった住宅につきましては、確かに今回1時間もかけて通っている子供たちの教育環境をとにかくの一番にやらなければならないというようなことで議会のご了解も得ながら日特さんの土地を買しながら23戸の復興住宅を先行して、こういうような形でやらせていただいているわけでありますけれども、そのほかの多くの村民が避難している復興住宅をどうするんだという問題は確かにございまして、その中でも県営の災害復興住宅のほうには広報の今月号にもありますように、3月号にもありますけれども、5ページの中にそれぞれ方部ごとに県に要望を上げながら、さらには村内のご説明しましたように3地区の復興を進めながら、さらにはシンボル的な箇所を整備をしながら工夫をしてとにかく時間軸とともに復興を目指していきたいというのが願いでありますので、その都度、議会のほうにはご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただければというふうに思います。

副村長（門馬伸市君） 今ご質問のありました当初予算の主な事業については、村の広報誌で特集を組んで、例えば健康づくりの面とか除染のこと、公共施設の整備のこと、学校関係などなど、分けて村民の皆さんにわかりやすく出したいとこんなふうに思っています。それから災害救助法のことなどもわからない人もいますので、当初は2年間だったんですが

3年になり、また1年追加で4年というような方向性も出されておりますので、その辺のところとか、あるいは村内の施設の整備計画というのがありましたね、戻ったときにどういうふうになるのかというその辺の今時点の村で考えていること、これも議会の皆さんと相談をこれからしていかないと勝手には出せないわけですけれども、その辺のところも村民の皆さんは関心のあるところだと思いますので、あるいは飯野復興住宅以外、どことどこにどのぐらいつくるんだとこういうものも皆さん関心のあるところだと思いますので、そんな現在想定されるようなことについてはお知らせをしていきたいとこんなふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 今副村長がおっしゃられたことをやらないと、村は一体何やっているんだとなるんです。国に我々に村民にかわって何を要求してきているんだと。被害者の立場に立って何かテレビ、マスコミ見ていると村民と加害者の国の間に立って何か分けの分からぬことをやっているみたいに思われているんです、実際。だから双葉とか浪江の町長さんみたいに被害者なんだと。加害者は何を言っているとあんたの言うことだけで通るかというぐらいのことを言ってほしいと思っているんです。そういうメッセージが足りないから重箱の隅つきじゃないけれども、いろいろなことが言われて職員自身大変だと思うんです。身近な相手は職員みたいになって、議員になってみたり区長さんになってみたり、仮設だと管理人さんが当面の加害者でも何でもないのに当面の相手みたいにそういう流れですときたるので、だからそういう苦労に応えるためにも明らかに皆さん理解できるように周知方徹底されるべきだというように思っています。

違う部分で意向調査で求められてる支援策、大きいもの、東電、国の賠償の継続、借り上げ住宅制度の期間延長、徹底した除染の継続ということでこれずっと上げられてきましたけれども、具体的には現時点でどのような要求をし、どのような回答なり方向づけとなっているのか伺うものであります。

総務課長（中井田 榛君） 意向調査をとって今ほどおただしのあったような案件についてそれぞれまとめているところであります。先ほどもお答えしていますけれども、国県に対しては一番自分の住む場所というんですか、それが一番問題になっているわけでありますから、災害復興住宅については23戸の村営住宅をつくるだけではなく今後仮設住宅にいる、あとそれぞれの借り上げアパートにいる方々がきちんと自分の生活再建ができるように災害復興住宅、それぞれ県内で5,000戸ほどつくるわけありますから、今までそれぞれ福島市、川俣、南相馬にお願いをしてあるわけでありますけれども、今度動向を見ながらその辺は議会にもご相談をしながら進めていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 意向調査なり住居アンケート調査とったのであれば、それに一番多いものには先ほど副村長言ったように、現時点での村の基本的考え方というもの部分でどうなるかどうかはわかりません。国の相手加害者の国があるわけですから現時点での村の例えば借り上げ住宅制度の期間延長についてはこういうふうに村としては考えているとか、徹底した除染の継続についてはこういうふうに考えているとか、東電国の賠償の継続も現時点ではこういうふうになっていくとか、そういうものをきちんとわかりやすく説明したほうがいいと思うんです。皆さんわかっているでしょう。多くの村民被害者がわかっている

かどうか。総務課長はわかっていると思いますか。

総務課長（中井田 榮君） おただしのとおり、多くの村民に理解できるようにしなければならないという課題はあるというふうに理解をしておりますけれども、今回の第3版で示していますように、前回のアンケート調査を踏まえながらそれぞれアンケートの結果を示しながら、例えば今ほどご指摘のあった住まいについてもアンケートの数字を踏まえてそれぞれ村外にも村内にも住まいをきっちりしながら進めていかなければならないということを整理をそれぞれのアンケート結果を踏まえながらさせていただいたところであります。今後、議会のほうからもある程度この内容で住民懇談会というんですか、それをやつていいですというご了解を前の全協でいただいたものというふうに理解しておりますので、これをもとにしながら住民懇談会をさせていただいて、さらにご意見をいただいて、第1版、第2版でやらせていただいたように最終的には特別委員会のほうで議決をいただいて成案として第3版を出していきたいというふうに思いますので、なお一層村民のほうには説明も踏まえ、あとご意見もいただくような形で進めてまいりたいと考えております。（ ）

委員長（志賀 穀君） ほかに質疑ございませんか。

委員（伊東 利君） 1点だけお聞きします。61ページなんですかけれども、生涯学習の部分ですか。ここにスポーツ推進委員の報酬があります。3回分の9万円ということですが、この委員会、どのようなことをやっているのかということで、というのは全体的に生涯学習のスポーツの部分やってずっと2日間、議論されてきました。いろいろなクラブ活動とか何とかというのが今まで村にいるうちはいろいろなことでやっていたと思うんですけども、ここにありますのは駅伝競走、福島駅伝ですか。あと市町村対抗というもので参加して大きなものは若干あるようですけれども、他にはどのようなことでこういう組織があって、運動とかそういうものがあるのかお尋ねをしてみたい。お願いします。

教育課長（愛澤伸一君） 61ページの保健体育総務費に係るスポーツ推進の今後の方向ということでご質問かなというふうに思っております。現在、村の社会体育のほうは総合型のスポーツクラブということで飯館スポーツクラブという外部団体を介して主に活動しているという状況でございます。例年、村のほうからスポーツクラブの活動費用を補助金という形で拠出して、そちらのクラブのほうでいろいろ事業を組んで活動をしていただいているという実態でございます。（ ）

ただ、25年度につきまして、このスポーツクラブに関する予算が上がっていないところでございますけれども、実は県のほうから直接このクラブに対する補助事業がございまして、25年度については運営費が十分足りるということでございましたものですから、25年度についてクラブの運営費についての支出が今回はないところでございます。これを村の一般会計の中では表に出ておりますのが福島駅伝の参加と、それから軟式野球大会の参加費というところが大きな事業ということになるわけでございますけれども、そのほかにスポーツクラブに加入している団体の独自の活動がそれぞれ行われておりますし、また、スポーツクラブに新たに加入していただく団体をいろいろ声をかけてこちらに加入していただければスポーツクラブを介して活動費が出るという仕組みができるわけで、こういったことで住民のスポーツの機会を確保しているところでございます。

また、24年度からこの避難状況で村のスポーツ施設で今まで活動されていた方の活動の場がなかなかないということで、住民の皆さんからのご要望もございましたので福島市内の民間の施設についてその事業者さんとそれからスポーツクラブと飯館村と3者で協定を結んで、村民の皆さんがその施設を優先的に利用できるようなお約束を結んだり、あるいは県の施設でありますけれども、青少年会館の体育館を毎週村民のために時間を決めてですけれども村民専用に活用する事業を始めたりということでございまして、その従来の形のとおりスポーツクラブの活動を介する形で村民の皆さんとの運動の機会を確保してきた経緯がございます。25年度につきましても同様のスタイルで住民の皆さんにスポーツ機会の確保、あるいは健康維持に努めてまいりたいと考えております。

委員（伊東 利君） そういう状況では理解はするんですが、現実にどのぐらいの活動状況なんでしょう。

教育課長（愛澤伸一君） すみません。スポーツクラブの数について資料が手元にございませんので、しばらくお時間を頂戴したいと思います。

委員（伊東 利君） 私昨年だと思ったんですけれども、飯館村子供たちから大人までいろいろな競技があって、やる場所がなくて学校の体育館もできたのだからその利用してできないものかと多分聞いたはずだったんです。私の子供たちがサッカーやっているんですが、今理解しているのかどうかわかりませんけれども、川俣のクラブチームに参加させていただいて、川俣の大会もやっているんです。ですから、そういう状況を村の子供たちが参加できて、そういう外部組織のやり方がちょっと私はわかりませんけれども、そういう場所があるならばそういう競技が村単独でもできればいいのではないかという判断のもとに質問もしていますけれども、ですから、どういう競技があってどういうクラブ活動があつてそこにどういう参加人数ができる場所でやっているのか。知らされればいろいろな活動の場がふえるのではないか。私自身何が何だかわからなくしているような状況ですから、そういう状況を知らせて、こういうものがあってこういう活動をしてと、知らせてやれば福島周辺の施設との協定で場所があるということはわかりましたし、予算措置もできるということだからわかりますけれども、それをどう知らしめていくかということもひとつお聞きます。

教育長（廣瀬要人君） 避難中は大変村にあるように十分な施設や場所もありませんでしたので、避難先でできる施設、あるいは会場等をお借りしながら、あるいは地元の団体にまぜていただきながら実施をしてきたというのが現実であります。現在もそういう形で進めているスポーツクラブもあります。後で詳細は報告させます。なお、避難先に幼稚園、小学校、中学校、狭いながらも我が村の施設ができましたので、これを基本的には積極的に解放して使ってもらおうということで、規定もつくりまして周知を図っているところであります。夜、体育館などを使ってやっているクラブ等も少しずつ出てきましたので、今後ともまた周知を図っていきたいというふうに思っております。前の質問については後で担当のほうから答えさせていただきます。

委員（伊東 利君） ぜひそういう機会をふやしていただいて、段々子供が離れていくという状況ですからやる人も減っていくんだと思しますけれども、せめて委員会の中で村にある

村の施設も開放していただき近くでやれるという状況を作らせていただきたいと思います。あの報告は後でいただきます。

委員長（志賀 肇君） そのほか、質疑ございませんか。

委員（大和田和夫君） 先ほど午前中に副村長のほうから水道の管理ということがございましたので、この質問、以前私質問させてもらった経緯がありますので確認をしながら質問をさせていただきます。

現在、水道水を利用している方に適正な水を利用してもらえたために死に水をつくらないように月に何度か排泥などをを利用して水を動かすということでございました。この作業を現在もなされているのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしありましたように、避難中でそれぞれの家庭で水を使わないと中に入っている水が死に水といいますか薬注しておりますからそれらがなくなってしまうという部分もありますので、今お話しいただきましたように定期的に末端で排泥作業等をしながら水の循環をしております。以上です。 ()

委員（大和田和夫君） 定期的に水道末端でこのような作業をしているということなんですが、月にどのぐらいやっているのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 月といいますか、ちょっと私も回数とか詳細を受けておりませんけれども、担当と話す中では末端で10分とか15分的にやっている。それも村内いろいろ末端の場所がいろいろありますから、定期的な部分でやっているというふうに聞いております。以上であります。 ()

委員（大和田和夫君） 末端で月に定期的にということなんですが、課長も以前水道課経験であります。水道に関しては知り尽くしているのかと思うところでございますが、このような状態では私は水は動かないと思います。定期的にといつてもどのぐらいの回数でやっているのか何だかわからないけれども、この話、見守り隊のほうの人聞いてみたら、私はそういう作業は1度も見たことないというような話が聞こえてきました。どのぐらいならやっているのかと私気になっていたものですから今お尋ねしているんですが、末端といつてもどこどこがやっているのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。 ()

復興対策課長（中川喜昭君） 今ちょっと担当のほうに確認してもらうようにしておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君） 先ほど伊東委員からご質問いただきまして飯館スポーツクラブの登録団体の数でございますが、飯館グラウンドゴルフ協会、ゲートボール協会等々、現在17団体、482名が登録されてございます。以上でございます。

委員（大和田和夫君） それでは、先ほど副村長から言われた水道管理については職員が携わなければならないということでございましたが、もしこの作業も動かれて職員不足だったと考えれば飯館村の水道組合ですか、そういう方にもお世話になつてもう少し水の動きをよくしないと私は適正な水質管理とは言えないと思うので、その辺はどうなっているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 水道のほうの担当には公社の職員ですが1名、委託という形で1名専属でついております。あと日常管理ということでは管工事組合のほうに委託という

ことで日常管理もお願いしているということで、それぞれの施設については定期的にその業務管理をお願いしている、管工事組合の関係、そちらにお願いして何かあれば職員も同行しながら確認をしているという状況でございます。あと、一応排泥作業については今担当のほうとも確認しているのは塩素の反応ができるまでは水を出してほしいということをお願いしております。水の塩素の反応がすれば生きている水になるかというふうに、私自身も判断しておりますので、そのようなことでお願いしているところであります。以上であります。

委員（大和田和夫君） 先日村民の方に伺ったんですが、聞いたんですが、しばらくぶりで一時帰宅した。すぐ水道も使うなんだから、5分ぐらい水道口から出しちゃなししてさらにコップでとってみたんだけれども、何か以前とはちょっと違った水道水だというようなことを言っていました。村長の提案理由の中にもあるように、現在村内で操業されている事業者、企業、それから見守り隊、それから一時帰宅者の支援のために水道の供給、適正な水質管理ということを言っているんだから、もう少し水を動かすとか週に最低でも週1回ぐらいは私は水は動かすべきだろう、このように考えておるんですがもう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） 委員おただしのとおり、避難をしておりましても一時帰宅、または操業継続をされている方々もいるということで、水の管理には注意を払わなければならないと感じているところであります。まず水質調査、給水関係も決められた場所で毎月行っているということで、今のところ水質検査の中では異常があるという部分は出ておりません。そういう意味では排泥作業等で水を動かしているという部分では適正な部分になっているのかと思うんですが、家庭になりますと、例えば本管が動いたとしても給水管が動かないという部分がありますから、行った際には減免もしているという部分もありますから、10分とか15分とか出すことで、その引き込みの長さにもよりますけれども、そういう部分もやっていただくという部分も必要なのかというふうに感じておりますので、お知らせ版等を使いながら家庭の水道の使い方ということで、帰宅した際にはある程度、なげてしまうという部分もありますけれども適正な水を飲んでもらうということでは必要かというふうに思いますので、お知らせ版等を使いながらそのような部分を広報してまいりたいと思います。以上であります。

委員（大和田和夫君） もう1点伺っておきます。健康保険証があります。昨年カード式にして村民の方には一人一人持ち歩くことができて、さらに同じ日でも別々に病院それを行けるという喜びの声が聞こえております。そんな中で、もっとしっかりしたもの、例えばキヤッショカードみたいなしっかりしたものつくっていただけないかという声があります。今年度はそういう考えは持っておられるのか伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 個々の健康保険証のおたしでございますけれども、基本的には1年更新ということでございますので、クレジットカードのように5年とかそういうふうに使っていただくものではありませんので、それから余り厚くなるとお財布も膨らんじやうというようなこともあるかと思いまして、25年度につきましては同じものでやらせていただきたいというふうに考えております。

委員（大和田和夫君） 25年度は考えていないということなんですが、確かに便利なんですが、

本当に紙の親方みたいなペラペラのようなカードなんです。財布に入れていても傷みが激しいというかそんな感じなものだから、もう少ししっかりしたもという村民の声があるのだと思います、私は。せめてキャッシュカードみたいな分厚くなくてもそれなりのカードといいますかその辺を考えてもらいたいと思っているんですがもう一度お願ひをいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今ご質問いただきましたので、少し材質等については予算的にはちょっと今年度は難しいと思いますけれども、来年度以降は少し改善できるかどうか検討してまいりたいと思います。それから、今年度につきましてはケースをつけるということにしておりますので、少しほいかなということで思っております。以上です。

委員（大和田和夫君） ケースをつけるですか。もう少ししっかりしたカード式な健康保険証をつくるには予算的にはどのぐらいかかるんでしょうか。その辺もお尋ねしておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） どのぐらいのもので幾らになるかというのは見積もり等とつてございませんので、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。（ ）

委員（大和田和夫君） 予算的にはわからないということなんですが、ケースをつくるということなんですが、ケースに入れると余計使いづらくなるのかと思っている。財布になど入れる場合はもっとしっかりしたものを作るべきだと思うんだけども、村長もこのカード式の件については喜びの声は聞いていると思います。どうせ喜んでもらえるならもっとしっかりしたものを作つけて多いに喜んでもらったほうがいいのではないかと思うんですが、村長はいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 喜んでもらうのには何ら異議がございませんので、もう一度皆さん方と話し合って考えてみたいというふうに思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど大和田委員のほうから適正な水管理、水道水の管理ということで排泥の状況ですが、先ほど言いましたように末端のほうでやっているということではありますけれども、二枚橋では一応2カ所、宮内のほう、末端になりますがここでは3カ所、関沢のガバ1カ所、沼平で1カ所、飯樋の外内で1カ所というようなことで、計9カ所ぐらいでやっているということです。基本的には……、大変失礼しました、17カ所でやっていることがあります。それで夏場につきましては基本的に、夏場、基本的には1ヶ月に1回ということですが、お盆前とか夏場は高温になるということですので回数をふやしているということです。先ほど言いました時間的には10分から15分ということで、塩素反応が確認とれるまで水は出す、排泥しながら確認しているということです。以上であります。（ ）

委員長（志賀毅君） そのほか、質疑ございませんか。

◎休憩の宣告

委員長（志賀毅君） それでは、休憩をいたします。再開は3時5分といたします。

（午後3時36分）

◎再開の宣告

委員長（志賀毅君） 会議を再開をいたします。

（午後3時05分）

委員長（志賀 毅君） これより質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） 先ほど教育を語る会の話題には出たんですけれども、中身ではなく教育委員の話だったので改めて語る会についてですけれども、10月より開催されたようなんありますけれども、この協議事項例というのがありますけれども、具体的などんなことをされて最終的に趣旨に沿った形でまとめられるのかとは思うんですけども、どういう中身で進行され、ことしこの任期中にどういうふうにまとめようとしているのか。

教育課長（愛澤伸一君） 初日といいますか、おとといお配りいたしました資料の23ページからが教育を語る会の資料になってございます。要綱をつけさせていただきました。開催をいたしましてからただいままでの主な議論、どんな内容で話をしているのかということですが、まず子供たちが避難先で勉強しているわけですが、こういう状況の中で学力をどういうふうに高めていけばよろしいのかということや、それから今小学校が3校合同で運営されておりますが、こういう3校合同体制というメリットをどういうふうに引き出していったらいいかということ、それからご承知のとおり年々児童生徒数が減少しておりますので、児童生徒を確保するためにどんな対策をとっていけばいいのかということ、それから先ほどご質問にもありましたが特色ある教育をどういうふうに進めていくのかというようなことが今までの会議の中で主に取り上げられた議題でございます。

どちらかというとそれぞれの立場から自由にと言うとアレですけれども、幅広く子供たちの現状についてご意見をお伺いする会というふうな位置づけでございます。できるものについては教育委員会といたしましても取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、25年度からにつきましては学力向上策の中で上げられましたが、小学校と中学校の連携とか、中学校と高校との連携を強めていくべきではないかという意見が多数出されておりまして、25年度につきましては小学校と中学校の教科のカリキュラムをなるべくあわせるような形で少しずつではありますけれども、教科の連携を進めるということで子供たちの学力向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） この方々、大分近い人もいれば遠い人もいろいろあるんですが、大体どの範囲で定期的にななのか。26年3月31日の任期まで何回かとかとそういうスケジュール的にはどのような形でやられていくんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 24年度につきましては4回ほど会議を開催してございます。25年度につきましても、おおよそ2カ月に1回ぐらいのペースで4回ないし5回ぐらい開催できればというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 復旧・復興の担い手である子供の教育の充実、趣旨からしてどこが目的になるのかよくわかりませんけれども、学校教育の充実を図るというのが目的なのか。そのことで25年も4回ぐらいということで、これはある一定の意見を出された方々のものをまとめてある一定の中間なり終わりなりの報告はあるのでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 予算をとって活動している会でありますので、議会のほうには報告をしていきたいというふうに思っております。なお、趣旨にもありますように村内外からの多くの人たちに意見を出していただいて、村の教育について熱く議論をしていただいて、

教育行政の中に反映できるものは反映をしていくとそういう形で立ち上げた会でございます。ここで決定したことが必ずできるというものではありません。教育委員会でまたそれを検討しながら、できるだけその話し合いを尊重して教育行政の中に反映させていく、そういう考え方でスタートさせた会でありますので、有効に活用していきたいというふうに思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 昨年4回、それでやられて今年度に各自からの意見出された中で生かされたものというのは具体的にはあるんでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） 先ほど課長のほうからも答弁がありましたが、小学校と中学校の連携を図ったカリキュラムを検討してはどうかというような非常に前向きの意見が出されました。いろいろ意見は出されているんですが、新年度については算数・数学について小学校から中学校見通した9ヵ年のカリキュラムを検討してみようということで、今小学校、中学校に検討させているところでありますけれども、こういうふうになかなか狭い教育委員会だけでは出てこないような意見も出されておりますので、これに限らず今後ともいい意見が出されれば行政の中に反映させていきたい。

委員（佐藤八郎君） までいな誕生、健康サポート、までいっ子知の積み立て事業、これでしたか、1万円と5,000円と村内学校ということで村内の学校にできるだけ上げていただくための差だということありますけれども、村長の言う全ての子供は飯館の子供だということからしてどうも違うのではないかと言っていることと予算組むこと。

村長（菅野典雄君） ちょっと質問がわからなかつたんですが、健康福祉課でできるだけ子供たちにというかある意味では強制的にという言葉が適當とは思えませんけど、義務で法で内部検査、甲状腺検査を受けてもらうというそこの趣旨のことを言っていらっしゃるのではないかというふうに思っているところであります。ですから、できるだけ全員にしっかりと1年間に1回、その検査を受けていただくということで、そのときに少しでも受けていただくことがプラスになるんだ、健康もさることながらプラスになるんだとそういうことで図書券を差し上げますということですが、一方で今年度、幼稚園が50人ぐらいが入るところが多分10名そこそことです。そうすると、また多分幼稚園から小学校に上がるときに移動がある。小学校から中学校に上がるときに移動がある。それが例えば10人なら10人がずっとふえることはそうなくて、減りながら学年が上がっていくということになりますと、果たしてこれがどうなるのか。いずれまた村に戻るときにまたそのことも下がっていくことになりますから、そういう意味でできるだけ村も精いっぱいの環境整備にしますから、村の学校、幼小中に上がっていただければとそういう思いを込めて考えているということであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 見つけましたので、27ページになろうかと思いますけれども、今村長言われたことの中身ですけれども、村内に1万円と村外5,000円というこの村長が言う公正公平や同じ子供なんだと村の確かに今の現時点の避難状況やいろいろ心配の中でそういう減る、また戻ってきて入る、いろいろ動きはあろうかとは思いますけれども、最初からこういうふうに分けるとなるとあなたは5,000円しかもらってこなかった子供、あなたは1万円をもらった子供というふうにこちらで分けるようになるのではないですか。給食

費の問題はどうなったのかわかりませんけれども、以前に今回の予算でという話であったので村の幼稚園に上げる人は給食費無料化、そうでない人はどうのこうのという前に全協でもあったんですけれども、どうもその点は村長の言っていること整合性がないというふうに思えるんですけれども。

村長（菅野典雄君） どこに行こうと村の子供だという考え方は何ら変わりありません。だから、どこに行ってもそれなりにこの知の蓄積事業というのは該当するということでありまして、全く整合性はあるというふうに思っています。そうでなければ村の幼小中だけに上げればいいということありますけれども、そうではないですということありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 差をつけなくてもいいのではないですか。

村長（菅野典雄君） そうすると、飯館村の学校に行こうとどこに行こうといいということになると、先ほど言いましたように、どんどん村の学校の子供たちに入る方が少なくなつていって、その後どういうふうになるんですか。これでどうなるものでもないというのは十分わかっています。わかっていますけれども、少しでも後々のために村の幼小中に上がつてもらう、その努力を我々はスクールバスなりあらゆるところで努力をしていくということがなければならないのではないかというふうに思っています。その他のことで、もし何かありましたらご提案いただければ、そういう趣旨に沿えばどんなことでもやりたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 同じ子供ですから、現時点で住所を移動したりもう村には必ず戻らないというふうに決まったものでもないし、子供時代このままの避難の中でどういう選択をしてどこを歩こうがいずれ5年、10年、20年スパンで飯館村に戻ってやるんだという人たちが生まれてくるわけですから、こんなことで差別をこちらで行政側でするようなことをしないほうがいいと思うんですけども、給食費はどうなんですか。幼稚園は。

教育課長（愛澤伸一君） 25年度の予算の中で、資料でございますと56ページでございますが、幼稚園費計上してございます。その中の食料費として410万円ほど計上してございます。こちらは飯館の幼稚園に通っている子供たちの分の給食費ということで、せんだって全協のほうでもご説明をさせていただきましたが、保護者の負担軽減を図るということで25年度につきまして小学校、中学校と同様に保護者の負担がないように村のほうで給食費を負担してまいりたい。こういうことで計上させていただいております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 前に上げた飯館幼稚園の募集チラシというか要項というか、カラーであればそうしますと飯館に籍のある子供はみんな該当するということなんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 募集をかけておりますのは飯館村で運営をしている飯野にある幼稚園にぜひ園児を集めたいということでございますので、飯野にあります村の幼稚園に通う子供たちを対象にした募集のチラシということになります。

委員（佐藤八郎君） それでは、今相手にしないという子供の数は何になりますか。

村長（菅野典雄君） 24ページを見ていただければおわかりのように、プリペイドカードはどちら子供たちは全員に出しているわけです。だから、そういう意味でまるっきり差別をするという話ではなくて、一方では一生懸命応援はさせていただきますし、一方では少しで

も村の学校に入っていただきたいというその思いでありますので、しっかりと両方見ての政策をやっておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 村民は思いだけでは納得できない。これに該当しないこの5,000円に値する人数と幼稚園で給食費の補助をもらえない幼稚園児、現在何人になるわけですか。ことし。

教育課長（愛澤伸一君） まず飯館村の幼稚園以外の幼稚園、あるいは保育所に通園することになる園児の数でございますけれども、25年4月1日の見込みということで対象者142名中村の幼稚園に通う子供59名というふうに把握してございます。残り83名については村の幼稚園以外の幼稚園、あるいは保育所のほうに通っているということになります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、この83名の幼稚園児はこの2つのことからは外された中の飯館の子供ということになりますか。

村長（菅野典雄君） ですから、とりあえず子供には幼稚園の幼稚園費、それからプリペイドカード、図書カードの配付、それからホールボディカウンターなどを受けてくださいということでありますけれども、全くどこに行こうとどう変わらないというのはプリペイドカードと図書券の配布であります。それから検診のほうは全員受けていただければ、そこに半額にはなりますけれどもなるということです。それから幼稚園費は村内の幼稚園だけということであります。そういうことで、それも全部ということになれば、それにこしたことではないでしようけれども、一応の外に行かれた方も精いっぱい村としては応援はさせていただくけれども、できるだけ村の中に残っていただければありがたいという、あるいはお願ひしたいという思いでのいろいろな施策を二重、三重にさせていただいているということであります。

委員（佐藤八郎君） 応援は同じくやったほういいんです。特に59名にやつて83名にはやらないなんていうこと自体あの私どもなりこの幼稚園児を持つ親は好き好んで村の幼稚園に上げなかつたり学校に上げないわけではないです。避難所等いろいろ生活全般を見てそんなことで差をつけられるようなことを村長なり議会に一任しているわけではないです。同じく扱ってほしいんです。今までも村の中でどういう選択しようが高校にしたって飯館高校に必ず上がらなければならないなどということもないし、そういう選択権は自由にあるのではないか。どこの幼稚園選ばうが学校選ばうがそれを行政のほうから差をつけてそれも83名という人を外してまで施策ですか。

村長（菅野典雄君） もちろん好き好んで行ったわけではないというのも十分わかりますし、何としてもその人たちも大変な思いをしていらっしゃるんだろうというふうに思ってはいますが、行政的にいろいろな施策というのは必要であって、例えば飯館高校においてもいろいろな施策で飯館高校を何とかしましょうというそういう思いもありますし、これだけ大変な状況で、しかも相手が放射能ということありますから、本当に大変な思いをしているわけでありますけれども、我々もスクールバスやその他でいろいろ努力をしているわけでありますので、そういう中でもしお願いできましたら村の幼小中で頑張っていただければとそういうものもあるわけでありますので、全て平等にしたいという思いは十分ありますけれども、そういう思いもわかつていただく必要があるのではないかと私は思ってお

ります。

委員（佐藤八郎君） 私もできるだけ上げないように進めようという考え方でものを言っているのではないんです。思いはみんなそういうふうに思っています。しかし、できることとはできないんです。やれることはやれないんです。だから、自分の子供や家族で相談した結果、こういう実態になっているんでしょう。思いはわかります。私も飯館高校にみんな上がってもらえるし、いる人みんな飯館の幼稚園に上がってもらいたい、学校に上がってもらいたい。同じ思いで一緒に政策進めているわけですから、それはわかりますけれども現実にはそうでない。現実にはこういう避難状況やもろもろの状況の中では全てそれにはいかない。その結果、努力し考え悩んだあげく59名の方は飯館に上げていくということに結果的になっているんでしょう。89名の方は村の子供でないみたいなことをやる必要なないのではないかですか。

○
村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、村の子供ではないというつもりであれば今のような事業も全くないわけでありますので、しかし、できるだけ飯館高校をやるときもそれなりのいろいろな対策をさせていただいて皆さん方にご理解をいただいて何とかしなければならない。多分、今度飯館高校もあらゆる手を使わないと多分大変なことになると思います。そのときに村の子供はみんなそうだという話をして、それで事が済む、うまくいくのであればそれはそれでいいですけれども、なかなかそうはいかないということも、それが現実でもありますので、現実現実ということになりますといろいろな現実がある中でいろいろなことで少しでも村の将来を考えていかなければならぬということではないかと私は思っております。

委員（佐藤八郎君） 村長をもって判断するのはそれはそれでいいですけれども、この83名の方が村の幼稚園に上げない理由はどういうふうに把握されたり聞いたりしているんですか。

○
村長（菅野典雄君） いろいろな、本当に悩みに悩んで飯館の幼稚園には上げられない方がこれほどいるわけでありますから、そこをどういうふうにしていくかということで、多分前にも教育委員会のほうからお話をあったと思いますけれども、何かサブ的な幼稚園をそれつくれないのか。つまり長時間の通園時間が、多分親をこうやってほかの幼稚園にということでありましょうから、その辺が何かできないかというのが今年度の事業の中に盛り込ませていただいて、どういう形にできるかわかりませんけれども、一生懸命それの対応もやりたいとこういうふうに思っているところであります。全く何もやらないということではございませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 講師の報償費について資料リスト含めていろいろな報償が出されていますけれども、それぞれ関係する内容、関係するにふさわしい人を選んでいるようありますけれども、全て根拠として数字が上がっている以上どういう人たちが講師やらアドバイザーなりになっているかということは具体化されているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 資料の13ページの復興に係る各種報償、一般報償の600万円とあと村づくりアドバイザーの220万円の件だというふうに思いますけれども、まず600万円につきましては、これは今後第4版の復興計画、さらには専門的な今後検討を加えていくに当

たって専門的な知見をもらう、相手は放射能でありますからその辺の専門的な知見をもらいながら今後検討を加えていかなければならないということもあって、資料にお出ししておりますように、第4版の復興計画の推進委員の報償としては大体1人当たり5万円で延べ60人で300万円ほど計上をさせていただきました。さらに、先ほどからお答えしておりますように、土地利用並びに地域の計画も含めて策定アドバイザーということで、これも5万円掛ける20人ということで延べでありますけれども100万円ほどの報償費をとらせていただきました。

さらに、復興計画のプロジェクトの委員の報酬でありますけれども、これも専門的な知見をもらうということで5万円の40人ということで、延べでありますけれども200万円ということで、誰がどういうふうにということはまだこれからでありますけれども、大体こういう形で今回報償をさせていただいたところでございます。

あともう1つの下の村づくりアドバイザー、あとまでい大使でありますけれども、まず1点目はご承知のとおり佐川先生、村づくりアドバイザーでありますけれども、震災前からご指導いただいているわけでありますけれども、ずっと引き続き200万円ということでお願いをしているところでございます。佐川先生につきましては震災前からお世話になっているわけでありますけれども、震災以降も村のほうに来る回数も大分回数も1カ月のうちに2回とか大分来ていただいている中で200万円、さらに都内でもいろいろな方々に会っていただく等調整をしてもらうということも含めてやってもらっている状況であります。内容としては、予算計上としてはこちらに来ていただくに当たって往復2万円の費用弁償1回8万円ということで10万円、その1カ月1回ということで120万円を計上させていただいて、あと都内でのその活動費ということで10回ということで80万円ということで予算を計上させていただいたところであります。

さらに、までい大使でありますけれども、現在12名いらっしゃいます。この方々のいろいろな関係での助言指導をいただくということで20万円をとらせていただきまして、合わせて220万円の予算を計上させていただいたところであります。

委員（佐藤八郎君） 佐川さんという人はこういう報酬をいただいても大丈夫な立場で、こういう報酬をいただかないと飯館のこういう活動に助言は願えない方だということになりますか。

総務課長（中井田 榮君） 実費弁償というようなことで旅費をということでの考え方でございまして、とにかく飯館村について震災前からいろいろなご指導いただいて、さらには震災後もいろいろな形で議会のほうにも全協のほうにも出席をいただきながら、特別委員会のほうにも出席いただきながらということで、第1分科会から第3まであって、その第2分科会の代表なども務めていただいて、までいな住民会の委員長も務めていただいたということもあって、大分実費弁償で今回も25年度も報償として予算を計上させていただいたところですので、ご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 私もいろいろな学者、いろいろな教授、いろいろな人たちが災害の起きた年の9月から毎月2回ぐらい最低来いろいろな方が飯館支援に駆けつけてきておりますけれども、全部それは実費で何百人も応援に駆けつけてくれています。ただ、村

長から選ばれていないのでこういうお金は出てきませんけれども、村長が頼めば報償がこれだけ入ってくる。村長が頼まないで支援にいろいろな方が何十回も入っていても何らない。そういう格好にはなっているんですけども、別にその方々もらいたくて私ところに来て村いっぱいずっといろいろな活動しているわけではないですから、もらわないのはいいんですけども、村長がこの佐川氏という人に都内でも1回動けば8万円、どんな動きしてどんな報告書を上げてくるのかわかりませんけれども、追って監査委員会で報告書なり何なりは見られるのでしょうか、こういうことをしないとなかなかうまくいかないという考え方しか持てないのか。こういうことを村は望んでいるとぜひそういう地位やそれなりの能力ある方が応援したいと最低旅費食料費ぐらいでしたいという方がいたらどういうふうに対応されるんですか。こちらで頼んでお金を200万円も払う人しか頼めないですか。

村長（菅野典雄君） 財団も自治体によっていろいろなやり方はあるだろうとは思いますけれども、いろいろな情報を入れたりご指導いただいたりしていろいろな村づくり、まちづくりの組み立てをしているところと、もちろん基本は自主自立でありますけれども、全く想定内ところがあるわけであります。どこの視察に行ってもどこどこの誰さんの指導いただきながらこういう健康のまちづくりをしてきました、あるいは何々のまちづくりをしてきましたということです。

みんなそれぞれやっておりますが、情報なりネットワークなりこういう時代でありますからできるだけ広く情報なりネットワークを入れていくということがこれから大切であり、しかもこういうときになればこそ私は大切だと思っています。例えば、残念ながら畜産の村は今壊滅的な状態でありましたけれども、飯館村の牛の状況でありますけれども、大学駅伝の箱根駅伝、東京マラソンの1,000人の弁当は飯館村、飯館牛の弁当になりました。それから心のケア、今長崎から年何回も子供たちのために小児科のお医者さんや精神科のお医者さんなども来ていただいています。そのほか、数限りのいろいろな我々でなかなかできないようなことをこの方を中心にもっともっと広い中でやってきていただいています。その方の中には今申しましたように何らそこに求めるような方ではないわけでありますけれども、責任を持ってこれから村にしっかりとそういういろいろなものを我々村でなかなかできないこと、足らないことをしていただくということにはそれなりの報酬を払わせていただいて、その中でやっていただく。多分、間違いなくほかの自治体よりはこの金額というのは半分ぐらいの金額だというふうに思っています。その方、少なくとも飯館村だけをやっているわけではありませんけれども、まあこの金額で飯館村は厳しい村なのでぜひよろしくお願いしたいということでお願いしているわけでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思いますし、その方たち、その他の方たちも多分いろいろそれは日当的には幾らか出るかもしれません、旅費も出るかもしれませんけれども、本来はそんな金額でお願いするような人たちでもない方たちが一生懸命やっていただいているということです。

例えば、きのうは増田明美さんが駆けつけてきていただきました。みんな大喜びしました。これも佐川さんのつながりであります。ですから、数え切れないようなそういうもの

がありますので、ぜひこの金額でよろしくお願ひしたいというふうに私の方でお願いをしているところであります。多分本来ならばもっとなのかもしれませんけれども、村としては精いっぱいの皆さん方にご理解いただける金額とこのように考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 村長は世の中に佐川さんしかいないようなことを言っているとなんでもないんです。世の中にはいっぱいいて、いっぱいの人はいっぱいの芸能人やいっぱいの人と知り合いになっているんです。誰が選ばれてもそういう道は開けるんです。私の知っているいろいろな会社の社長なり何なりいろいろな人いますけれども、みんなそれなりにつながりを持ってきずなを持って生活しているんです。今村長が言う佐川さんが言うように何例か挙がって挙げられましたけれども、それは佐川さんでなくとも違う人であれば違う人たちをもっと応援してくれるようになるんです。村長が言うように本来であれば倍ぐらいの費用が必要なんだろうと帳簿分にはありがたく支援を昨年もその前からだ。震災前からか、佐川さん。だから、長いということで村のご事情も十分わかっているということでの話なんですけれども、こういう内容的なもの唱えての活動費、そういったものも報告書はちゃんと上がるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 毎回都内での報告については1年通してどのぐらいあったのかということは報告をいただきながら、そして前半・後半に分けてそれぞれ報償費を分けて実績を見ながら払わせていただいているところであります。1回8万円となってはおりますけれども、この回数以上は都内での活動は十分にしていただいた上で昨年の実績も見ながら、さらに今ほどお答えしましたように、さらにいろいろな情報、交流、つながりを持つていただくためにぜひともこの200万円についてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 健康リスクコミュニケーションの予算積算がありました。661万円総事業費、講師、医師、心理士、そういう方々への報酬というか謝金といいますかいいろいろありますけれども、本来の委託作成委託ぐらいか、かわら版の道しるべ。あと6番の食料費、その上はほとんど講師謝礼ということで理解していいのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） すみません、ちょっと今鼻血が出てしまったものですからマスクをしたまま失礼をさせてください。

今おただしのとおり、追加資料で出させていただいた15ページに細かい資料を出させていただきました。その下のところにそれぞれ報償費、食料費、委託料の合計が書いてございまして、今委員おただしのとおり、食料費、それからかわら版道しるべの作成委託を除きますとそれ以外はほとんど講師謝金ということになります。会議の出席謝金についても講師謝金ということで、報償費で全部で400万円ということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 約400万円はそういう形になるということです。そうしますと、この医師とか講師とか心理士、アドバイザー、こういうものはこういう方々は既に依頼し承諾を得ているということになっていますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まずは幾つかに分かれるかと思いますけれども、推進委員会の皆様についてはこれは2年間の委嘱期間ということになっておりますので、昨年に引き続

いてお願ひをしたいというふうに思っております。それで、その方たちは同じように各部会のほうの委員も兼ねていただいているので、大きな1番のところのリスクコミュニケーションの推進委員会についてはメンバーがある程度決まっているということでございます。

それから2番目の小さな単位でのリスクコミュニケーションの謝金についてでございますけれども、これも今までこのアドバイザーの方々を中心にやっていただきましたけれども、最近リスクコミをやっていますと結構健康のことだけではなく、例えば除染についてであるとかいつになつたら帰れるかとか農業はいつできるかとか、なかなか医師の先生だけで解決がつくというか、その先生の知識だけでお答えができる部分も多くなってきているという状況にございますので、必要に応じてそういう住民の方のいろいろな質問に答えられる講師についても今年度については関係機関とか、それから村の関係部署などと調整を図りながら講師をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 2番目のコミュニティリスコミの実施では県内の医師がほとんど講師もそうなのか。流れであるということありますけれども、なぜこのことを確認しているかといえば、その人によってリスクコミそのものの考え方方が違ってくるんです、それぞれがあります。そのことをきちんと理解した中で村民がそういう講師の話を聞いたりする必要があるので、聞いていますので、決まり次第お教え願えればというふうに思います。

最近国会なりいろいろ聞いていますと国としての避難区域見直しの動きが必要あるかのようなするんだというような動きというか発言がありますけれども、長としてはどのように捉えているのか。私たち村民は初めは原発からの距離で、その次は放射線量の高さ低さで、そしてその後は一括支払いの賠償によって村民が分けられてきて分断されてきていますので、今言われている見直し区域見直しは本年はどのようにしようというふうにどのようにされようとしているのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 区域の見直しは去年の7月17日をもって終わりましたので、これ以上、今のところ何の情報もうわさも入ってはおりません。あとはそれによっての除染の仕方とかなどが、あるいは賠償の仕方というができるだけ多くの村民に同じような形になるように、あるいはもらえないような人がないように一生懸命今国と交渉しているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、今言われている見直しが必要だというのは我が村の見直しとは何ら関係ないお話ということですか。

村長（菅野典雄君） 区域の見直しでしょうか、それとも除染の見直しでしょうか。その辺、除染の見直しは新聞紙上で聞いているところでありますので、それについてはいろいろ思いなり何なりはありますけれども、区域の見直しは今のところ何ら情報もありませんし、今までのとおりということであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、除染は国が飯館村においては基本的に責任を持って除染をするということであり、除染は25年度のうちに全村やるということなので、その変更はないと思いますけれども、それ以外のやつたところからとか線量が下がったところからとか、何かそういう変更的なものは区域見直しについても何ら情報は入っていないという

ことですね。

村長（菅野典雄君） 全く入っていません。ただ、新聞紙上によりますと除染の日程表を夏ごろまでに変えるということありますので、24年、25年でと終わると言っていた国の施策がどのようになるのか、変わるべき性としてもあるのかなというふうに思いながらその対応をしなければならないというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 昨年の8月31日に3者協定を結んだことでの成果は本年はどのように生かして内容としては具体的に何を目指して村民のためになろうということにしているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） きっと東芝とスマートコミュニケーションズのあと村との3者協定の件だと思いますけれども、ご承知のとおり、24年度につきましては第3版の復興計画を進めるに当たって準備委員会ができて、その事務局にも入っていただきましたし、あとは推進委員会のその第4版の本体の事務局にも入っていただいたということと、さらには東芝につきましては第1分科会のバイオマスの現在現地調査をやっていますけれども、その中で専門的な知見も十分に社内の中で検討していただいて、特別委員会でも報告をしていただきましたけれども、どのような形である程度方向性、それを出すに当たって成果を見るといふんですか、ある程度の成果は上がってきたか。さらには、スマートコミュニケーションズにつきましては専門的な情報の管理、震災以降の記録をどういうふうに残していくべきかというところで福島大学のほうとも協議を重ねていただいて、ある程度その方向性は見えたかと思いますし、今後25年度については先ほどからお答えしていますように、専門的なプロジェクトをつくりながら、さらに事務局に入っていただきながら第4版のまとめの準備、そういう形にしていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 具体的には第4版をつくるための会議に出て、いろいろな知恵や経験、その人たちが持っている英知を出して第4版づくりをしていくということになりますか。

総務課長（中井田 榮君） 第4版もありますけれども、ご承知のとおり、今後復興を進めていくに当たって第3版の中でも復興公社の話も出ていますけれども、それをどういうふうな形で進めていくかというのも1つのポイントになるのかと思いますし、第1分科会、第2分科会、第3分科会、それぞれまだ途中です。24年度についてはある程度の方向性はこっちかなという形で議会のほうにもご説明はさせていただきましたけれども、これから専門的にまとめていきながら、さらに議会のほうとも協議をさせていただきながら第4版にも、あとある程度まとめて進めなければならないものについては専門的なプロジェクトでまとめながら、そこの事務局なり専門的な知見をいただくというところでその3者協定の効果を出していければと考えております。

委員（佐藤八郎君） 村は昨年度、昨昨年からですか。賠償基準は4種類あるんだろうということで1つ精神的、2つ財物、3つ火災、4つに事業の損害ということで、区域によって賠償額に差が出ないようにできるだけするんだという考え方でやってきました。それでもある面では差がついている部分はありますけれども、本年はどのようなこの賠償の完全賠償を実現させるために村は村民のためにどんな基本的な方針を持って具体的にどんな要求をされていくのか。

村長（菅野典雄君） 今言った4つのほかに一般的にでありますけれども農機具などのそういうのも入ってきましたから5つということになるというふうに思っております。

1番の今金額的にも大きいかと思う財物賠償ということで、それを支払うに当たっては登記していないとだめだということでありますけれども、登記をしていない方もおられるでしょうし、していたとしても本人ではない場合があって、なかなか難しいのではないか。その辺をどういうふうに国と話し合いをして、少しでも早く村民の皆さん方に賠償金が渡るようにしていくというのが25年度の大切な役割ではないかと思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 火災の部分もどうも最近全体に村に帰っている方が大分いて、家の中が壊れているのをお金が直せばかかるような思いを持っている人がふえてきているんですけども、そういう意味ではその部分もある程度加味しながらやらないと単なるリフォーム代だけでは全然不足するのではないかと心配しているんですけども、あとは先ほど何問か前に言いましたけれども、借り上げ住宅というか今の住宅の期間延長問題の部分も含めて非常に不安を持っているんだというふうに村も思っていると思うんですけども、そういうものにもきちんと応えていくべきと思うんですけども、具体的にお知らせ版なりそれはそれとして別なものを印刷するなりできちっと対応すべきだというふうに思うんですけども、いかがですか。

村長（菅野典雄君） リフォーム代という話も村から出した話でございます。もちろん、それで済むというものではございませんから、これから財物賠償とそれから家財という中で直していただくということになるのではないかというふうに思っているところであります。

それから住宅の問題は会うごとに国のほうに言っておりますので、あとはどう聞いていただけるかということですが、これからも言い続けていきたい、村民のためにとこのように思っております。

委員（佐藤八郎君） 除染本格除染というんですか、昨年始まったばかりなんですけれども、そういうこともあって復興の道のりなかなか進めないのではないかという現状ですけれども、今後増大していくのは村民の健康不安、あとは生活、あとは次世代の確保というか村にとっては大きな課題があるのかというふうに思いますけれども、そういう健康施策と次世代確保の点でどういう施策と成果を求めておられるか。

村長（菅野典雄君） 健康のことは当然大切でありますので、できるだけ検査が受けられますではなく検査を受けてもらうような仕組みをつくっていくということが大切だらうと思いますし、また、保健師なども充実をしていって少しでも大変な方の形に寄り添うような形をしていきたいとこのように思っています。

次世代の、先ほど佐藤委員といろいろやらせていただきましたので、思いだけとつていただければありがたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 幼稚園、小学校、中学校の次には青年という中、次世代といつこの世代から言うのかわかりませんけれども、なかなかそういう点で雇用の場ももちろんですけれども安心安全な生活、そこで働けてそこで生きられる基盤というのがきちんと前が見

えない限り次世代確保なかなか難しい中と思うんですけれども、メインとなるものは何でしようか。

村長（菅野典雄君） 先ほどは子供の話でしたが、もうちょっと若い世代というお話でありますから、そこら辺も十分に考えた中でいろいろ言わされましたけれども、避難をさせていただいた避難生活を村のほうで対応したところであります。したがって、今村の中で許可をもらって操業しているところもありますし、全てみんな募集をしております。さらに、大体飯館村から1時間以内のところに90%近くがおられますから、その通勤なり何なりのところでまだまだ村とのかかわりは十分持つていけるものというふうに思っております。それで十分とは思っておりませんが、精いっぱい先の先のことまで考えて対応をさせていただいたというふうには思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 復興住宅の見通しはどうなんでしょう。県営の災害公営住宅にしろ村が目指している災害公営住宅にしろ見通し的にはどうなるんでしょう。ことしのうちには何ができるんでしょう。（ ）

村長（菅野典雄君） なかなかいろいろな問題があります。土地の問題、許可の問題などなどがありますからなかなか難しいんですが、全て村というわけにはいきませんから、県営に頼っていく、あるいは国の借り上げ住宅の延長などに頼っていくというしかないのではないかというふうに思っていますが、県営のはなかなか時間的に、あるいは均一性ということがあったので村がある程度は村民に添えるような形でやりましょうこういうことでありますので、以前はそうでないようなご質問をいただいたような記憶があるんですが、私の勘違いかもしれませんけれども、そういうことで少しでもスピードを出すために村営の形も少しでもお世話になって大変な方たちに少しでも早く入っていただくことが必要だろうこういうふうに考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 村長は今は村内の災害公営住宅のことを言ったのか。私はそうではなくそれはそれでどこまでことしほとしは進めるのかも重要ですけれども、そうでない村外の災害公営住宅は村としては県なり国にどこまでことしほとし進めようと考えているのか。申請のみなのか申請もしないのか設計云々まで進む、どこまで進めようという基本の方針ですか。（ ）

総務課長（中井田 榮君） 災害復興住宅につきましては3月の広報の中に5ページにそれぞれ県営の災害復興住宅の要望戸数を出させていただいたところであります。ご承知のとおり、3月8日に新聞に出ていますけれども、県では27年度までに完成として福島県としては2,918戸を災害公営住宅として建てる。その中にそれぞれの市町村の戸数が載っておりますけれども、この中に村で要望した戸数が載っていないわけで、県のほうに確認しましたところ、これは第4回の11月までに申し込まれた戸数が載っているということで、村の分については第5回ということで23戸についてはこの中に第5回分として次の回ぐらいには載るのではないかということであります。

そういう意味で、県のほうには23戸分を村のほうで建てるということも含め、さらには県の災害復興住宅の要望戸数としては、前もお話ししましたように福島市、川俣、南相馬には一応戸数としては要望は出しているところであります。さらに、状況を見ながら今後は議会とも相談しながらこの戸数については進めていきたいと考えております。

◎休憩の宣告

委員長（志賀 肅君） 休憩をいたします。再開は5時30分といたします。

（午後4時17分）

委員長（志賀 肅君） ほかに質疑はありませんか。

これで各会計の質疑は全て終わりました。

これから議案ごとに採決をいたします。

議案第12号平成25年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肅君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（志賀 肅君） 起立8人。起立多数で、よって議案第12号平成25年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

議案第13号平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肅君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は平成25年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決すべきと決定いたしました。

議案第14号平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肅君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

議案第15号平成25年度農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肅君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり決定すべきと決定いたしました。

議案第16号平成25年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肅君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号平成25年度飯館村介護保険特別会計予算は原案どおり可決すべきと決定いたしました。

議案第17号平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肅君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成25年度飯館村後期高齢

者医療特別会計予算は原案どおり可決すべきと決定いたしました。

◎閉会の宣告

委員長（志賀 肇君） 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案審議は全部終了いたしました。

なお、本委員会における審査の結果の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（志賀 肇君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもって平成25年度各会計予算審査特別委員会を閉会といたします。

長時間にわたりましてご苦労さまでございました。

（午後4時22分）

()

()

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月14日

予算審査特別委員会委員長

志賀 齊久